

日本經濟政策学会編

戦後二十年の經濟政策

—日本經濟政策学会年報XVI—

1968



勁草書房

日本経済政策学会編

戦後二十年の経済政策

—日本経済政策学会年報XVI—

1968



勁草書房

目次

論

説

戦後二十年の経済政策	中村隆英	一
経済計画の性格と意義	高橋誠	一五
戦後二十年の財政政策	新野幸次郎	三〇
戦後二十年の産業組織政策		

報

告

社会経済体制「発展」の原理	野間俊威	三三
——最近におけるハイマンの所説を中心に——		
物価指数の問題点	森田優三	四〇
経済成長と二重構造	金子精次	五〇
ユーゴスラビアにおける経済改革の展開と問題点	五井一雄	六〇
フランスにおける経済集中化の発展	島田悦子	六九
中小企業存続論	後藤文利	七九

名古屋地方陶磁器工業組織論	中村 精	一七
——競争と独占の日本的形態——		
拠点開発政策と都市形成	伊藤善市	一九
工場団地の現況と問題点	吉沢栄蔵	二五
——静岡県下における実態——		
神奈川県における工業団地化の現状と課題	山田 一郎	二三
——独占資本への奉仕的性格性批判——		

書 評

E・サリーン『政治経済学——プラトンから現代に至る経済政策理念の歴史——』	橋本昭一	二六
B・ホルトマン『競争政策の理論』	繩田栄次郎	二四
A・クラーク編『見えざる手』——自由企業経済哲学論集——	内藤英憲	二四
K・A・フォクス、J・K・セングプタ、E・ソーベック『数量的経済政策の理論——経済成長と安定化への応用——』	飯原慶雄	二九
K・A・フォクス、J・K・セングプタ、E・ソーベック『数量的経済政策の理論——経済成長と安定化への応用——』	藤枝省人	二五
W・A・エルティス『経済成長——分析と政策』	高川清明	二六
C・P・キンドルバーガー『戦後ヨーロッパの経済成長——労働供給の役割——』	水野朝夫	二九
L・J・タイバイ『イギリスの産業国有化』	遠山嘉博	二七
I・M・キルツナー『資本に関する考察』	斎藤 事	二八
学会記事		二七

論 說

經濟計画の性格と意義

中 村 隆 英

〔東京大学〕

一 戦後經濟計画の推移

戦後日本の經濟計画は、その前史として戦時中の物資動員計画をもっている。それは至上命令としての軍需をまかなうために、すべての原料と、労働力と、生産設備と、輸送能力と、資金と、対外支払手段とを動員しようとするものであった。軍需用の資源資材の残余で、生産財と消費財に割当てられるべき資源の量が決定される。軍需の増加にともなつて、消費財はもろろん、鉄鋼やアルミニウム、石炭などの生産財に割当てられる資源も縮小していった。そこに戦争經濟のもたらした破局的な状況があった。そして敗戦を迎えたときわが国は、完全に崩れ去った再生産機構と、軍需及び重化学工業の膨大な遊休生産設備と、そして目的に応じて資源を割当てるための物動計画の方式とを遺産としてうけついたのである。

戦後の諸計画を一覧表にまとめると第1表のようになるが、これは大まかにいえば二つの時期に、こまかくは四つの時期に分つことができる。すなわち、第一期は一九五〇年六月の朝鮮戦争まで。第二期は五四年の不況まで。以上を前半期とし、以下を後半期として第三期は五六年のブームから六〇、六一年の高度成長期まで。第四期はそれ以後、現在にいたるまで。すなわち大まかには一九五〇年

代のなかばで大きな区分ができ、ややこまかくみた四つの時期はほぼ五年ごとに区切られているが、それはおのずから戦後經濟の時代を劃していたとみることができ。經濟計画も經濟の実態から切り離されたものではありえないので、計画にもられた将来のビジョンは、実はときどきの經濟的現実を写す鏡の役目を果していたのである。

第一期の諸計画 第一期にはさまざまなプランが半ば公式に検討された。それらはわが国の生活水準を戦前の一九三〇年の水準まで回復させることを最大の目標としていた。その実現のためには、当時の評価で約三五億円の輸入が必要であるが、もはや戦時中に「不急不要」といわれて潰滅した繊維工業に頼ることはできないので、かなりの重工業を必要とすると説き、当時のポリーレー賠償案に抵抗しようとする姿勢を示していた。それには、具体的な実施計画は附属していなかったが、廢墟のなかからたち上がって外国の援助に頼ることなく、生産を復興をしてゆくためには何をなすべきか、いかなる将来を構想すべきかという真剣な問題意識と、理論的な見通しがあった点で特筆されるべきものであった。なお、一九四七年初頭の、石炭と鉄鋼の生産に、資材資金を重点的に傾斜させて生産を拡大させ、それを楨杆として、生産を再開しようとした短期的な計画「傾

第1表 戦後経済計画の概観

作成時期	名称	目標時点	鉱工業生産指数	輸出 (100万ドル)	輸入 (100万ドル)	国際収支 (100万ドル)	国民所得 (億円)
昭23・5	経済復興計画第一次試案	昭27年度	昭5~9年ベース 130 (昭35ベース29.8)	1,647	1,657	+10	
24・5	経済復興計画	28年度	同上 133.9 (同上30.6)	1,511	1,581	+32	
25・6	(エオス作業A)	27年度	昭7~11ベース 114.4 (同上30.7)	1,190	1,256	+10	34,775
25・6	(エオス作業B)	27年度	同上 110.3 (同上29.6)	1,033	1,185	-8.3	33,731
26・1	自立経済計画	28年度	同上 131.4 (同上35.3)	1,551	1,711	-2.7 (除援助)	41,640
26・3 26・8	(トップレベル作業) (B資料)	29年度 29年度	同上 196.5 (同上53.0)	2,653	2,495	358	—
29・2	昭和32年度経済表	32年度	昭9~11ベース 170 (同上49.8)	1,549	2,121	0	63,970
29・6	岡野構想	32年度	同上 170 (同上49.8)	1,460	1,660	0	65,500
29・9	総合開発の構想	40年度	—	2,423	2,474	-50	(GNP) 96,188
31・1	経済自立五ヵ年計画	35年度	同上 256.5 (同上75.2)	2,600	2,590	0	(GNP) 96,736
32・12	新長期経済計画	37年度	同上 371.9 (同上108.9)	4,422	4,230	150	(GNP) 130,440
35・12	所得倍増計画	45年度	同上 431.7	8,485	8,080	200	260,000
40・1	中期経済計画	43年度	同上 239	9,935	8,875	—	292,100
42・2	経済社会発展計画	46年度	—	16,400	13,450	20	402,000

注 数字はいずれも目標年次のもの、評価は基準時点。

斜生産方式」も、またこの時期の特色ある計画だったといえるだろう。

一九四七―四八年になると「経済復興計画」が公式に策定されようとした。この姿勢はさきの諸構想の系統をひくものではあったが、同時に、進行しつつあるインフレーションを食止めること、急速に生産を復興させることは「外国の援助と強力な総合施策の実施」なしには両立しえないと考えた点において、また迫りつつある国際経済への復帰に対処するために、生活水準の回復に優先して産業、企業の資本蓄積を推進する必要があるとされた点でことなっていた。このちがいは経済を資本主義的な原則で再建することが定められたことを意味している。ただし「経済復興計画」はついに政府の公式の計画として採択されなかった。「自由」主義者吉田首相が「計画」を嫌ったことだけでなく、当時アメリカから派遣されたドッジ経済顧問が財政と金融を一挙に引締めようとしたに、この計画はゆるやかにインフレを収束させようとしていた点で、基本的な思想のちがいがあったためである。

これ以後、「エオス作業A・B」などが政府内部の私案としていかにして外国援助なしに国際収支の均衡をはかり「自立」すべきかを検討したが、いずれも悲観的な見通ししかたてることができなかった。

(1) その代表的なものに、外務省の「日本経済の再建

基本問題」がある。

第二期の諸計画 朝鮮戦争によるブームは、一挙に輸出を膨張させ、米軍の「特需」とあいまって、ドルの保有は増加し、企業の利潤の増加と資本蓄積の拡大をもたらした。新技術の導入も進められ、基幹産業における本格的な設備投資をよびおこしたが、それは同時に一時沈静した物価上昇がふたたび問題とされるきっかけになった。当時の計画ないし計画的作業のなかで、とくに注目されるべきものに、わが国の全産業について、現有設備による最大の生産能力を調査し、アメリカ軍の緊急調達計画に役立てようとした「トップ・レベル作業」と、一九五四年におけるわが国の最大限の生産能力を推定し、その達成のための隘路が電力にあり、その資金として二・八五億ドルの借款を要請した「B資料」(サンフランシスコ講和会議携行資料)などがある。それらはいずれもアメリカの需要を喚起し資金を導入するための資料であったが、同時に当時のわが国の不安定な国際収支と、資金の不足をものごとがたっている。

第一、二期の計画に共通する特色は、特定の政策目標を達成することを目的としていた点である。そして手法としては戦時以来の「物動」方式による積み上げ計算が採用された。戦時中の軍需にかわり、ある時は国民生活が、ある時は国際収支の均衡が目標に掲げられたけれども、方法は変らなかつた。計画目標の達成に直接結びつく部分が増えたり上げられ、それから遠い分野はなおざりにされがちである。しかし、経済の復興とともにこれまでのように唯一の政策目標を設定することはむずかしくなり、それとともにこの方法はしだいに行き詰まるにいたった。

第三期の諸計画

一九五五―五六年にはわが国は輸出の増加によって「特需」脱却の可能性をみいだし、かつ生産も戦前水準を超え、重化学工業も新技術の導入によってその性格を變貌させつつあった。そのなかで、計画の目標も「特需なき国際収支の均衡——経済自立」から「完全雇用」に切り替えられ、方法論としても巨視経済学的な計画手法が用いられ、計画のワケ組みとして国民経済計算が採用されるにいたったのである。

この期の計画には「経済自立五ヶ年計画」(一九五六年一月)、「新長期経済計画」(五七年一月)、「所得倍増計画」(六〇年一月)がある。このうち第一のものは、方法論の点では斬新であって、GNPの成長率を総合的に検討する方法がとられたけれども、なお、「経済自立」を目標にのこした点で前期の残滓をのこしていたし、そのうえGNP成長率を5%と低くみていたので、五六―五七年の成長によってたちまち現実に対応しえなくなつて放棄された。それは労働生産性の上昇率を3%と低くみつもり、限界資本係数を五と高くみつめたための失敗であった。第二の計画は、はじめに「経済自立」を目標からおとし「完全雇用」を目標に掲げたが、なおGNP成長率を六・5%とみていたために、まもなく現実に追いつけなくなつた。そこに「所得倍増計画」が登場する。

「倍増計画」のメリットは、戦後の高い成長率(たとえば一九五三―五九年の間、実質GNP成長率は八・3%)が、戦後復興過程の一次的なものではなく、国際収支もとくに赤字ではないこと、重化学工業化も急に進んでいることなどの事実と海外の経済成長のテンポも速やかだったことをありのままに認め、その延長のうえに、

第2表 変数記号

変数記号	名称	資料	出所
C	個人消費支出	国民所得白書	1934—36年価格
If	民間総資本形成	〃	〃
J	民間在庫投資	〃	〃
X	輸出と海外からの所得	〃	〃
M	輸入と海外への所得	〃	〃
V	国民総生産	〃	〃
W	貸金所得	〃	〃
P	非貸金所得(V-W-Df-Ti)として定義	〃	〃
Df	民間固定資本減耗	国民所得白書	〃
Ti	間接事業税一補助金	〃	〃
Kf	民間固定資本存在量	国富統計(昭和5年, 昭和35年)	〃
Of	鉱工業生産指数	鉱工業指数総覧	〃
G	政府の財貨サービス購入	国民所得白書	〃
Tw	世界輸入総額指数	国連統計	〃
r	交易条件(輸出価格/輸入価格)	日本の経済統計(至誠堂)	〃
i	利子率	本邦経済統計	〃
z	ダミー変数	戦前0, 戦後1	〃

第3表 モデルの推定結果の一例

(1930~1964年のデータによる。なお、係数の下の括弧内は推定値の標準偏差、R²は自由度修正済みの決定係数)

1. 消費函数	$C=0.1198(W+P)+0.8712C_{-1}-69.45Z+56.31$	$R^2=0.999$
	(0.0265) (0.0457) (13.39) (22.22)	
2. 投資函数	$I_f=-48.02i+2.084(P/K)_{-1}+3.9930f-257.3Z-58.16$	$R^2=0.992$
	(51.16) (1.570) (0.129) (179.1) (145.9)	
3. 在庫投資函数	$J=0.06787V-22.36Z-30.03$	$R^2=0.626$
	(0.01545) (36.08) (49.91)	
4. 輸出函数	$X=-5.165r+0.9899Tw+1.154Of+155.0Z+444.6$	$R^2=0.967$
	(1.247) (0.6185) (0.9166) (20.96) (87.61)	
5. 輸入函数	$M=0.1956(C+G)+0.4150f+224.2Z-178.8$	$R^2=0.989$
	(0.0408) (0.09511) (16.89) (50.41)	
6. 減価償却函数	$Df=0.1743 \frac{(Kf+Kf_{-1})}{2}+0.2621Z-242.4$	$R^2=0.992$
	(0.00373) (12.45) (12.59)	
7. 貸金函数	$W=5.116Of-136.5Z+365.9$	$R^2=0.994$
	(0.111) (21.81) (21.31)	
8. 生産指数	$Of=0.509C+0.1461f+0.0297G+3.435$	$R^2=0.997$
	(0.103) (0.0152) (0.0188) (3.012)	
9. 租税関数	$Ti=0.3332G-69.63Z+101.1$	$R^2=0.942$
	(0.0249) (15.43)	
10. GNP	$V=C+I+J+G+X-M$	
11. 非貸金所得	$P=V-W-Df-Ti$	
12. 資本ストック	$Kf=Kf_{-1}+I+Df$	

長期の計画をたてようとした点にあった。しかし、この計画は十年間に実質GNPを倍増するという前提をさきに決定していた点、GNPの成長率と鉱工業生産の成長率がバランスを失っていた点など、計量的な方法においてはむしろ杜撰であった。それゆえにこの計画はそのまま長く存続しえないことは明らかであり、それはむしろ、高い成長の可能性を鼓吹することによって、設備投資を主軸とする経済成長をひきおこし、また政治的にも日米安保条約に対する国民の関心を、経済成長にむけかえさせた点で、大きな意味をもったといえよう。野党である社会党もこれに対抗して9%成長の計画をうちだしたが、それはまさに野党も池田内閣のベースにのせられた証拠であった。しかし、それとともにこの計画が国民各層に高い成長が常態なのだという考え方をうえつけたこと、年々のベース・アップ率がこれを契機にたかまったことなど、のちに大きな影響をおよぼしたのである。

第四期の諸計画 「所得倍増計画」は、現実の高い成長率に即せず、また計画では考えられていなかった物価騰貴がはげしくなり、まもなく計画としての意味をうしなした。その後、池田内閣の手で「中期経済計画」(一九六五年)、また佐藤内閣の手で「経済社会発展計画」(一九六七年)の二つの計画がつけられた。これらの計画は、いずれも大型の計量経済学モデルを採用して、倍増計画の計量的な不備を改善した点に特色がある。しかし、そこでの政策目標は多元化し、とくに「経済社会発展計画」は、一九六五年の不況にやんだ大企業の要請をいれて、「経済の効率化」の名のもとに産業の寡占化と競争の抑制を主張するなど、政策的なアナクロニズムを

曝露している。また両計画とも、モデルによって予測を行なうに当たり政策変数や外生変数の値を故意に低くおさえている点で、計量経済学モデルを正当に使用していないという批判も多くなされている。それゆえに、方法上の精緻化にもかかわらず、この期の計画は迫力を欠くものにしかたなりえなかった。そこにいまの経済計画の問題がひそんでいるといつてよい。

二 後半期計画の計量的チェック

以上の議論を補強するために、後半期に公表された五つの経済計画について、計量経済学的チェックを行なっておこう。後半期の諸計画が事実上予測に終っていたことは既述のとおりであるが、このようなチェックを行なうことによって、計画当局もっていた予測上の態度を知ることができると考えられるからである。ここで使用されるモデルは、九つの方程式と三つの定義式からなる小型の計量経済学モデルであり、五つの純内生変数、四つのラグ付き外生変数、および十二個の内生変数をふくんでいる。データは一九三〇—三十七年の戦前の八年間、および一九五〇—六四年の戦後の一五年間、いずれも年データを使用した。ここでの予測の方法は、同一のモデルについて、戦前以来(Ⅰ)一九五五年まで、(Ⅱ)五六年まで、(Ⅲ)五九年まで、(Ⅳ)六三年まで、(Ⅴ)六四年までの五つの異なるスパンのデータを取り、それぞれに方程式のパラメーターと誘導型係数を通常の最小二乗法によって推定し、それに後述するような外生変数のセットを与えて、十年間の予測を行なうのである。たとえ

第4表 外生変数の想定

	ケースA 成長条件 好	ケースB 成長条件 悪
Gの成長率	14%	10%
Twの成長率	10%	7%
iの変化	毎年0.04% ずつ低下	初期値と 同じ

注 ただし、rは不変、Zはすべて1とする。

それによって、一九五六年、五七年、六〇年、六四年、六五年の五つの時点において可能であったはずのエコノメトリックな予測を行なうことができるから、その結果と、当該年次の実際の計画とを対比することによって、計画数字が内包していた性質を検討しようというのである。

そのために用いられた変数と、推定されたモデルの一例(さきのV)を第2、3表にまとめて示しておく。(全モデルのパラメーターの推定結果は付1表を参照)また外挿用の外生変数として、第4表の二つの組合せで、当該年次の実績値を延長したものを使用した。ケースAは財政支出、世界貿易の成長率とともに高く、利率も通減する場合を考慮しており、またケースBは前二者の成長率も比較的強く、かつ利率も不変の場合を考慮している。

ここで使用したデータは、経済企画庁の国民所得統計の旧推計で、一九三四—三六年価格表示のものを使用していることをおことわりする。またモデルの性質と推定結果は比較的平凡なものであるが、若干付言しておく。消費函数は可処分所得を使用しなかったため、所得と過去の消費を説明変数に採用した。設備投資函数は利率率をもって金融の事情を、利益率をもって利潤動機を、生産指数をもって需要面の圧力を代表させた。在庫投資函数はGNPのみを説明変

ンが長いほどフィットはよくなるが、その比較については別稿にのべることにしたい。

以上にのべた方法によって、一九五五年以後の諸計画がつけられた時期ごとに、五年及び十年後の予測を行ない、GNPの成長率を計算したのが第5表である。この表は、むしろ意外なことに、倍增計画の作られた一九五九年までのデータを使用した予測が低い成長率を与え、一九五五年までのデータを利用した場合がえて高いという結果を示している。それは一九五五—五八年の時期が、「神武景気」とよばれ好況に際会したにせよ、その前後のブームに比してGNP成長率は必ずしも高くはなく、むしろ低かったこと反映するといえよう。また五九—六一年のブーム後のデータによる予測は、この時期の事情をよく反映し、かなり抑制された条件を与えたケースBの場合ですら、なお9%をこえる成長率が示されている。

これらの結果と、当時の計画とを対比するとき、計画成長率は倍增計画のみを例外としてすべてケースBによる予測成長率をも下廻るものになっているのは印象的である。それは、過去における成長を偶然と考え、成長率が将来は低下するであろうという悲観的な予測を与えていたのである。そのために計画はすべてまもなく改訂を余儀なくされたのであった。

そうした事情のたつた一つの例外が所得倍増計画であったことをもまた、このデータは証明する。倍增計画はむしろ粗雑な作品だったことはすでにのべた。ただ、この計画が、唯一のケースAに近い条件を考えた計画だったことが——そして、ケースAが当時の経済政策の基調を比較的よく反映していることを考えるならば——この計

第5表 GNP成長率の計画とモデルによる予測の対比 (%)

	予測の対比 (%)		
	以後5年間	以後10年間	
1955年	ケースA	10.6	10.4
	ケースB	9.3	8.3
	経済自立五カ年計画	6.0	
1956年	ケースA	9.8	9.3
	ケースB	8.5	7.6
	新長期経済計画	6.5	
1959年	ケースA	7.5	7.4
	ケースB	6.2	6.2
	所得倍増計画		7.2
1963年	ケースA	11.0	11.1
	ケースB	9.1	9.0
	中期経済計画	8.1	
1964年	ケースA	11.5	11.7
	ケースB	8.9	8.6
	経済社会発展計画	約 8.0	

数としているので決定係数が低くなっているが、これは長期のトレンドの分析を目的としたために、在庫の変動の動きをとくにわしく分析することをさせたためである。輸出は、交易条件と世界貿易指数をもって海外の条件を、生産指数をもって国内の輸出圧力を、一応代表させ、また輸入はGNPの構成要素をそれぞれ説明変数として一応は高いフィットをえたが、Twの係数のような有意でないものも含まれている。賃金所得は生産指数のみをとったが、フィットはかなり良好である。生産指数はGNPの構成要素のみで説明しているが、一応は満足すべき結果がえられた。なお、五つの期間について推定を行なった結果について検討すると、全般にデータ・ス

画をとともかくも生命あるものたらしめたのであった。なお第6表に民間投資と消費の対GNP比率の予測結果をかげておこう。それは、われわれのモデルを使用した予測の妥当性を検討するに役立つと思われる。五つの年について、五年後、十年後の投資率、消費率を予測した結果は消費率についてはその長期的低

第6表 ケースA、ケースBによる民間投資率(I/V)と消費率(C/V)の予測

	基準年		5年後		10年後	
	I/V	C/V	I/V	C/V	I/V	C/V
1955年までのデータ	ケースA	60.5	58.9	55.1	9.9	55.1
	ケースB	60.5	62.0	60.5	9.1	60.5
1956年までのデータ	ケースA	63.5	59.2	54.8	13.8	54.8
	ケースB	63.5	62.1	60.1	13.0	60.1
1959年までのデータ	ケースA	59.1	54.5	48.0	18.9	48.0
	ケースB	59.1	57.3	53.2	18.6	53.2
1963年までのデータ	ケースA	54.2	48.7	44.7	27.6	44.7
	ケースB	54.2	51.4	49.1	26.7	49.1
1964年までのデータ	ケースA	52.7	48.1	44.3	27.1	44.3
	ケースB	52.7	50.8	48.7	26.9	48.7

下を予測しえた点で一応満足すべきものと思うが、投資率については成功していない。すなわち、五五年まで、五六年までのデータによる二つの予測はいずれも投資率の長期的低下を、五九年のデータによる予測はその横ばいを、六三、六四年までのデータによる二つの予測はその増増を予測している。それらはいずれもそのときまでの傾向を延長したにすぎなかった。現実には投資率は六一年をピークに最近では下りぎみであり、その運動は複雑であった。ただ、このような予測も、倍増計画までの諸計画が目標年次について消費率、投資率ともに計画時点の状況と大差ない数字を与えていたのにはまざっていると思われる。その意味で、このような比較的平凡、かつ簡単なモデルによる予測も、一種の中立的な予測として暫定的に計画の性質を分析するための役割をはたしうるのである。

三 戦後経済計画の性格とその改善の提案

以上に概観したように戦後のわが国の経済計画は一九五四―五五年を劃期としてその計画目標は一元的なものから多元的なものになり、また計画策定の方法論は、物動的な積上げ計算から巨視的な国民経済計算のデータを使用し、しだいに精緻なものに変化してきた。わが国の経済計画は、目標が不明確になると同時に計画手法のみが発展し、とくに第四期の諸計画は政策論つきの経済見直しになってしまったのである。このような性格の変化が生じた理由はどこにあったのだろうか。

便宜上、後半期の諸計画についてさきにふれておこう。最近の「経済社会発展計画」は自らの性格を「市場機構を中心として運営

される経済」の計画を規定し、それゆえに「政府自身の活動については、長期的政策の基本方向、優先順位を明らかにし、責任をもつて実行するよう努力するが、民間経済活動についてはその望ましい発展の方向を示し、必要に応じて誘導策を講ずる」(傍点筆者)ことにしている。この規定は後半期の諸計画にはほぼ共通するものであり、「計画」といってもその性格はせいぜい望ましい姿の展望にすぎないことをものがたっている。政策自身の施策についてさえ「実行するよう努力する」にすぎないのであって、計画の本文にも財政、金融の具体的な数字は明示されていないのである。財政、金融当局は将来の政策について計画によって拘束されることを望まないし、各省も自己の政策をこの計画によって規定されることをきらうために、計画は「努力」以上を約束できないのである。

また計画は政府、財界、学界、労働界など——とくに前二者——の代表によって審議決定されるために、各層の目前の利益を守ることが当面の課題になり、特定の政策的なビジョンを強く打出すことができず、ついに諸階層の妥協の産物に終ることもよく知られている。

しかしながら、もっと本質的なことは次の点にある。わが国の経済が私企業の競争体制のもとにおかれており、企業は自己の自由の侵害に対してははげしく抵抗する。しかも、基本的には高い経済成長が持続しており、市場は拡大し、新しい産業が発展し、新しい技術の開発導入が相ついで以上、たとえばアメリカにみられるように、業界の最大の企業が業界の主導権を握って、他を追従させるという寡占体制はまだ成立してはいない。もとより通産省をはじめ

とする各現業官庁が、ときには法律により、ときには勧告操縦や設備投資規制や金融上の優遇などの手段を用いた行政指導によって、産業を保護、統制している事実が認められる。しかしそれが経済計画に欠けている点を補っている一面をあまり過大評価することはあまりであろう。むしろわが国の成長産業に対する政府の政策的立場は基本的には大企業間の競争にゆだねることを前提し、大企業もそれを望んでいるけれども、不況や、海外との競争上の不利や、一時的な設備過剰などの問題が発生すると、すみやかな保護と統制が業界からも要求され、また実施されるたて前にならなければならない。わが国の基幹産業の急激な発展は、近くに避難小屋があることを知る登山者が悪天候を冒して前進をつづけ、ついになしとげた登頂の成功にたとえることができる。危険にさいしての保護と統制が前提されていればこそ、企業はきそって設備投資の競争を行ない、生産を拡大して成長を促進してきたのであった。

わが国の経済計画はそのような事実についてはほとんど考慮していないし、それを計算に入れることも不可能である。その意味で計画は経済のマクロ的なビジョンたりえたとみななければならぬ。かくして、わが国の計画は政策的手段も、実態とのつながりも不十分であったために、それを実現する機能をいまま昔ももって、現実の経済政策は計画からは離れた場所で行われてきたといつてよい。

これに反して、前半期、とくに第一期のそれは計画の名のもとに経済政策の基本方向を指定しようとし、そのゆえに大きな政治的経済的な意味をもっていた。敗戦後の苦境にあったために、計画が果

すべき目標は集約されやすかつたし、補助金政策を広範に活用し、直接に資材、資金を割りあて、貿易を直接に制限するなど直接的な政策手段を採用することもできたために、計量的な手法は粗雑ではあったが、考え方のうえでも、実質的にも、ある程度の効果を取めえたのである。

それと対比することによって、資本主義体制下の経済計画に特有の問題が明らかになる。資本主義体制下の経済政策は原則として、利子率の操作や公開市場操作のような金融的な調整や、税制上の変更や、財政支出の規模や使途の操作や、社会保障関係の制度改革などの手段しかとりえない。個々の企業や産業を直接統制するのではなく、経済の全体に影響するような間接的な政策しかとりえないし、個々の政策はそれぞれに作用と反作用をもつものであって、それらの政策的総合的な効果は、にわかには判定されえない。私企業や個人の経済的活動はもとより自由に委ねられている。このような条件のもとでは計画は、しよせん、ガイドポスト以上の役割をはたすことはできないであろう。

しかも、ガイドポストというものは、計画立案当時の経済のもっている行動様式や内在的な成長力からかけはなれたものであってはならない。さきの計量モデルの多様性によってわれわれは与えられた時点における条件を無視した計画が、どのように現実から遊離してしまうかをみた。資本主義経済においては、(社会主義の経済においてもある程度類似した事情が発生しつつあるのではないかと考えられるが)経済政策の有効に働らきうる範囲は限られていて、国民の各層にないし特定層に大きな苦痛を与えることなしに成長率を政策

付表 計量モデルのパラメーター (Iは1955年まで, IIは56年まで,
IIIは59年まで, IVは63年まで, Vは64年までのデータによる推定)

④ X	ϵ	T_w	Of	Z	$const.$	攪乱項の 不偏分散	自由度調 整済の決 定係数
I	-3.263 (1.140)	0.3747 (0.6139)	3.552 (0.9367)	186.6 (21.52)	201.1 (100.4)	800.3	0.918
II	-3.442 (1.252)	0.2539 (0.6728)	3.045 (0.9839)	176.3 (22.86)	272.0 (101.6)	973.0	0.896
III	-3.711 (1.088)	0.3430 (0.5432)	2.591 (0.8133)	170.4 (18.72)	314.0 (76.82)	865.3	0.924
IV	-4.031 (1.241)	0.3453 (0.6317)	1.959 (0.9070)	143.8 (19.66)	403.2 (81.58)	1234	0.959
V	-5.165 (1.247)	0.9899 (0.6185)	1.154 (0.9166)	155.0 (20.96)	444.6 (87.61)	1502	0.967

⑤ M	$C+G$	If	Z	$const.$		
I	0.2060 (0.04193)	0.3271 (0.1541)	226.6 (16.08)	-181.3 (55.78)	540.6	0.939
II	0.2094 (0.04931)	0.4895 (0.1609)	234.1 (18.52)	-218.3 (62.80)	748.6	0.922
III	0.1901 (0.05301)	0.4569 (0.1491)	226.4 (18.85)	-178.4 (63.16)	896.9	0.936
IV	0.1961 (0.04256)	0.4153 (0.09781)	223.9 (17.80)	-178.0 (53.64)	999.4	0.984
V	0.1956 (0.04077)	0.4150 (0.09511)	224.29 (16.8)	-178.8 (50.41)	946.8	0.989

⑥ Df	$(Kf+Kf_{-1})/Z$	Z	$const.$		
I	0.1814 (0.02863)	272.5 (46.15)	-256.5 (60.43)	250.0	0.760
II	0.1882 (0.02279)	282.3 (38.25)	-269.8 (49.49)	232.8	0.847
III	0.1763 (0.01199)	260.9 (23.68)	-242.3 (29.00)	268.3	0.945
IV	0.1097 (0.02693)	79.82 (75.52)	-26.95 (77.68)	11551	0.564
V	0.1743 (0.003726)	262.1 (12.45)	-242.4 (12.59)	303.8	0.992

① C	$W+P$	$C-1$	Z	$const.$	攪乱項の 不偏分散	自由度調 整済の決 定係数
I	0.1060 (0.04585)	0.8791 (0.07885)	-76.09 (22.13)	72.76 (80.78)	979.4	0.969
II	0.1060 (0.04358)	0.8792 (0.06408)	-76.10 (21.09)	72.73 (67.33)	890.5	0.981
III	0.1034 (0.03494)	0.8677 (0.05274)	-76.61 (17.61)	88.02 (39.25)	709.2	0.993
IV	0.1249 (0.02864)	0.8664 (0.04883)	-65.93 (14.34)	51.14 (24.61)	616.2	0.998
V	0.1198 (0.02647)	0.8712 (0.04568)	-69.45 (13.39)	56.31 (22.22)	577.2	0.999

② If	i	$(P/K)_{-1}$	Of	Z	$const.$		
I	-189.9 (66.71)	0.3186 (1.247)	1.387 (0.7980)	-246.4 (142.3)	580.9 (235.5)	606.8	0.871
II	-158.4 (69.22)	0.9293 (1.290)	2.180 (0.6902)	-273.5 (153.1)	417.9 (231.6)	711.6	0.907
III	-70.55 (59.35)	0.9762 (1.356)	3.427 (0.3741)	-176.7 (154.7)	100.5 (187.8)	804.2	0.965
IV	-64.36 (52.52)	2.054 (1.581)	3.905 (0.1521)	-271.8 (180.2)	-7.444 (151.9)	1225	0.989
V	-48.02 (51.16)	2.085 (1.570)	3.993 (0.1290)	-257.3 (179.1)	-58.16 (145.9)	1251	0.992

③ J	V	Z	$const.$		
I	0.05561 (0.04090)	-40.70 (28.77)	7.810 (85.83)	1583	0.422
II	0.06962 (0.04090)	-37.84 (27.85)	-17.36 (76.07)	1514	0.539
III	0.03962 (0.03089)	-41.54 (36.90)	34.12 (76.95)	3117	0.308
IV	0.06787 (0.01545)	-22.36 (36.08)	-30.03 (49.91)	4104	0.626
V	0.05888 (0.01305)	-31.31 (35.25)	-6.774 (45.17)	4137 64.32	0.627 0.798

⑦	W	Of	Z	const.	攪乱項の 不偏分散	自由度調 整済の決 定係数
I		4.970 (0.7410)	-127.0 (27.02)	364.6 (59.73)	1656	0.923
II		5.317 (0.5759)	-123.4 (26.15)	341.6 (50.67)	1598	0.948
III		5.630 (0.3136)	-118.4 (24.45)	319.0 (35.38)	1600	0.978
IV		5.086 (0.1306)	-138.3 (22.60)	369.4 (23.04)	1769	0.992
V		5.116 (0.1106)	-136.5 (21.81)	365.9 (21.31)	1699	0.994

⑧	Of	C	If	G	Z	const.	攪乱項の 不偏分散	自由度調 整済の決 定係数
I		0.05423 (0.01487)	0.1541 (0.04410)	0.01249 (0.04246)	3.454 (3.916)	-34.06 (13.34)	20.42	0.942
II		0.05119 (0.01092)	0.1435 (0.02752)	0.02240 (0.02775)	2.754 (3.099)	-31.53 (10.25)	18.58	0.966
III		0.05046 (0.009797)	0.1511 (0.02099)	0.01688 (0.02434)	2.951 (2.654)	-30.35 (8.757)	16.97	0.989
IV		0.04716 (0.008977)	0.1431 (0.01314)	0.04714 (0.01750)	3.792 (2.604)	-35.89 (8.072)	17.70	0.998
V		0.05092 (0.01027)	0.1461 (0.01516)	0.02966 (0.01880)	3.435 (3.012)	-34.61 (9.335)	23.75	0.997

⑨	Ti	G	Z	const.	攪乱項の 不偏分散	自由度調 整済の決 定係数
I		0.1995 (0.04281)	-54.39 (7.004)	128.0 (17.12)	138.3	0.912
II		0.2394 (0.05832)	-57.93 (9.784)	118.9 (23.90)	275.4	0.872
III		0.3953 (0.06222)	-54.67 (13.77)	67.81 (28.00)	558.2	0.886
IV		0.3605 (0.02948)	-63.59 (15.25)	87.71 (19.07)	849.2	0.936
V		0.3332 (0.02486)	-69.63 (15.43)	101.1 (17.67)	904.4	0.942

的に上下することはむずかしいと考えられる。あるいは個別産業の発展や消費のバターンの変化の度合を調整することも同様にむずかしいことのように思われる。その意味でガイドポストは当該経済の動向を正確に予測した上でこれを徐々に少しずつかえるていどにつくられなければならない。たとえば現在の日本経済のもつ九一〇%前後の成長力を、大きな摩擦なしに、八%に引下げようとするのはかなり困難な課題であろう。

しかし、計画がガイドポストにすぎないとしても、それをよりよいものにする道がないとは思われない。何よりも、今後の経済計画は、たんなる現状の延長と、政策の羅列であることをやめなければならぬ。むしろ、もう一度刻下の急務というべき政策目標を明確に設定し、そのための手段を明示し、その政策の効果を計量的に示すことが必要である。それによつてはじめて経済計画はガイドポストとしての役割を果たすことができるであろう。

その改善の方法を具体的に示せば次のようになる。第一に経済の現状の分析に立って、急務とされる政策目標を示すことである。第二に、もし現在の延長として、何らの政策や制度上の変化がなく推移した場合に生ずるはずの経済過程を客観的に予測することである。ここでは計量経済学の方法が採用される。第三に、各種の政策を複合的に採用した場合の将来の経済の姿を計量的に予測し、変化のない場合と対比して、政策の効果を分析することである。その手つづきを経たうえで、もっとも望ましいと思われる政策の体系と、それによつて生ずるはずの経済の将来像をふたたび計量的に明示することである。それによつて、資本主義的なワタ組みのなかにおい

ても計画を行なうことの必要と、とられるべき政策の意義が明らかにされるであろう。

わが国の計画はいまのところこの要請をみたしえないことはすでに述べたし、ここに述べた方向に計画の方法を変えてゆくことも容易ではないであろう。しかし、この方向への改善を行なわなければ、経済計画がますます有名無実のものになってゆくことは否定できなまいと思われる。

(1) この種の議論の代表的なものとしては、*Economist* (London) 27 Oct. 1967, の "The Risen Sun" 参照。

(本稿は、経済政策学会で発表したものに、あたらしい計測結果をつけ加えて書き改めたものである。これは、六八年二月に開かれた「日ソ経済学者の会」のシンポジウムで発表されたが同会の許諾をえてここに転載する。)

質問 (慶応義塾大学 加藤 寛)

経済計画の性格とあり方を論じて示唆されることの大きな報告であったし、さらにそれを計量的に示されようとした意図は高く評価できるが、なお若干の点をお訊ねしたい。

(一) 従来日本の経済計画と称するものが「予測」にすぎなかったということがよく指摘されるが、自由経済における計画というものをどのように評価しておられるか。もし計画というものを、目標に対する用具変数の決定とその量的把握にあるとすれば、コルム方式などはその一つといえないだろうか。

(二) 「計画と予測との差」としても、その実効性を考えるならば、その戦略拠点(政策手段)としていかなる範囲までを考慮しておられるか。

(三)「初期における方法論の欠如と明確な政策目標、後期における方法論の精緻化と政策目標の喪失」とは、興味ある指摘ではあるが、方法論とは単に技術的なものであるか。もし計画の実効性を考えるなら、それはすでに作成のプロセスも含めていなければならぬ(たとえば、所得政策は労使協議を前提としている)。

(四)「後期」の特色は、経済・社会発展計画にあてはまるだろうが、政策目標を喪失しているのではなくて、目標があっても、それが計量と一致しないことに、日本の経済計画の現代的問題があるといえないだろうか。その意味では、計画の時的区分として倍増計画の量的修正にすぎない中期計画と、計量に裏づけられない質的政策の意図(いか悪いかは別として)をもった経済社会発展計画とを同じ分類とすることは妥当であろうか。

答 (一)自由経済における計画とは、「目標に対する用具変数の決定と量的把握」であると考えるかという点については、ほぼ異議がない。ただ筆者はコルム方式については、そのさいのGNPのパターンを説得力のある方法で設定できるかいなかについて、若干の疑問をもつ。また資本係数の安定性も必ずしも保証されているとは考えられない。それゆえ、目標の設定後はやはり計量経済学モデルによって整合性ある予測を行うほうがよいのではないか。

(二)計画と予測の差をうづめるための政策手段は、やはり財政、金融政策の範囲で機動性ある政策をとるほかあるまい。ただ、ここで強調したかったことは、すぐれた予測にもとずかない計画が、あるいは経済のもつ内在的な傾向を無視した計画が、ほとんどただちに画餅に帰したという事実であった。

戦後二十年の財政政策

一 報告の要旨

周知のように、日本財政は、戦後二十年にして、国債発行政策の導入により大きな転換をしめし、いわゆる「均衡財政」から「国債を抱いた財政」へと財政政策の展開がみられた。この報告では、これに焦点をあて、この転換の戦後日本財政史における位置づけをおこなうことを主要内容としている。

二 「戦後財政」とはなにか

戦後二十年という「距離」は、戦前の財政とあきらかに区別される「戦後財政」として類型化されうる特徴を形成してきたように思われる。この場合、昭和二十年代を、「戦後財政」の形成の時期、三十年代をその本格的展開の時期としてとらえることができるように思われる。その場合には、昭和二十八年前後を、その形成の重要な転換点としてとらえることができよう。その転換点には、戦後日本資本主義の再建のいちおうの完了という経済的条件と、占領の「終結」と「独立」という政治的条件とが背景になっているものと思われる。

(三)作成のプロセスについても、後期における目標の多元化が、じつは計画に参加する社会の各階層の利害の錯綜を直接に反映していることは否定しえない。また、財政金融等の運営については計画はまったく拘束力をもっていない。そこに、現代の政府、財界、労働界、学界、消費者代表などのバランス・オブ・パワーのもとに作成される計画の本質的な問題がひそんでいるのではないかと考える。

(四)経済計画以後の時期において「目標があってもそれが計量と一致しない」のは、やはり「目標」設定に無理があったためと考える。世界経済の伸び率や財政、金融の運営、などの点で、大きな変化が生じないかぎり、内在的な成長率は純化しえないであろう。しかるに「中期計画」「経済社会発展計画」はこの事実を無視し、財政・金融の伸びを低く見こんで計算上低い成長率をみちびいているにすぎない。しかも財政・金融の伸びを低くする政策的な拘束力を計画はもっていないのは前述の通りである。ただ、倍増計画だけは、内在的な成長率をほぼ正当に評価していた。その点を評価するのである。

高 橋 誠

(法政大学)

三 「戦後財政」を規定する条件

このようにして形成された「戦後財政」は、その出発点においてつぎの主要な三つのレールのもとにおかれていた。すなわち、(一)財政の形式的側面においては、新憲法・新財政法下における財政秩序、(二)戦後インフレとそれに対するドッジ・ラインによって定められた均衡財政主義にもとづく財政運営方式、(三)とくに税制、および地方財政制度の改革を意図したシャープ勧告のしめした路線がこれである。(その内容の説明は省略)

「戦後財政」は、これらの三つの条件によって規定されながら、他方では、それらを何等かの形で修正し、その再編成をおこないつつ形成されたといえよう。たとえば、財政秩序にかんしては、再軍備による新憲法体制の変化、昭和二十七年、二十九年における財政法の改正(継続費、繰越明許費、国庫債務負担行為の新設および改正)がそれを物語っている。またドッジ・ラインも、「総合予算の真の均衡」から「一般会計の均衡」へと修正され、事実上大きな変化がみられている。シャープ勧告についても同様のことが指摘されよう。そのような修正によって、「戦後財政」の特徴が前述のようにほぼ昭和二十年代の末期において形成されたとみられるわけであ

四 「戦後財政」の構造的特徴

かくして形成された「戦後財政」はつぎのような特徴をもつと考えられる。すなわち、

- (一) 均衡財政主義のいちはおうの堅持
- (二) 財政支出における公共投資偏重の構造
- (三) 資本蓄積を政策目的とする「租税特別措置」により改変された租税構造
- (四) 財政投融资計画の定着と、一般会計の投融资化による「財政計画」の「第二の予算」化
- (五) 国と地方との財政関係における財源の中央集中と、交付税、補助金制度による国の地方にたいする調整と支配の財政関係

五 高度成長と財政政策の役割

昭和三十年代における高度成長が民間資本の設備投資主導型であり、その際、設備投資資金が日銀信用によって支持された間接金融方式によって調達されたことは、今日の常識である。ところが、前述の「戦後財政」の諸装置はこの高度成長の過程において開花し、それが本格的に機能するにいたった。また、この間の財政政策は一方において高度成長によって支持され、他方では高度成長を促進する要因として機能した。この具体的な内容はつぎのようである。

(一) 高度成長下の財政運営方式

高度成長下における財政は、一言でいえば高度成長にもとづく巨

てもかなり循環加速的に機能したといえよう。しばしば、高度成長下にみられた財政資金の揚超などの現象を理由に、財政の事後的な景気安定作用を評価する意見があるが、財政と経済の動態的な関係を考慮すれば、十分に説得力のある意見とはいえない。

六 国債発行と財政政策の転換

しかしながら、昭和三十七年度財政を契機として、日本財政はその基調に変化をみせ、昭和四十年すなわち戦後二十二年に、本格的な国債政策が登場し、いわゆる「均衡財政」より「国債を抱いた財政」へと転換した。この転換の意義は、高度成長によって支持されてきた巨額の自然増収に依存した財政運営方式のゆきづまりを意味する。すなわち、自然増収の方式より借入れ依存方式への変化であり、すでに昭和三十七年ごろより準備されてきた。

この場合導入された公債政策、いわゆる「建設国債」方式の意図は、かならずしも明確ではないが、政策当局の説明によれば、一時の心急的な措置ではなく、長期的な財政政策の一環をなすものである。すなわち、一般会計における「投資的経費」に見合せて国債発行をおこなうもので、国債は、日本財政構造にビルト・インされることになったのである。このような公債政策は景気政策としてのそれとは別個のものといわなければならない。

しかし、このような国債政策の前途には、多くの問題が存在しているように思われる。たとえば、昭和四十二年度財政の場合のように、すでに景気政策としての国債政策の役割が終了したにもかかわらず、不況期であった前年度以上の国債発行高を前提とした予算編

額な自然増収を背景とする運営方式で、その具体的メカニズムはつぎのような内容のものであった。

高度成長↓所得増加↓自然増収↑新規財源↓財政膨脹↓成長の促進↓自然増収↑追加財源
決算剰余金

この場合巨額な自然増収の歳出化とともに、租税負担率の急激な上昇を緩和するために減税政策がとられたことが注目される。(周知のように租税負担率はほぼ二〇%前後に固定された。)

(二) 高度成長下の財政による資本蓄積補強機構

前述のように、財政は高度成長に支持されて膨脹をつづけたが、他方では、財政が高度成長、すなわち資本の高蓄積を促進補強する機能をはたしたことを強調しなければならない。すなわち前述の「戦後財政」の諸機構が、ここにおいて、全般的に展開をみせたのである。とくに、①偏企業の偏産業的公共投資、②資本蓄積補強のための租税政策、③財政計画からする民間資本への低利・長期資金供給等が主要な意義をもった。この場合公共投資は一般には拡大する民間資本にたいして外部経済的条件を整備するものではあったが、その一部は大資本の私的投資と交錯し、それを代位したことが無視されてはならない。

(三) 高度成長下における財政政策の評価

要するに、高度成長下の財政運営は、好況期における巨額な自然増収を歳出化して、これをもって資本蓄積の促進、補強をするものであった。このために、財政は、ひとり所得再分配という政策課題を犠牲にしたのみならず、経済の安定、すなわち景気変動にたいし

成をおこなったことなどがこれである。しかも、国債は早くも消化難となり、その積極的な国債の圧縮が必要とされている。すでに国債がビルト・インされた財政構造において、それをはたすことは容易ではないように思われる。

質問 (東京都立工業短大 秋山 稷)

一、「戦後財政」という性格規定について。

(1) 「戦後財政」という性格規定をする以上、これが戦前の日本財政とどう性格的・構造的・機能的に異なるかを明確にする必要があるのではないか。とくに戦前と戦後の資本蓄積構造の変化にもとづく、その役割と性格の変化を明確にする必要がある。

(2) 「戦後財政」という規定をする現代日本財政の特質は、主要資本主義諸国の財政とどう性格的・構造的・機能的に異なるかの評価により、より明らかにされると思われるが、この「戦後財政」の特質は、このような観点からみて、どのような点で現代資本主義財政として一般的であり、また「戦後日本」の特質をもつのか。

二、「戦後日本財政」における「健全財政主義」均衡主義の性格と役割について。

「健全財政主義」均衡主義は、その具体的な形態はかなり変化し崩壊してきてはいるが、少くともここ数年前まで(福田財政による転換まで)戦後財政を規定してきた「政策原理」であったといえるが、これが戦後日本の資本蓄積過程ないしは戦後日本の政策体系のなかで果たしてきた役割・機能・性格について総論過程、

総政策体系の運動のなかで、とくに金融政策との関連で、もっと明確にする必要があるのではないかと。

三、財政の景気調整の機能について。

「戦後日本財政」は資本蓄積の構造は景気調整において景気加速的・逆行的に働いてきているといわれるが、「景気上昇期の財政赤字」、「景気下降期の財政赤字減ないし財政赤字」により景気調整機能を果たしてきているという事実の側面については、どう考えるのか。

四、福田財政による政策転換の性格について。

(1) 「公債財政」への転換は、日本財政の「戦後財政」は資本蓄積の財政構造から公共需要創出的な景気政策的財政構造への転換と評価するのか？ 景気政策的な性格をもってきたことと、また各種の分野で構造・機能・役割が変化してきたことは否定しないが、それにもかかわらず資本蓄積の構造という基本的な構造・性格は変化していないのではないかと。

(2) これに関連してではあるが、「公債財政」の登場の原因と意味を、その「景気政策的」な側面のみで見るとは危険で、高度成長過程と現段階の諸要因による財政膨張が、その構造矛盾から財源不足に赤字財政を必然化してきたという側面にこそその本質をみるべきではないか。

(3) この福田財政による政策転換により景気政策的性格をもつてきていること、これがある程度、景気政策的効果をもつてきていることは、認められるが、この景気政策を短期的な景気政策（短期的景気調整策）とみる見方と、これを財政政策の長

期的な転換（長期的な補正的財政政策への転換）とみる見方とがあるが、これについてどう考えるのか。これはむしろ前者として考えるべきであると思うが、しかしその場合、現在の日本財政の構造が機能的特質からして、それは果して本来いわれているような景気調整的な機能と運動（不況期には景気刺激的に、景気上昇期に好況期には景気抑制的に働くという機能と運動）を一面的にしか果しえないのではないかと。つまり不況期に刺激的とはなりえても、景気上昇期に好況期には「抑制的」にはなりえず、このいみで日本財政はますますその矛盾を拡大再生産していくことになるのではなからうか。

(4) この財政政策の変化により、財政政策の経済政策においてしめる位置・役割・機能がどのように変化し、金融政策にどのような影響、変化をあたえ、そしてそれが日本経済現段階の再生産に資本蓄積構造をどのように変化させるのか（これについては時間の余裕があればお答え願ひ度い。）

答 一の(1)について。

「戦後財政」を戦前財政との対比において把握するべきであるという指摘については同感である。戦前財政の特徴を、戦前どの時点でもつかむかについては詳細な検討が必要であるが、ごく大まかにいって、戦前財政の特徴は、軍事費の圧倒的比重の高さにもとめられよう。したがって、資本との関連では、財政による軍事的スベインディングによる需要効果もとても重要な意義をもったと思われる。これにたいして、戦後は、公共投資による産業基礎の整備、租

税政策、「財投」計画による資金供給等きわめて多様な形態がみられるにいたっている。

一の(2)について。

現代資本主義諸国財政との対比において、日本の「戦後財政」の特徴をあきらかにすべきであるという主張も妥当である。この場合においても、諸外国に比して相対的に軍事費、公債費および社会保険費といった消費的支出および振替支出にたいして、投資的支出の比重が高いという日本財政の特徴が指摘されよう。これは、日本における社会資本の蓄積水準の貧困と戦後の急速な重化学工業化によるこれらの資本のための「産業基盤」の整備の必要性から説明できよう。また、間接金融方式に適合した財政メカニズムも日本の特徴を形成するものである。

二 について。

この問題も簡単には答えられないが、戦後日本資本主義が、「戦後性」と「後進性」との故に、一貫して旺盛な「経済成長」要因を内蔵していたことが、基本的条件になっているものと思われる。

しかも、国際収支の天井が、かならずしも高くない場合には、円の対外価値の安定のためには、少なくとも財政面において、健全に均衡財政主義を維持することが必要となったのである。つまり、均衡財政という「政策原理」の背後には、日本経済の国際経済的諸条件による制約が存在していたように思われる。

三 について。

(1) この場合は、財政構造全体を問題にしなければならぬ。財政資金の動きのみで判断することは早計である。すなわち、(1)景気

刺激的な公共投資偏重の経費構造、(2)租税特別措置による投資促進機構、(3)財投計画による資金供給等は、財政資金の動きにはそのまましめされていない。

(2) 問題は「事後的」な安定作用のつかまえ方にある。前述のように、財政全般が投資刺激的であったため好況期には揚超以外にはなりえなかったのである。財政の投資刺激作用と「揚超」とは矛盾しない。不況期の「撒超」はある程度評価されるが、この場合も緊縮政策とかなることが多かったことが想起されよう。

四 について。

(1) 福田財政において公共需要創出効果が従来より重視されてきたことは間違いないが、それを財政政策の構造的転換とみるのは早計であろう。また、財政による資本蓄積機構の性格的变化も、今のところ明確にしない。

(2) 福田財政の登場が高度成長財政の矛盾に起因するという考えには賛成である。

(3) 設問の意味は十分に理解できないが、福田財政は、短期的な景気政策としての意義をもっているように思う。しかし、その「建設国債」論でみられるような財政思想は、いわゆるフィスカル・ポリシーとは別個のものである。したがって、国債発行はフィスカル・ポリシーとしての役割が終ったにもかかわらず、継続されてゆく傾向をもっている。このため好況期において財政が「抑制的」に働かず、その矛盾を深めてきている。事実、四二年度予算はその好例である。

(4) 大問題であるので、簡単に答えられないが、財政機構に基本的な変化があるとは考えない。

戦後二十年の産業組織政策

新野 幸次郎

（神戸大学）

はじめに

高度に発達した資本主義国のなかで、戦後のわが国のようにドラスティックな産業組織の変遷をかさねた国はないように思われる。すなわち、(一)かつては、「財閥」という言葉に象徴されるような特殊に、高度集中的な市場構造をもっていたのに、占領政策によって財閥は解体され、経済力の集中排除も行なわれて、市場構造の大巾な変化が生じた。(二)また、それに引続いて独禁法が制定され、市場行動や市場成果について一定の法的制限が加わるようになった。(三)しかし、それにもかかわらず、その後の経済成長過程で、ふたたび資本の集積・集中の過程が見られるようになり、独禁法自体の解釈および運営に重大な修正がみられるようになった。(四)そして最近では、市場構造政策についても根本的な変化がみられ、独禁法の根本的改正さえ問題となるようになった。

そのいみでは、戦後のわが国の産業組織政策の推移とその意義とを吟味することは、たんにわが国経済政策の典型的な一面を検討するだけでなく、一般に現代資本主義と産業組織との関係をみるうえに、なんらかの有意義な問題提起を含んでいるともいえるであろう。以下、この報告においては、

- (一) 戦後産業組織政策の変遷と混迷
 - (二) 戦後産業組織政策混迷の原因
 - (三) 戦後産業組織政策の教訓
- の三つの問題をとりあつかってみたいと思う。

(一) 戦後産業組織政策の変遷と混迷

敗戦直後、占領軍は周知のとおり、わが国市場構造の徹底的な改編を意図した。たとえば、ホイラーG・H・Q・経済科学局カルテル課長は、昭和二十一年二月二十三日の記者会見において、「財閥の封建的要素を除き、日本に農民と中小工業に基礎をおく経済をつくり、日本を再び戦争に駆り立てないようにするのだ」と、当時の占領軍の意図をあらさまにのべている。すなわち、かれらは、財閥の徹底的な解体を通じて、わが国産業組織の再編成し、「経済民主化」に役立てようとしたのである。財閥解体と経済力集中排除、および、禁止原則に立った独禁法の制定、農地改革と労働三法の制定とは、こうした政策意図の集中的な表現であった。事実、昭和二十六年の公正取引委員会『日本における経済力集中の実態』が端的に示しているように、それによって、わが国の諸産業の市場構造は戦前に比べてかなり顕著な変化をしめすことになった。それは、

いうなら、単なる市場行動や市場成果に対する政策（それは独禁法の直接的規制対象領域である）だけでなく、かなりドラマテックな市場構造政策の転換をも含んでいた。

しかし、戦後二十年の歩みのなかで、その市場構造もふたたび集中化の方向に変化し、また独禁法自身大巾な改正を余儀なくされ、今日では、独禁法に象徴された産業組織の根本原理は、実質的にも形式的にも、崩壊過程にあるといわれるようにさえなりつつある。すなわち、いま独禁法そのものについてみても、(一)朝鮮戦争後の不況に際して、勧告操短制が認められ、それに並んで中小企業安定法および輸出取引法のような独禁法適用除外法が認められ、カルテル組織は公然化した。禁止原則に立つ独禁法をもちながら、行政官庁の介入によって、それを簡単に修正する道が開かれたのである。(二)独禁法の第二次改正は、昭和二八年の不況と関連して行われた。それはたんなる修正ではなく、のちに独禁法の性格転換といわれるほどの改正であった。カルテル・トラストの予防規定が削除され、さらには、新たに、不況カルテルと合理化カルテルの認可制度が認められた。(三)さらに、三十二年には、「独禁法審議会」が設置され、三十三年には、弊害規制原則への転換を含む根本的改正案がでてくることになる。それは結局、廢案になったけれども、その年、かつて過度経済力集中排除法による分割会社であった雪印乳業とクローバー乳業の合併が認められ、そのこの種企業合同運動への公然たる道が開かれることになった。それは、市場構造政策の面でも重大な変化の生じていたことを反映していたといえよう。こうした動きは、転型期といわれた昭和三十七年以降より明確な形で現われた。

すなわち、合併受理件数は、三十年—三十六年の年平均四二〇件から、三十七年には七一五件、三十八年九九七件、三十九年八六四件と飛躍的な増加をみせた。しかも、注目すべきことは、資本金百億円未満および百億円以上の企業の合併がこの時期以後急増したことがある。

以上は、戦後わが国における産業組織政策の変化に関するきわめて現象的な、しかも、簡単な要約である。

(二) 戦後産業組織政策混迷の原因

以上でもわかるように、財閥解体・過度経済力集中排除および独禁法によって確立されたはずのわが国産業組織政策の根本原理は、そのわが国経済のなかに定着化せず、戦後経済の展開過程のなかで次第に流動化して行った。われわれは、つぎに、その主要な原因について考えてみようと思う。

(一)まず第一に、占領軍によって採用された産業組織政策そのものが、さきのホイラー談話にもみられるように、かならずしも現実的ではなかったことがあげられる。すなわち、規模の経済性のある産業を内包した、高度に発達した資本主義国を、農民と中小工業のみによって支えられる国に転落させようとする自身、一つの根本的矛盾を含むものであった。おまけに、その根本原理は、賠償政策の変遷にも象徴されているように、戦後の東西緊張、および、なかでも新中国の成立以来急激に変化した。そのかぎり、占領軍の産業組織政策自身が混迷しており、流動的であった。この占領政策の推移は、独禁法の運営が政治的その他の実情の変化に応じて便宜的

に行われてよいという理解をひき出した最大の原因でもあった。いかえれば、独禁法の前提する経済秩序理念についての十分な解明と土着化をへないうちに、占領軍の産業組織政策は変化し、そのごの推移に決定的な役割をもつことになったのである。

(二)以上のことと関連して、第二にあげられることは、わが国の政・財界に敗戦直後の産業組織政策の根本理念を自主的に受入れ、言葉の真の意味で、それを維持し、醸成しようとする根本的態度や構造が欠けていたことである。なるほど、当時、言葉のうえで、独禁体制の意義やその役割が強調された。しかし、戦争遂行について、政・財界の組織的な抵抗がなかったということも結びついて、かれらの多くは、独禁法がアメリカから押しつけられたものであり、わが国の経済発展の段階に適應したものではないという暗黙の認識が底流になっていたことは否めない。

たとえば、昭和三十二年「独禁法審議会」が設けられてまもなく、大蔵次官長沼氏が、公正取引委員会委員長に任命されたが、その間の事情を、同氏は次のように語っている。「当時、総理大臣をやっていた岸さんに直接談判されて、こんどは独禁法改正をやるんだ、それでどうしてもおまえみたいな暴れん坊を使いたいんだ。これがすむまでの間でよいからぜひやってくれ。——こういうことだったんです。それなら、まあよろしい、ということ、だいたい法律案ができて国会に提出することになったんです」(「公正取引」一八四号)と。もちろん、この談話は、多少簡単に表現されていて、氏の見解を十二分に反映したものとは云えまい。しかし、この発言自身が、なによりも端的に、わが国政界の独禁法あるいは産業組織政策

に対する態度を表明しているものであることは否定できまい。それは、まことに没原理的な態度であるといつてよい。

(三)しかし、こうした政・財界の独禁体制への認識の仕方は、いまでもなく、たんなる思いつきではない。それは、わが国経済の体質と密接に結びついていた。こうして、われわれは、わが産業組織政策混迷の第三の、そしてもっとも根本的な原因を、日本産業が国際競争のなかでおかれているその特殊な地位と、それに対処するためにとられたわが国産業政策そのものに求めなければならぬ。

すなわち、後れて資本主義化したわが国は、先進資本主義国に追いつくために、戦前から産業構造政策の基本として意識的に重化学工業化を進めてきた。われわれは、この特殊性をそれほど意識してはいない。しかし、これについては興味のある話がある。昨年の「経済成長コンファレンス」(日本経済研究センター主催)である外国人学者が、わが国の産業政策を比論して、「日本にはスターリン主義者が多い」といって、並いる日本人学者は虚をつかれた思いだったということがそれである。これは、その会議に出席されたある人から聞いた話であるが、ことほど左様に、わが国は重化学工業化を意識的に目標としなければならないほど低い工業水準にあったといわねばならない。

じっさい、英・米・独のように、かなり高い所得水準をもち、十分な資本蓄積力と高い技術水準をもち、新産業の産出能力と高い重化学工業化率とをもっていた国とはちがって、わが国の所得水準も、技術水準も低く、産業構造もこれらに比べると逆のかたよりをもっていた。所得水準の上昇のためには、付加価値生産性の高い産

業部門の相対的・絶対的成長が促進されなければならず、しかも、それらの多くの産業は、技術その他外国から導入されたもので、ならからの保護育成なしには成長が困難なものが多かった。

新産業の導入および発展におけるこのような事情は、産業組織のごの発展を規定せずにはいなかった。規模の経済性のある産業では、最初から寡占的市場構造をとったものが多かったし、市場行動および市場成果の政策基準も、こうして成立した市場構造を促進するように考えられざるをえなかった。そのいみでは、産業組織政策は、経済成長、ひいては、そのための産業構造政策に從属し、そのための便宜的な手段としての地位しか与えられないことになる。独禁体制に挑戦する政・財界の頭脳を占めていたものは、こうした事情を背景にしていた発想法であつたと思われる。

(四)また、これに関連してあげておかねばならないのは、このような政・財界の認識と経済学者のそれとの根本的な乖離の問題である。上述したように、現実の産業組織政策が産業構造政策に從属し、産業組織政策が固有に結びついている経済社会像についての原理的な把握が欠除していたわが国では、そのアンチ・テーゼの提起が重要な現実的いみをもっていた。元来、産業組織の分野は、動態的かつ政治社会的な要因を含み、静態的な純粋理論によつてたやすく解明できる分野ではない。ことに、産業組織政策の基本原理として導入されることの多い完全競争モデルは、今日では単純にそれを主張することのできない非現実的なものであることが知られている。完全競争原理が、資源の最適配分を保証する市場構造であると見做されたのは、周知のように定常状態下にあるいわゆる静態においてであ

る。もし、それが投資をふくむ現実の拡大再生産過程を考慮にいれるなら、それはそのまま現実の産業組織の基本原理となることはできない。現実の産業組織政策の原理的裏付けができるためには、何よりも社会の最適投資・消費比率、ひいては最適成長率に関する一定の命題が確立されることが必要である。ところが、いうまでもなく、社会的諸勢力が多元化し、政策目的がかならずしも一義的に決定し難い現代社会においては、この社会の最適投資・消費比率の決定自身かならずしも一義的に決定できるわけではない。いいかえれば、産業組織政策の基本原理そのものが多元化せざるをえない。したがって、経済学者の側からも、より具体的な体系的産業組織政策原理の提案も具体化し難く、抽象的なアンチ・テーゼの確認に終っていることが多かった。そのため、経済学者の側からする産業組織政策原理の多くは、政策担当者および企業家たちによって、非現実的な空理論として受取られ、かれらを啓蒙し、リードする原理となることはなかったといつてよい。最近、通産省の人達によつてかかれた『産業政策の理論』(日本経済新聞社)が、その批判をもつばら完全競争モデルの非現実性と静態的性格に向け、重化学工業化のための、産業組織政策(このばあい寡占体制強化政策)の合理化に集中されているのも、このような事情を反映したものとといつてかまざる。

(五)しかし、以上の第四の事情は、かならずしも決定的な事情ではなく、前三者に並んで強調されねばならないのは、わが国の反独占勢力が、かならずしも十分有効な対抗力をもつように組織化されていなかったということである。敗戦後、わが国の労働組合を中心と

する反独占勢力が急速な成長をみせたことは否定できない。しかし、それはまだ政権を確保するほどの勢力たりえず、また消費者主権の確保を促進する一つの経済的マシナリである生活協同組合のような組織の成長も十分ではないどころか、まだきわめて微々たる力しかもっていない。したがって、戦後の独禁体制に現実的な根拠を与えるために必要な基盤は、このいみでも十分に築きあげられてはいなかったといわねばならない。

(三) 戦後産業組織政策の教訓

以上のようなわが国産業組織政策の推移と混沌の諸原因とは、われわれにいくつもの教訓を与えているように思われる。以下、その点について、ふれてみよう。

(一)まず第一に、かならずしも直接的な証明は容易ではないが、戦直後の一連の経済民主化政策は、既存企業の分割と労働組合の成長をもたらし、一方では経営近代化の刺激要因をつくりあげるとともに、技術革新と市場拡大に支えられて激しい企業間競争展開の一因となり、成長を促進したことは認めておかねばならない。

(二)また、上述したようなわが国産業組織政策の産業構造政策への従属も、経済成長促進的に作用する一面をもっていたことを認めておかねばならない。かつて、マーシャルは、生産要素の一つに産業組織をつけ加え、企業内のおよび企業間組織の生産力に寄与する側面を強調したが、この作用をもっとも象徴的に利用しようとしたのは、ほかならぬわが国であるといつてもよいかもしれない。

ちなみに、まえにのべたわが国独禁法の改正過程をふりかえって

この産業中心主義的産業組織政策の展開は、たとえば、最近における幼稚産業保護政策がしめしているように、文字通りの自由な私企業としての性格を稀薄にし、セミ・パブリック・ユティリティ的の性格をそれら産業内の企業に刻印づける。戦後の産業政策や産業組織政策が、「独占資本」のための政策として批判されるのは、まさにこのことと関連している。この方向を歩みつづけようとする、当然二つの方法が生ずるようになるであろう。その第一は、これら産業を国有化して、効率問題よりもむしろ分配についての対立的な斗争を回避する方向であり、その第二は、産業中心の産業組織政策を修正して、もっぱら、競争育成的・流通経済秩序形成政策に徹してゆく方向である。いうまでもなく、この第二の方向は、「ネオ・リベラリスト」たちが、極力強調した道であった。わが国では、競争秩序を強調しながら、従来は、実は逆の方向に歩んできた。すなわち、かれらが、一般に、価格メカニズムのメリットを強調し、それを私企業の自由競争体制によって確保し、それに対して、国は、価格メカニズムの弊外にある(一)所得および富の不平等な分配の問題、(二)公共財の問題、および、(三)外部経済および不経済の問題にその力を向けてきたのに対して、わが国では逆に、価格メカニズムの弊外にある問題は国家が比較的放置し、価格メカニズムそのものに、国家が強力的に働らきかけてきた。したがって、言葉の真実のいみでの競争秩序形成的産業組織政策の展開はなかつたのである。この第二の道も、いうまでもなく、分配問題への配慮の一つの方向である。われわれは、いまこそ、わが国の産業組織政策が、この二つの道のいずれを選ぶべきかの反省の時期にきているといわねばならない。

みよう。一度び、過剰能力が発生し、「過度競争」が展開されると、勧告換短を認めたり、不況カルテル・合理化カルテルを独禁法除外法として認め、それによって生ずる市場構造の変容に眼を向けるよりも、もっぱらこれら産業の保護育成にとめてきた。このように、共謀的市場行動を、幼稚産業や基礎産業などについて認めたのも、これら産業における長期的な市場成果を期待しての産業組織政策を反映しており、そのかぎり一応の成果をあげてきたといわねばならない。そのいみでは、こうした政策の担当者たちが自負しているように、それは一つの動態的な産業組織政策としての性格をもっていったことを否定できない。

(三)しかし、この種の産業政策およびそれに基づく産業組織政策が合理化されるためには、市場成果のうち、たんに効率性についての基準が充たされるだけでは不十分なのであって、分配の公正さについての判断基準もまた充たされるのでなくてはならない。批判の多い厚生経済学の提起した問題の一つは、周知のように、資源利用における効率性の増進という政策が、最終的な政策勧告として通用しうるためには、効率性と公正さとの双方についての統一な判断基準が明示的に示されているのでなければならぬことを明らかにしたことにある。わが国戦後産業組織政策の根本的な欠陥は、この効率性と分配の「公正」さについての十分な総合的な配慮をせず、経済成長・福祉増大において、その政策をもっぱら産業中心主義的に運営してきた点にある。われわれは、いま、あらためて、このような観点から、戦後の産業組織政策の効率中心主義的性格を反映すべき時点に立っているとわなければならぬように思う。

もちろん、わたしは、問題を端的にしめすために、両極端のみをしめしてみた。われわれが、効率性中心的な思惟から、分配問題を含んだ思惟に移らざるをえない時期にきていることが訴えたかったのである。したがって、二つの道ということに、あまりこだわらないでおいで頂きたい。

二十年にわたる戦後の産業政策の特質の把握、それに基づく問題提起としては、以上の報告はきわめて一面的であることを、報告者自身十分自覚しているつもりである。しかし、短い報告時間ではすべてに及ぶことはできない。共通論題の報告は、元来、討論の材料を提起できれば一つの責を果すことができるのではないかと思う。みなさんの御教示をえたい。

質問一 (関西大学 越 後 和 典)

興味深いすぐれた内容の報告をえて教えられるところが多かつたが、気づいた点について私見を申し上げ、あわせ教を乞いたい。

第一は産業組織政策とは何ぞやという点である。私は、産業保護政策(たとえば重化学工業化促進)と呼ばれる政策が、産業間の資源配分に影響を与えようとする政策であるのに対し、産業組織政策は産業内部の資源配分に関する政策であると考えている。

そしてこの二つが産業政策ということになるであろう。そこで産業組織政策であるが、周知のとおり、産業組織を市場構造、市場行動および市場成果にわけると、前二者によって市場成果が規制されるという、制約関係ないし因果関係が存在する。この因果関係を目的・手段の関係におきかえるとき、ここに産業組織政策が成立する。したがって産業組織政策の評価ということになると、

第一に、政策の目的としての望ましい市場成果が、少くとも日本産業のリーディング・セクターにおいて、どの程度に実現されているか、第二にその実現に、市場構造および市場行動を規制する産業組織政策がどの程度影響を及ぼしたか、という点が中心的な問題でなければならぬと考える。ところが、本日の御報告では、こういう観点からの評価が、必ずしも充分になされなかったように思われる。この産業組織政策とは何ぞや(目的・手段・対象規定)という問題と関連していることであるが、報告者によれば、経済の効率とか分配の公正とかが、産業組織政策の原理の判断基準にならねばならぬとの説である。しかし私見によれば、産業組織政策の判断基準としては、経済の効率というよりも、もっと限定された産業の内部的効率、つまり、平均総費用を最低とするような工場・企業の最適規模の実現と、最適操業度の確保とか、産業の進歩性の維持とかいった望ましい市場成果が判断基準とならねばならぬと考える。また分配の公正といった基準は、財政政策とか一般的な経済政策そのものの目標であって、産業組織政策のような手段の限定されている政策では、そのままの形では問題にならない。産業組織政策では、価格と生産費の調整がよろしきを与えるかどうか、つまり、長期間にわたる超過利潤が存在しないかどうか、というような形で取上げられるはかなかるうと思うのである。どうもこのあたりの理解の仕方が、報告者と私とは少々相違しているように思われるが、あるいは私が産業組織政策を余りにも狭く解釈しているからかもしれない。御意見を伺うことができれば幸いである。

もし報告者の見解をうかがうことができれば仕合せに思う。第四は、戦後の産業組織政策の、総合的な評価についてである。報告者は、たとえば、戦後の財閥解体等が企業間競争を活性化したというメリットがあった点を評価されるが、私も賛成である。また経済成長に関する限り合目的であったといった評価もされている。しかし私見によれば、経済成長の促進ということになると、産業政策の中でも、むしろ産業保護政策(重化学工業化促進)と関係がより深く、それが産業組織政策の目的とは必ずしもいえない。この意味では、合目的であったという評価には、ひっかかるものがあるが、それはともかくとして、このようにプラスの面を評価される反面、政策の「混迷」を強調されるのであるが、戦後の産業組織政策の総合的評価という点では、ズバリいって、どのように考えられるか。

最後に現在の産業組織政策、とりわけ独禁政策は、物価問題との関係では、寡占企業の価格形成、資本自由化との関係では特殊会社構想等々、さまざまな点で重要問題をかかえている。こうした諸問題は時間の制約上、ふれられなかったと思われるが、関心の深い重要な問題だけに、このさい御意見をきいておきたい。報告者は、いわゆる産業再編成の手段の多様化をはかるために、持株会社をもっと活用すべし、またそのために障害となるならば、独禁法第九条に穴をあけるのもやむをえないといった主張を、どのように考えられるか、御意見を御洩し願えたら仕合せに思う。以上、平素の昵懇に甘えて、甚だ不慮に考えつくまますを率直に申し上げた。討論の素材にして頂くとともに、私の蒙を啓いて

第二に私は産業組織政策の形態としては、この政策が、市場構造および市場行動の規制を手段とする場合、有効競争を維持促進するように、干渉規制する型のもの、逆に競争を制限し集中化を促進するよう規制する型のもの、逆に競争を制限し集中化を促進するよう規制する型のもの、二形態があると思う。前者は独禁政策、後者はカルテル化政策とか、企業合併の誘導促進策のようなものをいうのである。本日の報告では、もっぱら独禁政策がとり上げられ、通産省の行政指導によるカルテル化政策とか、独禁法の適用除外法によるカルテルの役割、その功罪といった面での論及は、必ずしも充分でなかったように思われる。この点についての御意見を伺うことができればと思う。

第三点として、本日の報告の主たる対象とされた独禁政策に関し、報告者は、「混迷」といった表現を用いられる。なるほど産業政策には「混迷」があるが、産業組織政策の面では、独禁政策の変遷過程の報告内容から察するかぎり、むしろ「後退」といった方がピッタリするように思われるかどうか。また御説によれば、その「混迷」の一原因は、財界人と経済学者との認識のズレにあり、経済学者は、現実に適合性をもたない完全競争の静態モデルに固執したということであるが、私は現在の経済学者は、決して完全競争モデルなどに固執しているわけではなく、多数派は有効競争理論に依拠していると思うのであるが間違いであろうか。さらにいま一つ、「混迷」の一原因として、反独占の勢力が十分に成長していなかった点を指摘されたが、この点は全く私も同感を禁じえない。ただ一歩をすすめて、独禁政策の支持勢力が、どういう性格のものであるか、その将来の展望如何、という点について、

もし報告者の見解をうかがうことができれば仕合せに思う。

頂くよう御願する次第である。答 わたしの不十分な報告に対して、予定討論者として、きわめて示唆の多い御討議を頂いたことを最初にお礼申しあげたいと思います。お答えになっているかどうか自信がありませんが、御教示を頂いた諸点について、以下順を追ってわたしの考えを申し上げます。思います。なお、(一)と分けられた御討論のなかには、それぞれ、いくつかの問題が含まれていますので、私なりに整理し、勝手に順位をつけてお答えすることをお許し下さい。

(一)産業組織政策が、産業内の資源配分政策であって、その点、産業間の資源配分政策である産業構造政策とは異なっているという御指摘はわたしはそのまま認めないのですが、区別を強調なさるといふいみで、そのかぎりにおいて、わたしも異存はございません。また、産業組織政策という以上、市場構造、市場行動および市場成果に関する一つの統一的な政策認識を基礎とすることは、これまた周知のことであり、御趣旨を全面的に諒解しているつもりであります。産業組織政策の評価という点でも、きわめて大まかな表現でしたけれども、一般に効率増進、その結果としての成長に、市場構造および市場行動に対する政策がどのような影響を与えたかをのべてみようと思つたのです。ただ、わたしは、御指摘のように、個別の産業部門で、政府のとつた産業組織政策が、どのような成果をあげたかということについて、報告では全然ふれませんでした。もっとも、かりに報告しても、わたしの知っている範囲は限定されており、また、御諒解頂きたい点は、この報告では、戦後産業組織政策の大綱について、根本的な問題提起をしてみようと思ひ、そうした

具体的な言及を時間の関係上一切避けたいということです。ついでに申し上げますと、産業組織政策の評価というときには、何よりも、特定産業の組織政策が、いかなる市場成果の実現を目的としているか、その目的として設定された市場成果が、経済政策全体の目的設定と矛盾していないかどうか、また、特定の市場構造政策や市場行動政策が、所期の市場成果の実現にとって目的適合的であったかどうか、またかりに適合的であったとして、それが客観的にいかなる作用関連および社会経済的意義をもつのかなどを見定めることを含んでいると思っています。

(四) つぎに、これと関連した産業組織政策の判断基準については、わたしはわたしの説明が不十分で越後教授に御理解いただけるようになっていなかったことは反省していますが、それにもかかわらず、これでよいのではないか、いやそうでなければならぬと思っております。まず、わたしが、効率性といっていますものは、産業組織という点に局限すると、仰云る通りコスト・ミニマムということと同義なので、とくに教授と異なった意味で申し上げているのではないかと思います。ただ、分配の問題につきましては、若干理解が違っているようでございます。わたたくしは、この報告で、わが国産業組織政策の一面性を強調するために、多少もってまわったような、理論的(?) なこじつけをしようとしたかも知れません。しかし、こんな言い方をしなくても、教授がよく御存知のケイプスも例の『アメリカ産業・構造・行動・成果』のなかで、有効競争と関連して市場成果の基準となるべき問題の一つとしてそれをあげております。もっとも、ケイプスは産業組織と分配との関係が脆弱であるようだ

事後3

占領軍によってつくられ、しかも、便宜的に流動化されて土着化しえない方針を含んでいたことも強調したかったです。裏返しますと、いまわれわれは、言葉の真のいみで、真に国民的な福祉と、望ましいと思われる社会経済的秩序ヴィジョンと結びつき、永い展望を含んだ視野のもとで、その意義と役割をあらためて確認すべきだと思っっているわけです。

なお、それに関連して、経済学者の大勢は完全競争モデルではなく、有効競争モデルに立脚しているのではないだろうかと思っております。わたたくしは、わが国で、言葉の真のいみで有効競争論が経済学者の依拠するところになっているとは思わないのです。逆説的になるかも知れませんが、わが国のような経済的風土では、有効競争論よりも完全競争論を基準にする方が、より現実意義をもつと考えて、一般には、有効競争論が避けられているのもよいかも知れません。わたしは、わが国で有効競争論が開花するためには、政府・財界のなかに、それを支える構造的与件樹立についての積極的な配慮と行動が必要なのではないかと思っっているほどです。なお、これに関連した、独禁政策の支持勢力の問題については、現状のような産業組織政策のもとでは、むしろ社会主義的な勢力の比重が大さいのではないかと思っております。それについての結論は、より広い政治的社会的分析を必要としましょう。

(四) 戦後の産業組織政策が経済成長については、合目的であったという意味は、前に申しました効率性とほぼ同義につかっていますので、御諒承下さい。総合的評価という点では、あえてズバリ言うところ、わたしが分配問題を強調しましたことからお判り下さるよう

してあまり大きなウエイトをおいているとはいえません。しかし、わたしは、市場構造と所得分配率との間には、かなり密接な関係があると思っただけでなく、この問題が、わが国においては、先進諸国のなかではとくに十二分に配慮される必要があるというわが国資本主義の現状についてのある種の認識を前提にしているわけでありませぬ。わたたくし自身、そのことについて詳しい説明はいたしませんでしたが、その必要性をきわめて端的に、抽象論理として強調したかったのです。わたしの産業組織政策の判断基準としてとりあげなかったものに、むしろ技術進歩とか雇用とかいった問題があります。こうした点に言及しなかったことは十分反省しています。なお、これに関連して、わたしが、産業組織政策を、単に、産業内の資源配分政策だけというおとしめない意味も御推察いただけると思っています。

(三) 産業組織政策の進め方に基本的な二つのものがあるという御指摘も同感です。それにもかかわらず、わたしの報告で、独禁政策が中心となり、独禁法の適用除外法となったカルテルの役割、その功罪の分析が十分でなかったというところは、御指摘の通りです。これは、時間の関係で除外したところでもあり、また報告原稿では、それをおぎなうために、とくに中小企業のカルテル政策に言及するつもりで準備していましたが、報告ではそれも省略しました。しかし、とくに中小企業に関しては、わたしが別の機会に書いたこともありませぬので、お判り頂けると幸いです。

(四) いわゆる「混迷」につきましては、わたしはそれが単に正しい認識と政策の「後退」ではなく、もともと独禁法体系そのものが、

に、非常に「危険な」芽を内包しているように思います。しかし、この問題については、より体系的に、できるだけ早い機会にまとめて発表したいと思っておりますのでお許しをえたいとおもいます。

(内最後の点、とくに、持株会社につきましては、私見の一端を、「経営法学ジャーナル季刊第一号」にのべました。ここでは、あまり時間をとりますので、詳言することをさげたいと思っております。以上、一応のお答えです。色々と教えて頂き、ありがとうございます。

質問二 (神奈川大学 長 守 善)

(1) 価格メカニズムの枠外の諸問題につき西ドイツでは政府が直接に対処するのにならぬ、日本では価格メカニズムそのものなからで処理されているといわれるがこの点に多少し補足されたい。

(2) 効率と厚生との調整の問題につきもう少し説明をして頂き度い。とくにイギリス国有化に関連させて。

答 (1) 御承知のとおり、価格メカニズムは、それがかりにうまく作用しても、(1) 富および所得の不平等な分配、(2) 公共財の量および質の決定、および、(3) 外部経済および外部不経済の問題については機能的に処理する能力をもたないというところは、一般に認められているところである。それにもかかわらず、これらの問題は、一つの経済体制が有効に機能するために無視できない重要な問題です。したがって、価格メカニズムのメリットを生かそうとすればするほど、価格メカニズムの枠をはみだしているこれらの問題の適正な処理が必要になる訳で、一般にネオ・リベラリストたちは、価格メカニズムのメリットを生かすために、これらの問題を国家によって処理させ、

価格メカニズムの枠外の問題から生ずる困難のために、価格メカニズムそのものが欠陥をもっているとの誤った認識のできないように配慮しているとわたしは理解しています。ところが、わが国では、その後進的な性格と結びついて、国家が直接個々の企業が価格メカニズムのなかで実現できる諸問題を促進したり、援助することには熱心ですが、少なくとも最近まで、いわゆる価格メカニズムの枠外にある諸問題の処理には十分の対処をしていたとは言えないように思います。わたしは、このような政策のあり方は、自由企業体制を維持しようと考えている政府としては本末顛倒であって、結果的には逆に自由企業体制の欠陥に対する一般の誤った認識を醸成するのに役立っているにすぎないと思っています。わたしは、このような問題提起をしましたのは、わが国に経済社会のあり方についての根本的な討議と認識が比較的欠陥しておること、したがって、産業組織政策の根本原理についても、必ずしも十分な討議がなく、産業の発展・成長に役立つものなら何でも合理化されてしまう傾向があることに、疑問をもっているからでございます。わたしのこうした認識の仕方についても、いくつかの問題があるかと思えます。また別の機会に御教示をえたいと思えます。

(2)この問題は、先生の御専門で、むしろ先生からお教示を頂きたいことです。わたしは、今日の報告では、効率性の評価が政策の完結の基準となるためには、それだけでは不十分であって、分配の公正についての配慮を明示できないかぎり、最終的な政策勧告たりえないことを強調しようと思いました。わたしは、その点、イギリスの国有化は、少しオーバーな云い方になるかもしれませんが、こ

うした効率化問題よりもむしろ分配の公正についての配慮が強調された対照的な事例ではないかと愚考しております。しかし、そのことは、わたしが、分配基準を強調する結果、国有化を合理化するものと解釈しないで頂きたいと存じます。また先生の御質問の裏に、効率と公正さとの調整の論理的な説明は、さわめて困難ではないかという御内意が含まれていると思えます。その点については、わたしは戦後のわが国産業組織政策の問題点を指摘しようとするのに急いで、この報告ではそのことについての説明を十分なしとげていないことを十分自覚しております。別の機会に、より具体的にとりあげて、また御教示をえたいと思っております。

質問三 (神戸大学 北野 熊喜男)

越後氏の指摘には、同意見の点が多い。その他の点では dynamic な事情の下で完全競争が非現実的で、かつそれが efficient であるという保証はない。ここに oligopoly 擁護の根拠がありうるが、では oligopoly における efficiency 保証の根拠は何か、その条件は何か、またそのとき efficiency を根拠とする反独占政策の意義はどこにあるのか、後者の根拠は equity のみか、

完全競争モデルは optimum の条件を明らかにする点に意味がある。この optimum は price-mechanism で実現される点が多いが、price-mechanism はいかに不完全であり、かつ planning と両立しえないものとのみええない。いわゆる market mechanism で実現出来ないにしても、同じ条件を public management の rule で実現しようものも多いのではないか。

この際、特に decentralized な socialized firms & industries を考

えることができるであろう。又中央計画を避けえない根本問題も少なくない。efficiency そのものの根本にも equity の問題が必ず入ってくるし、従って反独占政策・支持勢力としては socialization を求める勢力を中核と考えるのでないか。

答 (1)御指摘になりました問題順にお答えしたいと思います。まず第一に、寡占の方が完全競争よりも効率的であるとされるためには、なによりもその産業に規模の経済性があること(したがって、工場の最小最適規模の当該産業の総産出高において占める比率が大きく、最小最適規模より小さい規模では、コストの増加が目立っていること)を絶対的な条件としています。また第二に、効率性増進のために必要な技術進歩が、寡占企業によってのみ保証されることを条件としています。しかし、いうまでもなく、第一の条件が保証されるためには、なによりも、その産業の参入障壁が低く、不断に潜在的参入競争の生ずる可能性をもっていること(このばあい、寡占企業は最小最適規模でのコスト以上に価格を吊上げられる可能性がない)を必要としております。またこれと関連して、その産業の需要の潜在的成長率が大きく、需要の価格弾力性が大きく、さらに技術進歩の可能性のあることなどもその条件にしているといっております。なぜなら、これらのばあいには、一般にいわれる競争的寡占の可能性があり、したがって、これらは効率性を追求することによって、価格競争面でのマイナスよりも、市場占拠率の拡大を意図することが考えられるからです。しかし、寡占産業では一般に、ペインのいう比率効果および絶対的資本必要額効果などが働らくため、参入障壁が高くなるざるをえないばあいがあるのが普通です。

また、産業によっては価格弾力性も小で、需要の潜在的成長率も低く、技術進歩もほとんどないといったばあいもあります。したがって、かりに技術的には規模の経済性がある程度存在していても、そのことからただちに効率的であるといえないばあいも生じます。いかえれば、協同的寡占のばあいもありますから、その現実の市場成果との関連で判定することを必要としましょう。

同じようなことは、技術進歩についてもいえます。すなわち、この点についてのシムムベーター仮説は、カプランのような大企業のメリットを強調しようとする人々は、無条件に成立するように想定してはいますが、多くの人々がまた同時に反証しますように、その反対のケースも実在しています。無条件に認める訳にはまいりません。しかも、大切なことは、わが国では、こうした問題についての実証的研究が少なく、一概に判定しがたいといわねばならないと思えます。

(2)したがって、かりに寡占の方が一見して効率的にみえるばあいでも、それを阻害する可能性がありますから、効率性を根拠とする反独占政策それ自身が十分意義をもつのみでなく、参入障壁が高ければ高いほど、一層重要さを増大させることとなります。さらにまた、かりに、寡占が効率的であるとしても、それが実物的経済性の追求に熱心でなく、もっぱら貨幣的経済性のみに関心をもちばあひもあり、さらに参入障壁を高めるために技術の独占、資源の独占などを図ることもあり、さらに販売促進費の増大、したがって、いわゆる非価格競争のみ関心を払うばあひもあります。したがって、反独占政策は依然として意義をもつわけです。公正基準だけがそれ

を正当化しているのではないと思います。

(3) 価格メカニズムが計画と両立しうる可能性があるのではないかという御指摘は、それ自身としては、競争的社会主義の理論のしめしますように、仰云る通りです。しかし、この報告におきましては、わたしは、戦後のわが国の産業組織政策の評価を中心として、国有化問題に言及したのでありまして、将来の展望そのものについて、あるいは、一般に価格メカニズムと計画との関係についてふれようとしたのではございません。わたしは、現状のような産業組織政策を無反省につづけてゆくと、先生の御指摘のように、反独占の支持勢力は社会化をもとめる勢力以外にはないかという感じをもっています。わたしは、この報告で、むしろその問題を根本的に考えてみる時期ではないかということを提案しているといつてもよいと思っています。先生の教育的な御質問により、報告の不十分な点が、多少とも補えたことにお礼を申し上げます。

社会経済体制「発展」の原理

——最近におけるハイマンの所説を中心に——

ゾンバルトやオイケン以来、経済体制論は伝統的に经济社会の二者択一的 *Verfassung* や整序機構の問題を静学的方法でとり扱ってきた。しかしながら、不断に変転してやまぬ歴史的現実には、両体制の経済機構における所謂「収斂」化の現象を生みだし、また一方では、制度の相違を超えた高度産業社会に共通した社会学的現象が指摘されている。このような現実を反映して、従来の狭義の経済体制論と経済発展論とのあいだに問題領域の交錯がみられるようになった。換言すれば、従来の静学的形態論的体制論に代って、体制変動の動態論的究明に力点を置く「動学的体制論」の樹立が要請されているのである。

われわれが⁽¹⁾、三の機会できりあげてきたエドヴァード・ハイマンの経済体制論もまた、このような動学的体系を志向する体制論として注目に値する。ハイマンの理論の特徴は、その体系の基礎に、経済発展の段階的局面的概念を包摂する独自の「体制」範疇——〈経済体制〉と〈統合的社会体制〉の概念を据えることにより、经济社会の「発展」の論理と「構成」の原理とを総合的に把握しうる体系である点にある。このことは、〈経済体制〉と〈統合的社会体制〉

野間俊威

〈同志社大学〉

の区分原理が、「制度的たてまえ」*Verfassung* や整序機構よりも、経済発展の推進原理としての「経済余剰」の使用方法に求められていることから明らかである。しかも、一体制の構成原理の問題も、体制の推進原理との内的連関において捉えられ、推進原理の作用・貫徹によって構造変動を惹き起し、異質的な秩序形態に変形を遂げるものとして把握されるのである。

本報告は、ハイマンの経済体制論の「動学」的性格の吟味という視角からハイマンの体系を再解釈し、再構成することにある。

- (1) Eduard Heilmann, *Soziale Theorie der Wirtschaftssysteme*, (Tübingen) 1963. 拙著『経済体制論序説——E・ハイマンの社会経済思想』上巻、(有斐閣京都支店) 昭和四十一年。拙稿「ハイマンにおける経済体制論的方法的立場」同志社大学経済学論叢十六巻二号。

- (2) ハイマン独自の概念を示す術語は、以下へ印で囲む。
(3) このような方法から導きだされる第二のメリットは、現存する二大体制——資本主義とコミュニズムの論理的・歴史的「並行性」と「対照性」とを統一的に把握しうることである。ハイマンの体制論のこの側面については、本報告後、「両体制の改革と構造変化の並行性——ハイマンのヴ

「イジモンを中心に」と題して、経済社会学会第三回大会（昭和四十二年十月一日）で報告する機会を得た。

二

人間社会の経済活動は歴史とともに古いが、経済活動が自律的編成を獲得したのは「近代」以後のことであり、前近代の経済活動は社会勢力によって直接的に統御され、承認された社会目的に仕えるように方向づけられた。ハイマンは、このような全体社会の編成を「統合的社会体制」volk-gerichtetes Gesellschaftssystem と呼び、そのもとにある経済活動を「文化経済」kulturelle Wirtschaft と名付ける。一方、近代の経済勢力は「社会」の統御を排して自らの要求する諸制度を礎き上げ、逆に社会を支配する自律的・躍動的な経済活動の編成——「経済体制」Wirtschaftssystem を樹立した。（「経済体制」の支配のもとで「経済」を統御する力を失った「社会」を、ハイマンは「社会秩序」Sozialordnung とよぶ。）

このような基礎的体制区分の基準として、ハイマンは一体制の推進原理としての「経済余剰」ökonomische Überschussの使用/方法（勿論、その前提として「獲得」があるが、力点はあくまでも「使用」におかれる。）を強調する。すなわち、「文化経済」においては、余剰の大半が文化的諸目的に使用されたのに対し、「経済体制」においては、余剰の過半が資本に再転化され、生産の「拡張」のために使用される。この意味で、「統合的社会体制」の規準が社会的・バランス乃至均衡であるのに対し、「経済体制」の規準は経済の「拡張」にある。

ここで重要な点は、ハイマンにおいて、「経済体制」が単に資本主義 Maximal-Kapitalismus のみを指す概念としてではなく、「革命」の物質的条件の事後的創出のために可及的急速な経済発展を志向したコミューニズム（または Socialismus）をも包摂する範疇として用いられていることである。両体制の主な対照点は、余剰の獲得と使用に関する意思決定権力の所在（分権制と集権制）と、余剰の測定或は極大化の基準単位（市場経済と計画経済）における相異にある。しかし、資本主義とコミューニズムとは、このように制度的たてまえと整序機構において対立していても、より急速な「拡張」のためにより多くの余剰の獲得をめざし、獲得された余剰のより多くの部分を生産の拡張のために充当する点において、「経済体制」としての本質的特徴を分ちもっているのである。

「経済体制」の歴史的功業は、不断の「拡張」によって物質的欠乏を克服し、そのことによって飢餓と疾病を征服したことにある。しかし、「経済体制」がこのような人間の目標を達成するためには、技術的範疇としての効率原理の貫徹によって経済社会の社会的均整を破壊し、人間的範疇としての労働の尊厳を踏みじり、更にその拡張——蓄積の論理によって、賃金と大衆消費を極度に圧迫するのを許容しなければならなかった。

このように、「経済体制」は本質的に均整を欠く「背理」の体系であり、その目標を達成し終えた後には、この体制の規準は目標を失って制限されなければならない。ここに「経済体制」は、論理の必然として、高次の「統合的社会体制」の登場に道を譲らねばならない。ハイマンはこのような体制の本質的發展を歴史的・構造的に

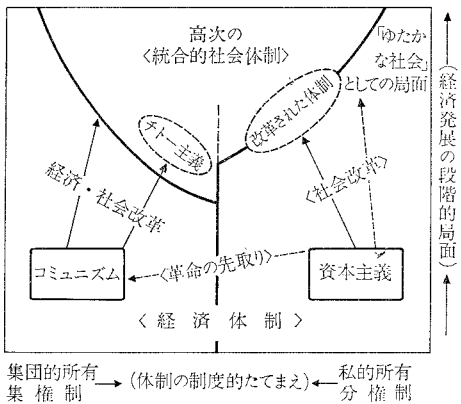
媒介する契機を「社会改革」Sozialreform に求めるのであるが、体制変動の問題に入るまでに、ここでまず体制の構成原理について一瞥しておく必要がある。

- (1) 資本主義とコミューニズムは、「価値体系」においても共通の基礎の上になつてゐる。ハイマンによれば、それは「理性信仰」Vernunftglaubeであり、それに由来する「社会的合理主義」と「効率」優先の原理である。E. Heimann, Vernunftglaube und Religion in der modernen Gesellschaft: Liberalismus, Marxismus und Demokratie, (Tübingen) 1955. 拙稿「ヒューム・ハイマンのマルクス主義観——社会経済体制論の根底にあるもの」同志社大学経済学論叢、十六巻一号を参照。
- (2) 下掲の図式は、ハイマンの諸「体制」概念が、経済社会の「制度的たてまえ」と経済発展の「段階的局面」の双方を包摂する範疇であることを示すために作製した。

三

既述のように、ハイマンは経済体制の構成原理の問題を、「一体制の構成諸要素が体制の推進原理によって内的連関 innerer Zusammenhang を賦与されることにより、独自の秩序を構成するものとして捉えるわけであるが、同時にこのような経済秩序は、体制の推進原理の作用・貫徹によって構造変動を惹き起し、異質的な秩序形態に変形を遂げるものとして把握する。本節では、まず「経済体制」としての資本主義の構成原理を論じ、次節ではその Maximal-Kapita-

第 1 図



ismus の局面から「改革された体制」reformierte System の局面への構造変動の作用連関について論ずることとする。

資本主義の構成要素に関しては、まず第一に、資本主義に固有の構成要素と云うよりは「経済体制」一般の制

度的前提として資本主義の成立に先行して存在し、その基盤を用意した幾つかの制度的要素を考察する必要がある。ハイマンは以下の三つの要素を重視する。

まず第一に、近代の科学技術は余剰の使用/対象としての資本設備に不断の技術進歩という impact を与え、技術的躍動性を付与することによって余剰の資本への転化を飛躍的に急速化させた。第二に、複式簿記の制度は余剰獲得の過程において、費用を計算し、利潤を極大化するための「合理的」経済計算の手法を提供した。第三に、近世の躍動的民族「国家」は産業発展の起点において産業活動の

「基盤」(自由な「市場」が機能しうる条件)の創設にイニシアティブをとると共に、爾後も「市場」条件の安定化をひき受け、余剰の継続的蓄積の過程を外から支える役割を果したのである。

余剰の非生産的使用から生産的使用への転換が達成されるためには、まず以て「拡張」と「蓄積」への衝動を生み出す「動機づけ」が存在しなければならぬ。換言すれば、資本主義の「動因」Motivの問題である。ハイマンはこのような観点から、禁欲のプロテスタンティズムの「倫理」の果した歴史的役割を重視し、その意義を、「致富と奢侈との同一性を分断し、余剰を余剰そのものの無限の拡大のための手段と化した」点に求める。Erwerbswirtschaftのこの局面にあつては、利潤獲得の目的はもはや奢侈の消費ではなく、その論理的対立物たる「投資」(蓄積)である。「投資」こそ人と物とを支配し、勢力の階梯を昇るための私的手段である。かくして、宗教的「禁欲主義」の背後に隠されていたものは「勢力動機」Machtmotivであり、これこそ、清教主義的局面を超えて、資本主義に躍動性を付与させた主体的契機であつたのである。

以上の四つの構成要素は、〈経済体制〉としての資本主義の推進原理を始動させ、これに躍動性を付与した能動的要素といふことができる。これに対し、一体制の経済社会秩序を構成する受動的要素としては、ハイマンがInnere Verfassungとよぶ体制の制度的たてまへと整序機構が挙げられる。以下Maximal-Kapitalismusの中核的Verfassungとしての私有財産制と、その主要な整序機構たる市場機構について述べよう。

財産制度(所有関係)の問題に関するハイマンの議論の特徴は、

「state」と定義し、さらに、「形態」の主要な属性として、それが「生産的因果関係」productive Kausalitätを作用させる点を強調する。

(2) 『資本論』第一巻第二十四章第七節。

(3) ハイマンは、早くから経済社会制度における民主主義の基準を、この点に求めてきた。彼はこのような基準を具現した社会を、「労働社会」Arbeitsgesellschaftとよぶ。したがってハイマンが、「労働社会」を高次の〈統合的社會体制〉の一つの制度的基礎とみなしているとき、差しつかえないであらう。

(4) ハイマンは、市場と計画、或は既述の国家と経済の関係について、現実における「経済体制を本来的に」「二重経済」dualistische Wirtschaftの構造をもつものとして捉える。つまり、経済生活の静態的側面(主に消費財需要の小幅の変動)はアノニマスな市場によって十分制御されるが、経済的全般的構造の均整に影響を与える。動態的側面(不断に「革新」の波にさらされる投資)には、念入りな計画が必要とされる。要するに、資本主義においても社会主義においても、市場と計画のあいだには機能上の分化が要請されるのである。

四

では、〈経済体制〉の推進原理の作用・貫徹は上述の資本主義の秩序原理にどのようなimpactを与え、構造変動を惹き起すであらう

それを労働秩序との対応性において捉える点にある。ジョン・ロックにおいても、更にマルクスにおいてさえも、財産は本来「人間を自らの労働において自由ならしめるために、労働と労働手段が直接的に結合される」ための手段——「労働財産」Arbeitsigentumという観点から認識された。この基準に照らすとき、前産業社会が基本的に、「個人財産」に基づく独立労働の秩序を保持したのに対し、〈経済体制〉の「拡張」はこの財産の型と労働の型的一致という意味での調和の世界を打破り、排他的階級的財産としての「私有財産」制(「財産社会」)を樹立し、集团的従属的な労働秩序を生み出した。

このようにMaximal-Kapitalismusの制度的たてまへが、私有された生産手段の運用から生ずる勢力(人と物の支配)と、財産に由来する所得との二重の意味での私有財産制であるとすれば、その生産の単位組織体(私企業)が各々個別的に行なう無数の諸決定を、経済社会の総体構造の中に結合するのが整序機構としての「市場」である。しかしハイマンによれば、市場は決して私有財産制に固有の整序機構ではなく、多かれ少かれ「分権的」な全ての財産制度と両立可能な機構である。「市場」の社会的中立性。

したがって、資本主義の自由主義経済的局面に固有な整序原理(価格の自動的調整作用)は、「市場経済」というより、むしろ「競争秩序」に依拠しているのである。

(1) ハイマンは、「体制」Systemの概念を「複数の理念・制度・過程が、論理的躍動的な力Kraft[或は]……生命Lebenによって独自の秩序に連関づけられる」「形態」Ge-

うか。

Maximal-Kapitalismusから〈改革された体制〉への構造変動の作用連関を図示すれば、第2図のようになる。すなわち、余剰の資本への不断の転化は、不可避免的に投資の拡大と深化、資本設備の巨大化、大規模生産化を結果し、これが資本主義の古典的秩序原理にimpactを与え、これらと原理的に対立する秩序形態に転型を遂げる。

まず第一に、資本設備の巨大化は、私的資本による巨額の設備資金調達に制約性により株式会社制度を支配的企業形態に発達せしめ、所有の集団化と分散化を進行させた。かくして私有財産制は、同一・連続的な法的枠組の中で徐々にその古典的絶対性を掘りくずされていく。多数の共同所有者が企業運営に参加することの機能的困難性が、「財産」を構成する創造的属性(財産の生産的運用)と受動的属性(財産所得)とを機能的に分離する方向に推し進め、集団的機能の「代行者」としての少数の経営者の手中に強大な管理権力を賦与することになったのである。(コミュニティにおける「代行者主義」との並行性。)

一方、不断の拡張が要請する「大規模技術」の支配の確立は、競争の坳り所を企業家の自己責任という静態的契機から、技術進歩と資本規模という動態的契機に転換せしめ、「競争」の性格が一変させることになった。「動態的競争」の論理的帰結は独占化であり、古い競争秩序に代って今や寡占秩序が産業を支配するに至る。このような市場構造の変化に伴い、企業行動の目的もまた近視眼的な短期「利潤の極大化」から、より長期的配慮を伴った「投下資本の保全」、或いは如実に勢力意志を示す「巨大化」Businessへと転換を遂

(1) 〈社会改革〉の主体の問題に関して、ハイマンは基本的に労働者階級の改革運動にその推進主体を求め、同時に社会改革の「制度化」の過程において、ビジネスと国家の果たした役割も軽視しない。前者は、〈経済体制〉としての資本主義の原理的背理性が、その労働力基盤を破壊することに気付いて譲歩したのであり、後者は、盲目的躍動的私的経済力が、国家の依ってたつところの基盤——〈社会秩序〉の破壊に導くことを惧れて、干渉に乗りだしたのである。

(2) この点に関して、ハイマンが高く評価する組織形態としては、北欧型の生産者・消費者・農業協同組合やイスラエルの「キブツ」、さらに公企業におけるTVAやBBCタイプの公有自主経営方式などがあり、さらに条件付きではあるが、西独型の共同決定方式も含まれる。評価の基準は、たとえ組織において集団的であっても、「労働と労働手段が結合される個々の保有 Einzelhofen が個人的に独立点である」点に求められる。

また東欧圏ではあるが、ソヴェト型の「代行主義」を排し、「労働者評議会」を中心とした労働者による生産と分配の自主的管理をめざしたユーゴ方式を極めて高く評価する。

六

以上のように〈経済体制〉の「拡張」は、この体制の制度的枠組に構造変化を惹き起すと同時に、この体制の原理的「背理性」が対

のものが、不断の「拡張」を要請する(ツガン・パラノウスキー及び「加速度原理」の命題。その二者択一は「経済危機」)。さらに、〈改革された体制〉のもとでのビジネスと労働の利益均衡自体が、「拡張」に既得権益を有しているのである。

このような障害を乗り越えて「文化経済」を志向し、余剰使用における一大転換を達成するためには、産業構造における根本的な再編成が必要である。そして、このような再建計画が強力に推進されるためには、まず以って「民主主義」の側における再教育が要請されるのであり、特に人間的価値に関する道徳的・禁欲的規程の再確立が要請されるのである。過去において幾多の困難な課題を解決してきた民主主義は、ここに新たに解決されるべき全く新しい問題の挑戦をうけているのである。

(1) この点に関しては、拙稿「富裕経済の診断と処方——ガルフレイスとハイマンの所説を中心として」同志社大学経済学論叢十巻六号を参照。なお、所謂 Economy of Abundance 或は Affluent Society の問題に関する問題提起は、ガルフレイスよりもハイマンの方が先行し、その問題意識と分析においても、より鋭利なものをもっている。Social Action, Janu., 1957, Kyklos, 1957, No. 1, Economic apphique, 1959, Nos. 1—2 に掲載された諸論文を参照。

質問一 (神戸熊喜男)

(1) 統合的社会体制と経済体制と社会秩序との概念規定及び相互関係に不明確さがあるのではないか。

(2) 「力の体系」の分析、階級支配の問題の考え方のあいまいさ、

自性に生みだした〈社会改革〉は、〈経済体制〉の社会的弊害の解毒作用を果し、この体制を止揚する高次の〈統合的社会体制〉への移行を構造的に媒介する〈改革された体制〉の秩序を形成した。ハイマンはこの多層的「現実主義的構造」の中に、高次の〈統合的社会体制〉の要素が部分的に体现されるものとみる。したがって〈統合的社会体制〉は、必ずしも画一的な秩序形態をとる必要はなく、むしろ、「社会による経済(及び政治)の統御」——「社会優位」の秩序の回復という理念において、共通の絆で結ばれるのである。

しかしながら、決定的に重要な点において、明確な「転換」が遂げられなければならない。それは、体制の経済的推進の原理——余剰の使用法における転換である。すなわち、物質的「拡張」のためへの余剰使用から、文化的・社会的・目的のためへの余剰使用という原則的転換である。

ハイマンによれば西洋世界に関するかぎり、経済「拡張」は既にその歴史的使命——物質的「稀少性」の克服——を達成し終えた。否むしろ、物質的「必要」needsの飽和点を越えておし進められる「拡張」のための「必要」needsの倒錯した関係を生みだし、今日の高度産業社会に深刻な「社会的健全性」の刻印を押しつけている。

余剰の文化的・社会的使用への転換(グローバルな視野にたてば、「南北」の経済的懸隔を埋めるための使用を含む)こそ、かかる微候自体が指し示す解決の方向である。しかし、かかる転換に対しては強力な阻止的要因が働いている。何よりも、今日の水準にまで「拡張」を可能にした資本財産業を基軸とする産業の物理的構造そ

これに関連して、改革主体としての国家という点に疑問がある。

(3) 最後に、ハイマンにおける「構造変動の原理」について一言でも。

こういう学問を忘れがちになっているわが学界の現状から、報告者の益々御健闘あらんことを祈ります。

答 (1) 〈統合的社会体制〉及び〈経済体制〉という区分は、基本的に、社会と経済の「作用優位」の秩序の観点による体制区分とみえさし支えないと思えます。ハイマンによれば、経済とはほんらい社会に仕え、これを養う(生計の計慮的充足)という社会の一特殊機能であり、この意味で「手段の領域」であります。しかるに、近代の産業主義——〈経済体制〉においては、「拡張」の自律性・躍動性(これを支える余剰の生産的使用)の故に、社会と経済の目的「手段関係が倒錯している。ハイマンはこのような問題視角にたつて、「経済の解放」というよりはむしろ、経済優位或は政治権力優位の秩序(資本主義とコミュニズム)からの社会優位の秩序——〈統合的社会体制〉の wiederholen を主張するわけです。

〈文化経済〉とは、社会優位の「経済社会」としての〈統合的社会体制〉の「社会経済」であり、一方「社会秩序」とは、経済優位(或は政治権力優位)の「経済社会」としての〈経済体制〉のもので、経済(及び政治権力)を統御する力を失っている社会を指す概念として再解釈できるように思います。

(2) オッペンハイマーの高弟であるハイマンは、社会経済における勢力 Macht の要素を重視しますが、特定の段階としての「マハトシャフト」についてこれを強調するというよりも、各段階におけ

re Macht の存在様式の解明に力点を置いていようと思います。

〈経済体制〉としての資本主義を「Macht の体系」として定義する理由は資本主義の動因は単なる利潤動機一般、特に奢侈的消費のための営利追求では決してなく、人と物を支配する手段としての投資の拡張、資本蓄積にある、つまり、利潤動機の背後に勢力動機がひそんでいるとみなすためであります。

第二点の「階級支配」の問題については、ハイマンはE・ザーリンなどと共に、固定的階級構造を資本主義の Verfassung そのものに由来するというよりは、封建遺制の上に礎かれた欧州諸国の資本主義に特有の要素とみなし、ここに欧州大陸とアメリカにおける階級闘争・社会主義運動の形態における著しい分岐性を説明する鍵を見出しています。

第三点の国家観に関しては、ハイマンは国家の成立起源に関するオッペンハイマー流の「社会学的国家観」を継承し、これが彼の帝國主義論的方法的基礎となっています。しかし一方では、国家が「社会連帯の守護者」der Wächter des sozialen Zusammenhalts としての一面をもつことを強調します。つまり国家は、特殊な形態での社会（資本制経済社会）と、その形態を樹立した特殊な利益よりも社会そのもの——〈社会秩序〉の保全により強い関心を抱き、盲目的躍動的経済力によって社会が危機に傾する場合には、特に国家のこの側面が強く打ちだされるものとみるわけです。国家が実際に〈改革〉のイニシアティブをとった例は、ニューディールの場合に見出せると思います。

(3) 「構造変動の原理」については、報告論文の四以下の部分で或

る程度詳しく展開させていただきました。

質問二（二橋大学 坂垣 与一）

(1) ハイマンは〈経済体制〉から、より高次の〈統合的社會体制〉への移行の体制推進の原理を、〈余剰の使用方法〉に求めているが、その場合、使用方法を決定する規準が、技術的範疇としての〈効率原理〉ではなく、いわば文化的・社会的範疇としての「人間的価値原理」ないし「福祉原理」とも呼ばれるべきもののようなものであるが、余剰の使用にあたって、そのような規準の客観性をいかに理解すべきか。別言すれば、「均斉を保った〈社会〉の回復」の判断規準は何か。

(2) 〈本質的に均斉を欠く哲理の体系〉としての経済体制は、〈論理の必然として〉より高次の〈社会体制〉へ移行するという考え方は、一種の弁証法的思考に基礎を置いているようであるが、ハイマンの弁証法的論理に対する見解はどうか。

答(1) 高次の〈統合的社會体制〉—〈文化経済〉の判断規準を論ずることは、ハイマンの体制理論の根底にある「価値前提」に触れる問題であります。ハイマンは彼自身「ドグマ的命題」とよぶ人間社会の二つの目標を仮設します。すなわち、第一に人間はほんらい「文化的動物」であり、Good Life を営むことを願う。第二に、人間は「飢餓」と「疾病」から解放されることを欲する。したがって、第一の目標を犠牲にした〈経済体制〉の「拡張」規準は、後者の目標を達成するまでは「合理的」たりうるわけですが、vital needs が充足された後はもはや至上目標としての地位を失い、Good Life の回復が志向されなければならない、と考えるわけです。

ここで当然、「Good Life」の意味内容が問題になります。ハイマンは、人間が「人間らしい」生活を営みうるための要件（質問者の「人間的価値原理」として、何よりも人間生活の創造的側面——「労働生活」における自由と尊厳を重視し、労働生活で失われた自由を消費生活の「ゆたかさ」でとり戻すような生活を、本来の Good Life になかった姿とは考えません。この意味で、ハイマンの体制思想の核心は一種の「労働主義」であり、その意味での「生活主義」にあるといえるでしょう。

以上の議論を踏まえて解釈すると、ハイマンにおける余剰の重点的使用の対象に関する規準は、vital needs → material needs → cultural needs という論理的・歴史的段階継起において捉えられているように思われます。この場合「文化」的とは、人間の「霊性」Geistigkeit にもとづく高い精神文化を指しています。しかし、このことは決して「物質性」の否定を意味するものではありません。霊は肉に宿って存在するのであり、霊性は物質性を人間社会の精神的・文化的創造に導き、そのことによって物質性を統御するのです。

(2) 「論理の必然として」の意味内容については、答(1)及び本文六での補足説明でほぼ御理解いただけると思います。しかし御指摘の如く、ハイマンは弁証法的論理を駆使する思想家として知られてゐます。旧著 Freedom and Order, (1947) を Vernunftglaube und Religion, (1955) は弁証法に関する労作といっても過言ではありませぬ。

しかしハイマンは、「弁証法は既知の条件や状況から未来を予知するものではない」と述べ、また弁証法は、「単なる観点でも、哲理

でも、理論的精神による構成でもなく、それは……歴史自体がわれわれに押しつけるところの……事実である。ただ、訓練されていない史眼には、ありきたりの因果関係しか見えないのだ。」(Soziale Theorie, S. 149) という見解をとっています。また唯物弁証法との関連においては、「われわれは唯物論や歴史の法則性は信じないが、歴史を信じて、『歴史による』構造の変動を信じる。」(S. 325) と述べております。

物価指数の問題点

森田優三

（青山学院大学）

わが国の消費者物価指数は戦後おおむね五年毎に品目、ウェイト等の変更が行なわれている。しかしこの間経済の高度成長のため、国民の消費生活の内容も急速に変化し、物価上昇の激しいとき、あるいは指数の計算方法改正後、年数の経過につれて指数の信頼性が問題とされるのが常であった。政府は昨年（昭和四一年）一月に消費者物価指数の改正を行ない、新しく昭和四〇年を基準とする指数を公表したが、この改正に先立つ一、二年間、たまたま消費者物価の急激な騰貴もあって、指数の信頼性について疑問が提起されていた。

現行の物価指数の計算方法は、基準時点のウェイトを固定して使用する、いわゆるラスパイルズ方式が一般であるが、この方式によると基準時点から遠ざかるに従ってウェイトの標準となっている消費パターンが実情に合わなくなり、物価指数の信頼性が低下するのはやむを得ないことである。経済が高度成長をとげつつあるわが国の最近数年間では、消費パターンの変化も激しかったから、この危険は特に大であった。（表1参照）物価指数の信頼性判断の一方法であるパーシユ・チェックの方法によれば、ラスパイルズ式とパーシユ式による計算結果の格差は、総理府統計局の試算によると、昭和三〇—三五年の一・二％に対して昭和三五—四〇年は五・七％に

達している。

固定ウェイト方式による物価指数のこの難点に対処する方法の一つとして、英国の労働者の小売物価指数（わが国の消費者物価指数に相当する）が一九六三年以降採用している連鎖基準方式の計算方法が考えられる。この改正は労働省の諮問機関である Cost of Living Advisory Committee の勧告に基づいて行なわれたものであった。その内容を要約すると次のとおりである。

- (1) 消費者家計調査の最近三カ年分の結果をまとめて小売物価指数のウェイト決定の基準とする。
- (2) 小売物価指数のウェイトは毎年一月に前記家計調査の前年の六月に終る三カ年分の結果を用いて定期的に変更する。
- (3) この方法による新指数は一九六二年一月一六日の価格を一〇〇としてスタートする。
- (4) 新指数の比率基準時点（一九六二年一月）は特別の理由のない限り今後一〇年間は変更しない。

連鎖基準方式というのは、前記イギリスの物価指数の例にみるように、一年毎に指数のウェイトを変更し、最新のウェイトを使って計算した前年基準の指数を積み重ねていく方法である。この計算方法はすでに早く一八八七年にマージナルによって推奨されていたが、

後述のような理由で指数理論家の間では最近まで比較的閑却視されていた。しかしこの方法は、指数のウェイトが常に最新の消費パターンに基いて計算されていること、品目のさし替えや新品目の追加が自由であること、指数品目の品質の変化による価格変動率の歪曲を最小限度に止めうること等により、現在問題になっている物価指数計算上の困難を最大限に解決することができる。

ただこの方法は従来指数理論家の間で必ずしも良く評価されていなかった。それはこの方法で計算される指数は累進的なドリフトを伴なう危険があり、特にラスパイルズ方式ではそのドリフトが上方に累積するということであった。

英国がこのような批判のあった連鎖方式の採用にふみ切った理由は、公表された政府刊行物の範囲では明らかではないが、諮問委員会の委員の一人である Sir Roy Allen が Review of International Statistical Institute, vol. 31, 1963 に発表した展望論文「Price Index Numbers」の中で述べている見解は恐らく英国物価指数の連鎖基準方式採用の理論的根拠になっているものと思われる。その要旨を略述すると次のとおりである。

いま一時点基準の一時点指数を P_t で示すと、0 時点基準の t 時点における連鎖基準方式指数は次の式で示される。

$$P_{0t} = P_{01} P_{12} \dots P_{t-1,t} \quad (1)$$

この式

$$\frac{P_{0t} P_{st}}{P_{0t}} = D_{0st} \quad (2)$$

とすれば

$$\frac{P_{0t}}{P_{0t}} = D_{01} D_{02} \dots D_{0,t-1,t} \quad (3)$$

である。然るにラスパイルズ算式の場合一般に次の関係の成り立つことが証明される。（詳しくは前記 Allen の論文二八六頁以下、または拙稿「連鎖基準物価指数の再評価」〔青山経済論集・第一八巻二号、一九六六年一〇月〕参照）

$$D_{0st} = \frac{P_{st} P_{0t}}{P_{0t}} = 1 + \frac{r_{xy} q_x^s}{x y} \quad (4)$$

$$x = \frac{q_s}{q_0} \quad y = \frac{P_t}{P_0}$$

P_0, q_0 はそれぞれ価格、数量である。また x, y はそれぞれの平均値 q_x, q_y は同じく標準偏差、 r_{xy} は両者の相関係数である。(4)式によれば D_{0st} が1より大となるか小となるかは $x = q_s/q_0$ と $y = P_t/P_0$ との相関の方向によって定まり、両者の相関が正ならば $D_{0st} > 1$ となり、従って(3)式により連鎖基準指数 P_{0t} は固定基準指数 P_{0t} より大となる。同様にして $x = P_t/P_0$ と $y = P_t/P_0$ の相関が負ならば $D_{0st} < 1$ となり、従って連鎖基準指数が固定基準指数に対して上方にドリフトすることを証明することができる。

然るに Allen によれば s が相当長い年数を意味する場合、短期間（例えば一年間）の価格変動である D_{0st}/D_0 とそれに先立つ s 年間の価格あるいは数量の変化の方向とがきまっていた方向の相関をもつと考えるのは理由の乏しいことで、むしろ先行期間が長ければ長いほどその間の価格および数量の変化と、それに続く短期間の価格変動の方向との関係は、全体として不規則（きまっていた方向をもたない）と

表1 消費パターンの変化

全都市

費目	30年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
総合	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
食料	5,066	4,522	4,393	4,256	4,236	4,186	4,206
穀類	1,894	1,373	1,195	1,049	1,019	950	963
その他の食料	3,172	3,149	3,198	3,207	3,217	3,236	3,243
魚介類	515	462	449	428	424	431	434
生鮮魚	357	324	315	304	307	314	317
生鮮干魚	158	138	134	124	117	117	117
肉卵類	254	334	350	372	336	406	415
野菜類	272	333	347	358	362	374	374
乾菜物	412	354	369	374	361	333	357
加工食品	72	92	94	90	90	82	85
調味料	408	405	403	400	391	377	383
菓子	395	320	300	283	287	273	259
菓物	546	520	531	547	555	582	573
菓類	353	305	304	319	316	314	310
酒類	193	215	227	228	239	268	263
酒類	211	216	228	217	224	230	216
酒類	87	113	127	138	137	148	147
住居	603	928	1,068	1,102	1,071	1,048	1,063
代繕料器	195	242	305	298	286	287	296
地修什	123	166	165	194	174	182	183
住宅用具	47	51	51	49	46	47	50
水熱	238	469	547	561	565	532	534
光熱	547	534	526	516	486	477	485
被服	1,245	1,296	1,362	1,392	1,363	1,305	1,258
衣料	912	918	988	1,008	968	928	895
身の回り	333	378	374	384	395	377	363
雑費	2,539	2,720	2,651	2,734	2,844	2,984	2,988
保健医療	795	801	806	801	792	850	838
保健医療	137	323	334	343	351	380	375
美容衛生	658	478	472	458	441	470	463
交通通信	249	305	306	316	361	370	379
文教	343	430	406	409	456	503	556
房具	65	60	56	54	53	53	51
養娯	865	943	906	997	1,031	1,068	1,033
教養	222	181	171	157	151	140	131

考えるのが自然である。従って $D_{0.95,t+1}$ は t が数年以上の経過を意味するときは一を中心としてその上下に不規則に変化すると期待してよいであろう。もしそうだとしたら(3)式の右辺の D は大部分が一の上下に不規則に変化し、従って $D_{0.95,t}$ は $D_{0.95,t+1}$ に対して必ずしも累進的なドリフトを伴うということにはならないであろう。以上が連鎖基準方式に対する Allen の見解の概要である。

筆者もまた連鎖基準方式が物価指数の問題点を多くを解決する最善の方法であると信ずるものである。それで連鎖基準方式による計算が固定基準指数に比べてどのような開差を示すかを試算してみたのである。試算の要領は次のとおりである。

(1) データ。統計局消費者物価指数の東京都中分類項目指数(二四項目、食料一、住居四、光熱一、被服二、被服二、雑費六)を使用。

(2) 期間。昭和三〇年から同四〇年までの年平均指数について。

(3) 計算方法。

イ、リンク指数を次の算式によって計算する。

$$P_{t+1,t} = \frac{\sum W_{t+1,t} I_t}{\sum W_{t,t} I_{t-1}}$$

ただし I_t は現行消費者物価指数(昭和三五年基準)の各中分類指数。 W_t は現行指数と同じ方法で計算した中分類項目別のウェイト ($W_t = \sum P_{t,t}$)

$$P_{35} = 100 \cdot P_{30,31} P_{31,32} P_{32,33} P_{33,34} P_{34,35}$$

すなわち昭和三五年指数は P_{35} のリンク指数を昭和三〇年 = 100としてリンクする。例

試算の結果は表2に示すとおりである。ここでは大分類指数と総合指数とを、同じくラスパイルズ式による固定基準指数(昭和三〇年基準、ただし昭和三五年以降は昭和三五年基準指数を昭和三〇年指数にリンクしたもの)と比較しておいた。表2にみるように連鎖方式試算指数は予想とは逆に若干の下方ドリフトの傾向を示しているが、その傾向はきわめて軽微でほとんど問題にはならない程度であった。

この試算はデータとして中分類項目指数を使っている点で必ずしも完全とはいえない。品目別指数を中分類項目指数にまとめる過程で、固定基準方式と連鎖基準方式との間の固有の格差が不明瞭にされている懸念がないとはいえないからである。筆者は更に細かい指数品目のデータを使用しての試算を計画しており、且つまた q_t/P_t と P_{t+1}/P_t の相関、あるいは P_t/P_t と P_{t+1}/P_t の相関分析でわが国の最近の価格変動の特性についての検討を通じて連鎖基準方式を採用した場合の問題点の所在を明らかにすることを次の課題として考えている。

物価指数についてはこの他、季節商品の処理の方法とか、階級別物価格差の問題などがある。前者は単純な技術的問題であるが、後者は深刻な問題をはらんでいる。しかし階層による購入品目の品質の差別や、その価格の格差をとり入れて階層別の物価指数を計算することが可能となったとしても(但しその実際問題としての可能性には大きな疑問がある)私見ではこのような階層別指数はそれが物価指数である限り期待されるような大きな差別を示さないと考える。問題はやはりウェイトの基準となる消費パターンの急速な時間的変

表2 連鎖基準指数の試算

(東京)

		昭和 30年	31年	32年	33年	34年	35年	36年	37年	38年	39年	40年
総 合	固 定	100.0	100.9	103.9	104.9	106.3	110.3	116.0	123.8	133.6	139.0	149.0
	連 鎖	100.0	100.9	103.7	104.8	106.2	110.3	116.0	123.7	133.0	138.3	147.3
食 料	固 定	100.0	99.9	103.4	104.0	104.3	108.0	114.3	122.4	134.2	138.1	151.5
	連 鎖	100.0	99.9	103.3	103.8	104.1	108.0	114.3	122.2	133.8	137.9	150.0
住 居	固 定	100.0	107.7	112.0	117.6	126.5	132.7	139.6	144.9	150.7	157.5	163.4
	連 鎖	100.0	107.7	112.0	117.9	124.7	130.3	137.1	142.4	148.5	154.9	160.5
光 熱	固 定	100.0	100.3	106.1	104.0	102.5	108.7	111.5	114.1	114.0	114.1	114.2
	連 鎖	100.0	100.3	106.1	104.0	102.5	108.7	111.5	114.1	114.0	114.1	114.2
被 服	固 定	100.0	100.4	101.1	100.0	99.2	101.1	104.2	110.3	117.6	120.4	124.2
	連 鎖	100.0	100.4	101.1	99.9	99.0	100.9	104.0	109.9	117.2	119.9	123.6
雑 費	固 定	100.0	101.7	103.6	106.1	108.9	113.6	119.8	129.8	140.3	149.8	160.5
	連 鎖	100.0	101.7	103.6	106.0	108.9	113.8	120.1	129.9	140.2	149.3	159.6

化であって、この問題に対しては理論的に完全な解決はきわめて困難であり、上述の英国方式による計算、すなわち連鎖基準方式は現在われわれの考え得る限りでの最善の解決策であると思われる。

しかしこの方式は物価指数計算の多年の伝統を破る新方式である。物価指数は経済変動の測定でも重要な用具であるが、経済政策の策定に関してもまたきわめて重要な指標であって、それだけに新しい計算方式の導入は慎重でなければならぬ。そのためには一方においてこの方法の妥当性について十分の検討が望まれるとともに、他方、もしその導入が望ましいとすれば、新方法に対する一般の理解の浸透を十分に準備しておかねばならないと考える。

質問一 (明治学院大学 畑 井 義 隆)

表2に出ている試算の連鎖基準はイギリス方式の三年平均をベースとするものか、それとも単年のものか。何れの方法がよいであろうか。

答 単年です。イギリスは家計調査のサンプル世帯数が少ない(三〇〇〇程度)ため三年平均をとっていますが、日本の家計調査はサンプル数が大きいから単年ベースでも十分です。パターンの安定を求める意味では2年3年のベースをとることも考えられますが、長期間の平均を用いることはパターンの変化を迅速にとり入れようとする連鎖基準方式採用の大きな目的に反する結果にもなります。

質問二 (神奈川大学 加 藤 寛 孝)

従来ラスパイレ方式で計算された指数を数年おいて基準変更して接続してきたけれども、その理論的意味は何であったか。

答 理論的の意味は考えず、ただ便宜の処置であったと思います。

固定基準一貫の場合でもラスパイレ方式・パーシニ方式とも理論的意味は明確でありませんから、リンク指数と五十歩百歩だと思えます。

質問三 (南山大学 酒 井 正 三 郎)

連鎖基準指数は消費パターンの変化を考慮して考案された新指数であることはよく判りますが、この指数でも財の質的变化についてはどのように考慮に組み入れられているのでしょうか。

答 本質的に困難な問題と思えます。しかし短期間にベースを改め、たえず最新の品種によって価格の変動を比較していくのですから、品質の変化による価格変動率の歪曲は最低限度に防げると思えます。

経済成長と二重構造

金子精次
 関西学院大学

一 はしがき

わが国経済は戦後の復興を終えてのちもなおめざましい成長を遂げてきたが、この報告は、そのために必要とした資本の調達がいかに可能であったかを尋ねながら、高い経済成長とわが国の特質といわれた二重構造との間にいかに深い関連があったかを明らかにし、さらに二重構造の解消をめざして今後とるべき基本的な態度について述べようとするものである。しかし、きわめて大きい問題であるだけに、細かい説明は省いて要点を述べるに止らざるをえない。

二 高度成長と二重構造

まず経済成長率をみると、表1にみられるように、一九五六年～六四年においてわが国のGNPの年成長率は一〇・三％であった。これは他の世界主要国のそれと比べてきわ立って高いものであり、わが国がいかに急速な経済成長を遂げてきたかがわかるのである。ところで、表はさらにわが国のこの高い成長率が、資本係数の低かったこともあつたが、資

本蓄積率のきわめて高かったことに導かれていることを示している。わが国の蓄積率は三四・〇％にあよんでいるが、他国は資本係数の

表1 主要国の経済成長率・資本蓄積率・資本係数 (1956年～1964年)

国名	成長率 (%)	資本蓄積率 (%)	資本係数
日本	10.3	34.0	3.30
オーストラリア	4.2	25.1	5.98
オーストリア	4.7	25.9	5.51
ベルギー	3.6	18.6	5.17
カナダ	4.1	24.6	6.00
デンマーク	4.7	20.8	4.43
フィンランド	4.6	28.7	6.24
フランス	5.1	20.8	4.08
西ドイツ	6.3	25.3	4.02
イタリア	5.7	23.1	4.05
オランダ	4.3	26.5	6.16
ノルウェー	4.2	31.3	7.45
スウェーデン	4.2	22.2	5.29
スイス	4.6	25.3	5.50
イギリス	3.0	16.7	5.23
アメリカ	3.1	17.9	5.52

資料: UN, *Yearbook of National Accounts Statistics*, 1965. ただし、日本は経済企画庁「国民所得統計年報」(昭和42年版)
 注 成長率=△GNP/GNP, 資本蓄積率=GDCF/GNP, 資本係数=GD CF/△GNP

表2 主要国の貯蓄率とその内容 (1960年)

国名	S/Y (%)	Sg/Y (%)	Sg/Yg (%)	Yg/Y (%)	Sp+Sc/Y (%)	Sp/Y (%)	Sp/Ypd (%)	Ypd/Y (%)	Sc/Y (%)	Sc/Ycd (%)	Ycd/Y (%)
日本	31.8	9.4	37.7	25.0	22.4	14.6	17.7	82.6	7.3	62.4	12.4
オーストラリア	20.0	8.7	30.0	28.9	11.3	7.3	8.2	89.1	4.0	59.7	6.8
オーストリア	23.0	7.8	19.6	39.5	15.3	7.2	8.4	85.4	8.1	91.0	8.9
ベルギー	11.2	-1.5	-5.2	29.2	12.7	10.2	10.6	96.1	2.6	47.1	5.4
カナダ	11.4	1.9	5.8	33.7	9.5	6.3	6.8	92.2	3.2	62.4	5.1
デンマーク	17.4	7.2	22.1	32.8	10.2						
フランス	24.2	12.0	31.2	38.6	12.2	7.7	9.4	81.8	4.5	70.7	6.3
ドイツ	16.7	4.8	11.1	43.2	11.9	7.7	8.5	91.1	4.3	66.2	6.5
イタリア	25.1	10.0	21.9	45.6	15.1	2.8	3.2	86.3	12.4		
ノルウェー	19.6	4.1	17.6	36.8	18.6	11.5	14.3	80.3	7.1		
スウェーデン	25.1	6.5	19.5	44.1	9.7	8.8	11.9	74.4	9.7	80.3	12.1
スイス	18.3	8.6	31.0	25.1	18.5	7.2	8.9	80.2	5.9	67.0	8.8
イギリス	26.3	7.8	26.6	28.0	13.1	4.0	4.7	85.3	8.5	51.3	16.6
アメリカ	20.5	7.4	0.1	31.3	12.5	4.1	4.9	82.4	3.2	46.7	6.9
フランス	12.7	0.2	9.7	31.7	7.3						
ドイツ	10.4	3.1									

資料: 表1と同じ

注 1) 記号の説明…… Y → 国民所得 S → 法人留保+個人貯蓄+政府経常剰余 Yg → 個人貯蓄+個人可処分所得 Sp → 個人貯蓄 Ycd → 法人留保および税引控除した法人所得 Sc → 法人留保

Sg → 政府経常剰余 Ypd → 個人可処分所得 Sp → 個人貯蓄 Ycd → 法人留保および税引控除した法人所得 Sc → 法人留保

2) public corporation の貯蓄は、日本、オーストラリア、ベルギー、カナダ、オランダ、スイス、イギリス、アメリカでは Sc に含まれている。

3) スウェーデンとイギリスの Ycd には、Ypd に含まれべき個人利子所得が含まれている。

非常に高いノルウェーを除けば、いずれも二〇％台あるいは一〇％台に止っている。それでは、わが国でこのように高い蓄積率がいかんとして実現できたのであろうか。これを資本供給の面から追求しよう。

右にみた蓄積率はグロスの資本についてのものであるが、そのうち経済成長のために新しく投じられる資本の供給源泉として、国民によって形成された貯蓄の国民所得に対する比率（貯蓄率）を測って国際比較すると、表2のごとくである。表は一九六〇年について調べたものであるが、わが国の貯蓄率は三一・八％にのぼり、明らかに他国を大きく上回っている。ところで、これを内容的にみると貯蓄の七割までが民間貯蓄（ $S_p + S_c$ ）によって構成されており、その国民所得に対する比率（民間貯蓄率）は二二・四％で、これも他国を大きく凌いでいる。では、わが国の貯蓄率を高からしめた高い民間貯蓄率は、どのようにして促されたのであろうか。

民間貯蓄は国民の自発的意志によってばかりでなく、インフレ的な強制貯蓄手段によっても形成される。戦後復興期においては後者に強く訴えて貯蓄形成が促されたが、復興後においては民間貯蓄の大部分は、国民によって自発的に形成されたとみなしうる。さて、国民の自発的貯蓄率は、(一)所得水準の大小、(二)所得分配の状態、(三)国民の消費節約性といった要因によって左右される。ところが、第一の所得水準についてみると、わが国民の所得水準は欧米先進諸国民のそれら比べて、今日でもなお相当に低いのである。そこで、わが国民の高い自発的貯蓄率を説明するのに他の二つの要因をもってしなければならぬが、ここではとくに所得分配の要因を取り上げ

て分析し、それを通じてわが国の高い経済成長と二重構造との関連を明らかにしたい。

表3は、非農林業における労働所得の分配率を測定して国際比較したものである。ここで農林業を除外したのは、そこで就業している大部分の人々の所得が複数の生産要素からの稼得によって混然と構成されているためである。しかし彼らによって形成される貯蓄の比重はきわめて小さいであろう。さらに、非農林業においてもこれと同様な混合的所得を受けている個人業主とその家族従業員がかなり存在していることを考慮して、分配率は生産所得に対する雇用者所得の比率（ r ）ではなく、就業者一人当り生産所得 \parallel 労働生産性に対する雇用者一人当り所得 \parallel 賃金水準（ R ）として測定している。さて、労働所得稼得者は一般に低所得層に属し、その貯蓄能力は利潤所得稼得者よりも低いといえる。したがって、分配率が低いほど国民全体の自発的貯蓄率は高められることになる。ところが表によると、わが国の分配率は低下傾向にあるとはいえず、他国と比べてとくに低いとはいえないようである。かくして、所得分配の要因もまたわが国民の高い自発的貯蓄率を説明できず、いま一つの国民の消費節約性にその理由を求めざるをえない。しかし、この要因についての検討はここでの課題ではないので、それに触れないことにする。

しかしながら、これによって所得分配の要因についての分析を断念するにはおよばない。というのは、産業の比重が高いばかりでなく、経済成長のけん引者としての役割を演じている製造業についてその分配率を調べることは、そこにおける資本蓄積 \parallel その成長 \parallel 国

表3 主要国の非農林業における分配率R

年次	日 本	オーストラリア	オーストラリア	ベルギー	カナダ	フランス	西ドイツ	オランダ	ノルウェー	イギリス	アメリカ
1949											
50					76.8			69.6		71.2	71.3
51				61.6	73.9				70.2	71.3	70.4
52		75.6	72.0		74.5	84.7				71.7	67.9
53	79.6				73.1		62.3			70.3	68.3
54	78.7				75.1					70.3	69.4
55	79.2				75.2					71.5	69.9
56	77.5				74.9					74.7	68.8
57	71.3				69.9					75.2	70.0
58	71.5				77.6					75.7	69.6
59	70.7				77.3					74.2	70.7
60	64.3				78.4		70.2			74.3	69.8
61	63.5				79.9						69.4
62	63.5				81.1						
63	64.1				80.9						
64	64.0				80.9						
65	65.6										68.3

(単位 %) (単位 %)

資料：日本—経済企画庁「国民所得統計年報」（昭和42年版）、総理府「労働力調査」イギリス—Central Statistical Office, Annual Abstract of Statistics, 1961, 7, 2, 9
 カ—Department of Commerce, Statistical Abstract for the United States, 1961 & 1965, カナダ—1960年の西F. A. ン—UN, Yearbook of National Accounts Statistics, 1962 & 1965, UN, Yearbook of Labor Statistics, 1968 & 1965, その他—C. Clark, The Conditions of Economic Progress, 3rd ed., 1957.

表6 主要国における工業生産の年伸長率

(1953年~1964年)

国名	伸長率	国名	伸長率
日本	13.1%	ドイツ	7.2%
オーストラリア	5.9	イタリ	7.6
オーストリア	6.9	オランダ	5.6
ベルギー	5.2	ノルウェー	4.7
カナダ	3.7	スウェーデン	4.9
デンマーク	5.7	イギリス	3.3
フィンランド	6.3	アメリカ	3.1
フランス	4.1		

資料: UN, Statistical Yearbook, 1965.

注 1) 製造業生産指数(1958年=100)による。

2) オーストリアは1958年~1964年, スウェーデンは1953年~1963年である。

ところで、製造業はその就業者の供給を農林業にきわめて強く依存している。たとえば報告者の推計によると、非農林業全体についてであるが、一九五六年~六五年においてその就業者増加数のうち六二%までが農林業から移動した人々によって占められている。製造業に限ってもこの事情は変わらないであろう。農林業から移動するこれらの就業者は、一般に勤労者として雇用される人々であるが、彼らがそのように移動するのは、経済的には農林業に止ってその労働生産性に規制された所得を得るよりも、製造業で就業して賃金を得るほうが有利とするからである。事実、製造業の賃金水準は農林業の労働生産性を相当に上回っている。とはいえ、就業者の移動とともにこの移動の誘因は消滅するはずである。しかし実際は、年々大量の移動があ

るにもかかわらず、その誘因は消滅の方向をさへみせていないのである。このことは、農林業において移動の機会をつかみえていない人々が常に存在し、過剰労働人口としてそこに潜在していることを意味している。彼らのために、農林業の労働生産性は上昇を阻まれるとともに、他方製造業の賃金水準はその労働生産性によりも、彼らの農林業での稼得に強く引きよせられて決定されているとみられる。かくして、製造業における労働生産性と賃金水準の関係は、それと農林業との間の労働生産性格差の問題としてみることができ、いま一九六〇年ごろについて製造業に対する農林業の相対的労働生産性を調べると、カナダ〇・三三、アメリカおよびフランス〇・三四、ノルウェー〇・四二、オランダ〇・八一、オーストラリア〇・八四(国連データ)などに対し、わが国は〇・二七という低さであった。すなわち、わが国製造業の他国よりも低い分配率は、結局、農・工間のきわめて大きい労働生産性格差に起因しているといふことになる。

さて、まえの表3と表4とを比べてわかるように、わが国において製造業の分配率は非農林業のそれよりもかなり低くなっている。ところが、就業者の供給を農林業に強く依存していることは、さきにも示したように非農林業全般にいえることであり、したがって賃金水準の決定が農林業での稼得水準に強く影響されている事情は、非農林業に一般にあてはまる。実際に、賃金水準は製造業と非農林業全体との間においてそれほど差異はみられないのである。そこで両者の分配率の開きは、製造業とそれ以外の商業、サービス業などの非農林業との間に、前者が後者を相当に上回る労働生産性の格

表4 製造業における分配率R

年次	分配率	年次	分配率
1952	63.4%	1959	50.9%
53	58.2	60	47.4
54	57.2	61	47.4
55	56.2	62	49.7
56	48.3	63	51.3
57	51.6	64	50.2
58	57.0		

資料: 通産省「工業統計表」

民経済の成長といった関連において、重要な意義をもっているからである。

そこで、わが国の製造業における分配率(R)を測定して示すと、表4のごとくである。これは従業者三人以下の規模のものは除き、また分配率がさきの非農林業のそれと比較可能なように、とくに付加価値に關し

て原資料に調整がなされている。表によると、製造業の分配率にも低下傾向が認められるが、それは非農林業の分配率と比べると相対的に低いものになっている。つぎに、表5は分配率の国際比較を行っている。これによると、わが国の製造業の分配率は資料の中で測定しても低いといえる。製造業では雇用者の対就業者比率の国際差は、実際には殆ど問題にはならないから、もしRをもって国際比較を行いたとしても、結果は表で見たものと変わらないであろう。したがって、わが国製造業の分配率の低さは、他国に比べてその賃金水準が労働生産性に対して不比例に低かったことを表わしているのであるが、かくしてわが国の製造業は、高率の資本蓄積を行いつつ、表6にみられるように他国を圧する高い成長を遂げ、もって急速な経済成長をけん引したといえるのである。

表5 主要国の製造業における分配率R (賃金・俸給 / 粗付加価値)

(単位: %)

	日本	オーストラリア	カナダ	デンマーク	フィンランド	オランダ	ノルウェー	スウェーデン	イギリス	アメリカ
1953	39.6	58.1	48.9	56.3		44.5	45.5	58.0		56.4
54	39.3	58.1		56.4	54.3				55.0	56.4
55	37.7	57.9		57.3		45.6	46.2			54.8
56	37.0	55.9		57.7		48.0	47.3		57.8	55.2
57	37.9	54.8	48.5	56.9		49.4	47.6	56.3		53.9
58	36.9	53.9	48.6	56.5	51.8	50.4	49.3	56.9	56.4	54.8
59	35.4	53.5	47.7	55.4		47.7	49.6	52.3		53.1
60	33.7	54.1	49.4	55.8		47.6	49.2	55.7		53.7
61	34.1	53.3	48.9	55.7	51.0	50.3	48.9	55.8		53.8
62	34.6	52.5	50.2	56.0		52.2	50.5	57.9		52.6
63	34.4	51.7		58.4	51.4		50.1	57.3		52.4
64	34.9				52.5					

資料: UN, Statistical Yearbook, 1962 & 1965.

差があることを反映しているのである。しかもこの格差は、これまでの非農林業と製造業との分配率の国際比較の結果に照して、諸外国におけるよりも大きいといえるのである。

すなわち、これまでの分配率の分析を通じて、わが国では近代的な産業部門である製造業と前近代的な農林業との間にばかりでなく、商業やサービス業などとの間にも、労働生産性の欧米諸国におけるよりも大きい格差が存在し維持されてきた、というわが国産業の二重構造を指摘することができるのである。そして、このような二重構造を背景にした製造業の低分配率は、その成長を高めて急速な経済成長の原動力となるとともに、他の部門との労働生産格差¹¹二重構造を再生産する原因ともなっていたとみるることができるのである。

これまで製造業を全体として取りあげてきたが、これを規模別にみると表7にあるように、分配率にきわめて大きい格差が存在し維持されているのである。分配率は規模が大きいものほど低くなっているが、これは労働生産性の規模別格差に比べて、賃金水準の格差が緩慢であることに由来している。

労働生産性は規模が大きくなるにしたがって明らかに高くなっていく。表にみられるような格差は欧米諸国ではみられないほど大きいものであるが、それは、大工業が資本装備に量的・質的にまさっていること、下請・系列関係において大工業が有利な取引条件を維持していること、中小工業が相互に過当競争を演じていること、などに主としてよっている。一方、賃金水準にも同様な格差がみられるが、これは賃金支払能力を表わす労働生産性に右にみた格差がある

比べて高い利潤形成力をもち、したがって高い資本の自己蓄積と外部からの資本調達を容易に進めて資本装備を高めるとともに、中小工業への支配をいっそう強めて、ますます強大な存在となりえているのである。すなわち、大工業と中小工業との高い労働生産性格差は、大工業への資本集中を容易ならしめていると同時に、またそれを通じてその格差が作りだされているのである。

三 二重構造解消の方向

以上述べたように、わが国経済は製造業なかでも大工業を軸として急速な成長を遂げてきたが、その背後には労働生産性の産業間・規模間のいちじるしい格差として具体的に把握される二重構造が、成長の因となりまた果となって存続していったのである。国民の経済福祉増進の立場から、成長の高いこと自体は喜ぶべきことである。しかし、その背後に二重が伴っていることはきわめて重大であり、その解消が強く望まれるのである。

ところで、今後の二重構造解消の方向を考えるに当たって、わが国経済に二つの大きな与件変化が現われていることに注目しなければならぬ。それは、労働力の不足化と開放体制への移行ということである。労働力不足といってもまだ全面的なものでは決してないが、高度成長による旺盛な労働力需要が、とくに学卒者を中心とする若年労働力に集中し、このために農林業には後継者としての若年労働力はほとんど止らなくなり、また中小企業においてもその確保のために大企業に劣らぬ賃金の支払や労働条件の整備を余儀なくされている。今後、労働力人口の増加が相当に鈍化すると予想される

表7 製造業における従業者規模別分配率・労働生産性・賃金水準の格差

年次	4人 ～49人	50人～ 199人	200人～ 499人	500人 以上	4人～ 199人	200人 以上
	分配率格差					
1955	135	104	92	100	126	100
60	153	125	113	100	137	100
64	157	128	117	100	140	100
労働生産性格差						
1955	35	57	80	100	45	100
60	33	49	65	100	44	100
64	40	56	69	100	51	100
賃金水準格差						
1955	48	60	74	100	57	100
60	50	61	73	100	59	100
64	63	72	81	100	71	100

資料：通産省「工業統計表」

ること、大工業における終身雇用・年功序列型賃金制度の採用、労働組合組織率の差異などが主原因といえる。しかし、大工業と中小工業との賃金水準の開きは、労働生産性の開きほど大きいものではない。これは結局、過剰労働人口の圧力が規模別賃金水準を平準化させる作用を他方で演じているがためと考えられるのである。かくして、そもそも資本的に強大な大工業は、弱小な中小工業に

ことから、労働力不足はますます深刻化する可能性が多分にあり、農林業の衰退や低賃金を基盤とする中小企業の存立への脅威がいっそう強まるであろう。一方、開放体制への移行はいまや貿易自由化の段階から、資本自由化の段階へ進みつつあるが、わが国企業はワイルド・エンタープライズの進出に対して、資本力を強化し自ら技術開発を行って競争力を高めねばならない。しかし、そのような国際競争力の強化は大企業が中心になることは明らかである。このために大企業への資本集中はますます強くなるであろう。かくして、大企業はいっそう巨大化しながらその能率を高めていくであろう。

こうみると、昭和四十年代のわが国経済には、二重構造解消の期待よりもむしろその深化の恐れが強くもたれるのであり、それだけにその解消に向っての「挑戦」が強く要求されるのである。もっとも、わが国経済が今後も高度成長を続けるならば、労働力不足が激化され、それを通じて低生産性部門の近代化が促進されるがゆえに、二重構造も解消しうるとの議論がある。だが、大企業に資本が集中するような形で成長促進によって、果して二重構造の解消が自然になされるであろうか。このためには、農林業や中小企業は大企業における以上に労働生産性を高めねばならないが、それら低生産性部門は自らその能力をどれほども合せているであろうか。

農林業・中小企業の近代化について、これまでさまざまな方策が打ちだされている。政府にしてもそのための努力を全く払っていないわけではない。だが、重点は大企業中心の成長促進策にあって、二重構造解消の成果はあげられていないのである。二重構造をむしろ深化させると思われる経済与件の変化に当面して、政府は低生産

性部門近代化のためにもっと積極的な「挑戦」をなすべきである。すなわち、有効なきめ細かい近代化への指導とともに、近代化に必要なしかし自ら調達したい資金の援助を大巾に増大すべきである。そして、そのために税制面の措置、農林業・中小企業専門の金融機関の育成、農林業・中小企業向け政府金融機関の原資の拡大、金利負担の軽減等々の措置が図られるべきであろう。

質問一 (明治学院大学 畑井 義隆)

(一) 経済成長が二重構造を激化したというが、二重構造とは一体何を言うのか。もし生産性格差の存在を言うのであれば、それは企業規模の拡大に応じて連続的に上昇しているようであるので、二重構造ではなくて、傾斜構造ではないのか。

(二) わが国の経済成長は主として企業の自己資本蓄積によるという説明であるが、表によるとわが国の国民所得に占める企業蓄積の割合(S_e/X_e)は必ずしも他の諸国に比してそう高くない。むしろ個人貯蓄率の高いことを重視すべきではないか。また労働分配率が低いのに、 S_e/X_e がそう高くないのは何故か。

答(一) ここで二重構造は、具体的には産業間あるいは企業規模間の労働生産性格差として扱っているが、企業規模を細かく分けてみると、仰せのように規模が大きくなるにしたがって、労働生産性は連続的に上昇しており、この意味で「傾斜構造」ということも当てている。しかし、ここでは問題を興にするセクターとして、大企業対中小企業という規模分類を行って、労働生産性の格差を取り上げているのである。もっとも、この場合具体的にいかなる規模を以って大とみ、あるいは中小とみるかは多分に恣意的である。なお、「二

重構造の激化」については分配率低下の問題に触れなければならぬが、この報告書では紙面の都合で割愛した。

(二) 報告書において「わが国の経済成長は主として企業の自己資本蓄積による」といったとすれば表現が適当ではなく、「……主として自発的な民間貯蓄による」というべきである。すなわち、 S_e/X_e ではなく S_p/S_e をみるべきである。そして、報告書では示していないが、分配率の低下傾向に対して、 S_e/S_e 、 S_p/S_e は必ずしも連続的ではないが、上昇の方向が認められる。

質問二 (天分大学 松浦 茂治)

ここに二重構造を、「四〇年代への挑戦」として、お考えになる場合、「地域格差」の問題を取上げる必要があるのではないかと考えられるが如何。

答(一) ここでは地域問題には全く触れなかったが、住民の所得水準でみた地域格差がきわめて大きく存在していることは明らかであり、その格差は正が地域問題の大きな課題であることはいうまでもない。しかし、そのような地域格差は産業間・企業規模間の労働生産性格差が地域的に反映されたものであり、この意味で地域格差も二重構造の具体的な一面とみることができるところで、地域格差の是正に対して、後進地域への高生産性部門の誘導、工業開発が最も効果的な方策としてよく取り上げられるが、実際にはいずこにおいてもそれが可能といえるものではない。そこで、これに頼りたい地域では農林業や地場産業の近代化が強く要求されるのである。したがって、ここで述べた農林業・中小企業の積極的な近代化による二重

構造解消政策は、地域格差是正の課題とも十分につながるものである。ただ、具体的にはそれぞれの地域の特性を考えながら、それに応じた対策が必要である。さらに、工業開発を進めていく場合、その経済効果のみを大きく評価して、無差別に工場誘致のみ走るのではなく、慎重な土地利用計画のうえに、相応しい業種の選択、公害防止対策、住宅・学校などの生活基盤の整備などを行わねばならない。

りである。

- George W. Hoffman and Fred W. Neal, *Yugoslavia and the New Communism*, (New York : Twentieth Century Fund, 1962). Carl Landauer, *Contemporary Economic Systems*, (Philadelphia: J. B. Lippincott Company, 1964). Svetozar Pejovich, *The Market-planned Economy of Yugoslavia*, (Minneapolis: University of Minnesota Press, 1966). Joan Mitchell, *Groundwork to Economic Planning*, (London : Seeker & Warbury, 1966). Rudolf Bréanic, "Economics of Socialism in a Developed Country," *Foreign Affairs*, July 1966. Ljubomir Ueljkovic and others, *The Economic Reform in Yugoslavia*, (Belgrade : Socialist Thought and Practice, 1965).

二

周知のようにユーゴスラビアは第二次大戦後スターリン型経済制度を模倣し、農業を除くすべての産業部門を国有化して集権的経済計画を採用した。すなわち、生産および投資にかんする計画はすべて政府によって作成され、その実施は政府資金と政府各省とを通じて

現在ソ連をはじめとする東欧諸国では多かれ少かれ経済分権化の運動がみられるが、その先駆的モデルはユーゴスラビアの経済改革にもとめることができる。ユーゴスラビアの経済改革は一九五〇年の労働者評議会による政府企業管理法の成立とともに始まり、従来のスターリン型管理経済から社会主義市場経済に移行するための一連の経済改革をふくんでいる。ユーゴスラビア経済がこれら一連の経済改革によって成功裡に建設されるか否かは理論的にも実際のにも興味ある問題である。もしこの経済改革が成功裡に進展するならば、他の東欧諸国における経済分権化の運動はそれによって一そう促進される可能性がある。それゆえ、ユーゴスラビアの経済改革の展開過程とその成果とを分析することは、ソ連をふくむ他の東欧諸国が模索している経済分権化の動向を把握するためにもきわめて有力な手がかりを与えるだろう。この報告の意図は、ユーゴスラビア経済改革の展開過程を説明し、その経済的成果を分析することによって、ユーゴスラビア型社会主義経済の特徴と問題点をさぐり出すことである。

(1) ユーゴスラビア経済改革にかんする参考文献は次の通り

て行なわれた。銀行制度は政府資金計画のたんなる執行機関にすぎず、企業は政府部門の従属機関として生産活動にならぬ影響力をもたなかった。また価格は固定され、生産財には低価格が、消費財にたいしては高価格がつけられた。貿易も完全に国家独占のもとにおかれ、アウタルキー的性格をおびていた。農業にかんしてはスターリン型集団化の運動が促進されたが、この運動は農民の抵抗にあつて完全に失敗した。しかし一九四八年ユーゴスラビアがソ連と絶交してソ連の経済援助を打ち切られ、重大な経済的困難に直面するにおよび、この経済的困難を克服するためにユーゴスラビアではスターリン型経済制度を改革する運動が高まってきた。この運動は労働者評議会を基軸とする経済分権化の改革に結実し、ここに社会主義市場経済への移行をもとめる一連の経済改革がはじまったのである。

ユーゴスラビアの経済改革は一九五〇年から一九六四年までの第一期と、一九六五年以降の第二期とに区分することができる。第一期は企業の管理運営権が政府から労働者評議会に移され、生産活動が政府計画から切り離されて企業自身の計画にもとづいて行なわれ、いわば生産計画の分権化が推進された段階である。これにたいして第二期は銀行制度および財政制度の改革を通じて投資活動が政府計画より企業自身の計画に移され、それにもとづいて行なわれるようになった、いわば投資計画の分権化が促進されつつある段階である。

(1) 第一期の経済改革の展開(一九五〇—一九六四年)

この期間における経済改革の第一期の特徴は刺戟制度の導入および

び生産計画の分権化である。すでにみたように、一九五〇年には「労働者集団による政府企業管理法」が成立し、企業の管理運営権は政府から労働者評議会に移ったが、さらに一九五一年には「計画的国民経済運営法」の成立によって、従来のスターリン型経済制度とくに集権的生産計画の制度が廃止された。すなわち企業は投資を除くすべての生産活動について自主的に決定できることになった。一九五二年には企業は消費財価格を原則として自由に形成できるようにになった。一九五三年には企業は政府所有の企業固定資産を効率的に利用する権限を与えられただけでなく、「企業収入分配法」により企業純収入の一部を自己資金として留保できるようになった。さらに一九五七年には企業はその純収入の一部に賃金割増金をふくむことを認められたが、一九六一年には企業純収入は投資資金および賃金割増金のはかに賃金基金をも包括するようになった。このようにして企業の生産活動が労働者集団にたいする生産刺戟制度と直結することになった。

第二期の特徴は政府投資資金にかんし企業への無償供与制度が廃止され、有償貸付制度が導入されたことである。主要産業部門、とくに生産財部門への投資配分は政府計画にもとづいて行なわれたが、そのさい投資資金は原則として有償貸付の形態で配分され、しかも産業部門内各企業への投資配分はいわゆる競争的利子率制度を通じて行なわれた。競争的利子率制度とは企業収益を考慮して投資資金を配分する方法である。これら政府投資資金の有償貸付制度および競争的利子率制度は政府投資資金を利用する産業および企業が政府投資資金を効率的に利用することを意図したものである。しかし一

九六一年には競争的利子率制度が、さらに一九六三年には政府投資資金の有償貸付制度が廃止され、それに代って銀行貸付制度および企業の自己資金留保制度が重要視されるようになった。このようにして消費財部門のみならず生産財部門においても投資資金の主要源泉が企業自身の留保資金と銀行信用とに依存するようになったが、これらの資金調達制度の確立は第二期の財政制度および銀行・信用制度の改革にまたねばならなかった。

(2) 第二期の経済改革の展開(一九六五年以降)

この期における経済改革の第一の特徴は企業の自己資金の増大を促進するための財政制度および銀行制度の改革である。すでにみたように一九六三年に政府投資資金貸付制度が廃止され、それによって企業は政府投資資金として納付する分を自己資金に繰り入れることができるようになったが、一九六五年の財政制度改革は企業収入にたいする各種課税を減少(たとえば生産税廃止、資本税および給与税の税率引き下げ、および企業の社会保障分担金の削減など)させることによって、企業の自己資金留保制度を一そう重要なものにした。

財政制度とならんで第二期の経済改革を特徴づけているのは、銀行・信用制度の改革である。この改革によって連邦中央銀行および連邦特殊銀行(連邦投資銀行、連邦農業銀行および連邦外国貿易銀行)を除いたすべての銀行は企業および地方政府によって管理運営されることになった。この改革のねらいは、従来政府機構の一部として機能していた銀行制度を民主化して企業の生産活動と直結させ、財政制度の改革と相俟って投資活動にかんする企業の自主性を増大

させることにあった。

第二期改革の第二の特徴はインフレーションおよび価格構造のゆがみを克服するために価格制度の改革が行なわれたことである。第一期の分権化改革を通じて消費財、とくに農産物の価格を中心にして物価上昇の趨勢がみられたが、一九六一年に貸金基金が企業純収入のうちに包括されるようになってから物価は急速に上昇しはじめ、それによって市場が規制している消費財価格と、制限価格として固定されている生産財価格との間の構造的ゆがみが拡大した。一九六五年の価格制度改革はこのようなインフレーションと価格構造のゆがみを克服するために、一方において価格統制の枠をひろげて消費財価格の上昇傾向を抑え、他方において生産財価格の水準を引き上げて価格構造のゆがみを取り除く措置であった。この価格統制と生産財価格の改訂とならんで旧ディナー一〇〇を新ディナー一単位とする通貨改革も行なわれた。

第三の特徴は貿易の自由化を促進するために貿易制度の改革が行なわれたことである。第一期の分権化段階では貿易は国家独占から解放されて企業のコマーション・ベースで行なわれるようになったが、なお複数为替レート、輸出および輸入の許可制、割当および禁止などの政府統制が貿易の自由化ないし分権化を妨げていた。第二期の貿易制度改革は、複数为替レートおよびその他の直接的貿易制限措置を廃止して単一為替レートおよび間接的貿易制限措置を採用し、関税水準を大幅に切り下げて貿易の自由化を促進した。

三

以上がユーゴスラビアにおける経済改革の展開であるが、つぎにその経済的成果、とくに第一期の分権化段階におけるユーゴスラビア経済の成果について分析しよう。

この期間における第一の経済的成果は急速な経済成長である。改革前の状態と比較するとき、改革後とくに一九五三年以降のユーゴスラビア経済の成長はいちじるしく急速であり、公表統計によれば一九五二―六三年の間に国民所得は二・六倍、一人当たり所得は二・三倍に上昇し、工業生産は四倍に増加した。ところでユーゴスラビアの急速な経済成長を支えてきた主要な原因はほぼ三〇パーセントと計算される高い投資率と投資効率の上昇とである。しかしこの高い投資率は分権化改革の成果というよりもむしろ集権的投資計画制度の結果であろう。なぜなら政府投資資金は投資全体のほぼ七〇パーセントを占めていたからである。したがって分権化改革がユーゴ経済の急速な発展に寄与したのは主として投資効率の上昇を通じてであろう。というのは、投資資金の有償貸付制度、競争的利子率制度および企業の自己資金留保制度、などの分権化改革は投資資金の効率的利用を促進し、その結果として投資効率を上昇させたと期待できるからである。

改革の第二の経済的成果は投資活動パターンの変化である。すなわち、一九五二―五七年の間に工・鉱業粗固定投資は投資量全体の六一パーセントを占めていたが、一九五七―五九年の間にはそれは三七パーセントに減少した。これに反して農・林業粗固定投資は一九五〇―五三年には投資量全体の六パーセントにすぎなかったが、一九五四―五九年にはそれは一三パーセントに増大した。また一九

五二―五三年の金属利用部門の粗固定投資は工業粗固定投資全体の三〇パーセントであったが、一九五七―五八年にはそれは一八パーセントに低下した。これに反して繊維部門の粗固定投資は同期間の間に工業粗固定投資全体の四パーセントから九パーセントに増大した。このような結果から投資活動パターンは工業生産財部門を中心とした投資パターンから農業および工業消費財部門を中心とした投資パターンに変化した³⁾。

改革の第三の成果は企業の自己資金量の増大である。分権化改革により企業はその純収入の一部を自己資金として留保することを認められたが、この企業自己資金の割合は一九五三年から一九六四年までの期間に企業収入全体の三三パーセントから五一パーセントに増大した。また総投資資金に占める企業投資資金および銀行資金の割合は一九六一年から一九六四年までの間に三〇・四パーセントから五七・三パーセントに増大した。このことは集権的投資計画の枠外にある分権的投資が大幅に増大し、企業の自主的投資活動の余地が拡大したことを意味する。

(1) 一九四八年から一九五九年までの期間の限界資本係数は

三・五、一九五二年から五八年までの期間の限界資本係数は二・二と推定されている。したがって改革の第一期を通じて限界資本係数の逆数である投資効率は急速に高まった

ものと推測できるだろう。この点については、*Economic Survey of Europe 1959* (New York: United Nations, 1960), pp. 34—45, Pejovich, *op. cit.*, p. 75. を参照。

(2) Pejovich, *op. cit.*, p. 69.

四

以上のような経済的諸成果からユーゴスラビアの経済改革はつきぎのように評価できるだろう。すなわち、それは(1)労働者評議会による企業管理と(2)分権の生産・投資計画の拡大を通じて労働者集団および企業に生産意欲を与え、それによって経済成長を高めた制度的改革である。このような制度的改革によって建設されたユーゴスラビア社会主義経済の特徴は、ソ連の最近の経済改革と比較するとき明らかに異なる。

第一の特徴は労働者評議会による企業管理の制度である。この制度の導入によってユーゴスラビアの労働者集団の生産意欲は企業経営と直結し、いちじるしく刺激されることになったが、この点につきソ連の一九六五年の経済改革はたんに報奨金制度の改善に止まっているにすぎない。

第二の特徴は分権の生産・投資計画の拡大である。ユーゴスラビアでは企業の生産計画は全面的に分権化され、投資計画でさえも集権の制度から分権的の制度へ移行しつつある。これらの分権化改革のねらいは生産資源の効率的利用を高めることにあるが、この点につきソ連の一九六五年改革はたんに注文生産方式および投資資金の有償化措置を導入しているだけであって、いちじるしく保守的である。さいごにユーゴスラビア型社会主義経済の問題点についてみよう。この型の経済に内在する重要な問題点はおそらく分権化により生ず

る「経済不安定」とりわけインフレーションおよび貿易収支の逆調にみられるだろう。

(1)インフレーション ユーゴスラビアでは分権化改革以降物価の上昇趨勢がみられたが、とりわけ一九六二年末より急激なインフレーションが現われた。すなわち、生産財価格は一九六二年より一九六五年までの期間に年平均八・六パーセント、小売価格は同期間に年平均一四・四パーセント上昇したのである。このような急激なインフレーションの生じた理由は、資金支払の増大および銀行信用の緩和を認めた分権化改革の結果である。なぜなら、このような分権化改革は一方において経済成長の促進に役立ったけれども、他方において供給の増加を上まわる需要の急速な膨脹をゆるしたからである。

この急激なインフレーションの問題を解決するためにユーゴスラビア政府は資金支払および銀行信用の制限を強化するとともに、工業生産物の六〇パーセントを価格統制のもとにおいた。しかしこれらの措置の結果は経済成長を鈍化させただけでなく、過去の価格構造のゆがみを未解決のままに残してしまった。一九六五年の価格改革はまさにこの価格構造のゆがみを是正することにあつたが、それは価格統制によりインフレーション傾向を抑圧しただけであつて根本的に解決するものではなかつた。というのは、分権的経済制度のもとでは価格統制は市場の規制的機能を阻止するものであり、したがって分権的経済制度と両立しないからである。しかもし将来において価格統制が廃止されるならば、ユーゴスラビア型社会主義経済は需要インフレーションのみならずコスト・インフレーションにもたえずさらされる危険があるであろう。

(2)貿易収支の逆調 分権化改革以降ユーゴスラビアの貿易額は急速に増大した。しかし輸入額が増大した割合に輸出額は伸びず、赤字が累積した。その理由は分権化改革により急速に増大した経済成長およびインフレーションが外国資源にたいする国内需要をいちじるしく膨脹させたことにもとめられる。ユーゴスラビア政府はこの赤字をまわらばら外国からの借入金によって埋めてきたが、このような状態はユーゴスラビア経済の成長を不安定にする危険があるだろう。というのは、赤字の累積による対外債務の増大はユーゴスラビア経済の対外信用を低下させ、したがって外国援助に限界を与えるだろうからである。このような貿易収支の逆調を克服するために、第二期改革は単一為替レートの採用および為替レート切り下げを行なうことにより輸出促進の政策を明示したのであるが、それは同時に関税引き下げおよび貿易の直接規制措置の削減をもふくんでおり、貿易の自由化を促進している。だがこの貿易自由化の措置によって貿易収支の逆調傾向を改善できるか否かは不確実であり、それはユーゴスラビア社会主義経済に残された重要な課題であろう。

質問一 (神奈川大学 大泉 行雄)

一九六六年九月のドイツ・社会政策学会において、ベオグラードのミハイロヴィッチ教授がユーゴの経済政策について報告し、その際、体制の欠陥として、経済全体としての比例維持の困難、特に国際収支の不均衡、インフレによる需要と供給の均衡破壊が取上げられていて、その点報告者の報告とも一致するものである。そのような側面から見ると、ユーゴ経済体制の将来にたいしてどのような見通しがなされるか。

答 ユーゴ経済が現在国際収支の不均衡およびインフレーションの問題になやまされていることは周知の通りですが、これらの問題によってユーゴ経済体制が将来どうなるであろうかという見通しはきわめて複雑であり難しい問題だと思ひます。もし御質問の意味がユーゴ経済体制の将来が一そう分権化の方向に進むかまたは集権化の方向に逆戻りするかどうかということであれば、この問題は現在、改革派と保守派との間で行なわれている政治的斗争の結果に大きく影響されることと思ひます。しかし私見によれば、国際収支の不均衡およびインフレーションの問題はユーゴ経済成長の随伴現象であり、したがってユーゴ経済体制に内在する欠陥だとしても基本的には分権的経済制度のうえでの政策技術によって解決可能であると思ひます。そういう意味で今後改革派の人たちはこれらの問題を解決するための政策技術を追求していくことと思ひますが、採用される政策技術は分権的経済制度に適合したものであり、集権的経済制度に結びつくものとは考えられません。もしさきに述べた経済的問題がいちじるしく悪化して経済成長を阻害するような事態が慢性化するならば、集権化を指向する保守派は分権化を指向する改革派にたいして反撃にでるでしょう。しかしこれまでの分権化改革の成果と現在進行中の政治情勢の変化とにてらしてみても、保守派の反撃が成功する可能性はきわめて小さい、というのが私の見通しです。

質問二 (同学院大学 有木 宗一郎)

(1) 従来のユーゴ経済の急速な発展を分権的な社会主義経済の成果とすることができるでしょうか。
(2) 御報告のなかの投資パターンの変化・消費財優先政策の採

用ということの意味についてもすこし具体的に御説明下さい。

(3) 六五年以降の改革の展望についての御意見をうかがいたい。
答(1) 従来のユーゴ経済の急速な発展を分権的経済制度の成果とみなしうるか否かということは、一義的に判定しがたい問題です。というのは、ユーゴの急速な経済発展の原因についてウェイトを高投資率におくかまたは投資効率の上昇におくかによって異なった回答がでてくるからです。御存知のように、ユーゴの投資計画は基本的には集権化されているので、高投資率にウェイトをおくならば、ユーゴ経済の急速な発展は分権的経済制度よりもむしろ集権的投資計画制度によって説明できるでしょう。しかし投資効率の上昇にウェイトをおくならば、ユーゴ経済の急速な成長は分権的経済制度の成果に帰せられるのではないのでしょうか。なぜなら、投資資金有償化措置、競争的利子率制度、自己資金留保制度、および銀行・信用制度改革、などの分権化改革は投資効率の上昇に寄与したであろうと考えられるからです。したがって正確にいうならば、ユーゴ経済の急速な発展は集権的投資計画制度と結びついた分権的経済制度の成果といわなければならないでしょう。

(2) 投資・ハタンの変化というのは、総投資における工業投資率および農業投資率などの変化、さらに工業総投資における各生産部門投資率および各消費財部門投資率の変化を意味しています。よりくわしくいえば、ユーゴ経済体制においても工業投資率は農業投資率よりも高く、また各生産財部門投資率は概して各消費財部門投資率よりも高いのですが、分権化改革によって投資・ハタンの変化が生じたというのは、農業投資の伸びが工業投資の伸びを上まわっ

たこと、および各消費財部門投資の伸びは概して各生産財部門投資の伸びを上まわったことを意味します。したがって私が報告のなかで言及した消費財優先政策の採用ということの意味は、工業投資全体に占める消費財部門投資率が生産財部門投資率を超えて増大したということではなくて、分権化改革を通じて消費財部門投資の伸びが生産財部門投資の伸びよりも増大したということです。

(3) 六五年以降の改革の展望は私の今後の課題として残されているのであまりくわしくお答えできませんが、ユーゴ経済体制は財政制度・銀行信用制度の改革を通じて一そう分権化の方向を促進していくだろうというのが私の見通しです。もちろん国際収支の不均衡やインフレーションの問題は改革路線上の障礙物となっていますが、それによってユーゴ経済が再び自給自足的な集権的管理経済に逆転することは、現在の政治的・経済的情勢からみてありえないように思われます。ただここで問題となるのは、現在インフレーションを解決する手段として用いられている価格統制が市場の規制的機能を根本的に否定する固定価格制度への復帰であるかどうかということです。この問題の判定はきわめてむづかしいのですが、改革派の人々は現行の価格統制はインフレーションによって生じた価格構造のゆがみを是正するための暫定措置であり、したがって価格構造のゆがみが是正されたあとでは価格統制を廃止すべきであるという見解を支持しているようです。さらに改革論者はこの価格統制の廃止にさいしては生産財にかんする制限価格制度をも廃止すべきだと主張していますから、六五年以降の改革はユーゴ経済体制を一そう分権化の方向に進ませるように思われます。

質問三 (広島大学 田村 泰 夫)

一、ユーゴの経済改革の結果、生産フロンティアの拡大・資源の効率的利用は推進されたが、その反面、政府による移転支出(社会保障等)その他の所得再分配によるNNPの分配は、どのような変化を蒙ったか? efficiencyとequityの両面からみて、ユーゴ経済の分権化は、成功したと考えられるか?

二、消費財選択と職業選択の自由について、ユーゴのMarket Socialismの現実はどうか?

答一、ユーゴ経済改革がNNPの分配にどのような変化を与えたかということに興味ある問題ですが、それについての具体的な数字を示した資料をもっておりませんので残念ながらお答えできません。

つぎに効率と公平の両面からみてユーゴの経済改革は成功したかという御質問ですが、それは私が報告のなかで言及しなかったユーゴ経済の重要な問題点を指摘しております。というのは、周知のように、ユーゴでは土地を除くすべての重要生産手段が国有化されているので個人財産所得の格差ということは問題にならないとしても、分権化改革によって企業の自己資金留保制度が存在しているのが企業間所得格差は広くかつ大きい程度に存在しているといわれております。さらに公平のなかに完全雇用ということをふくませるならば、ユーゴでは登録された失業者だけでも一九六一年には一九万人、一九六五年には二三四千人と増大し、また一九五六年から一九六〇年までの間に約一・六倍増加しています。それゆえ、未登録の失業者数をそれに加えると、ユーゴでは失業者がかなりの程度に存在すると考えられます。その主な理由は分権化改革によって大幅に認

められた企業の自主的雇用計画が求職者の採用を妨げていることにあるようです。したがってユーゴの失業者の多くは移民として西ヨーロッパ諸国に出で就職しているというのが現状です。

以上のようにいちじるしい程度の企業間所得格差および失業の存在ということを考慮に入れるならば、ユーゴの経済改革が効率と公平の二つの課題を同時に満足すべき程度に解決したと考えることはできなうでしょう。

二、ユーゴ社会主義市場経済における消費財選択および職業選択の自由は実際においてもほとんど制限されていないようです。この点はソ連および他の東欧諸国のそれと比較するとき一そうきわだっているというのが私の実感です。

質問四 (明治大学 松尾 弘)

一、ユーゴスラビアにおける銀行の種類、およびそれぞれの銀行の資金はどうして造られるのか、を教えてください。

二、銀行信用の創造とはどういうことをするのか、資本主義国の銀行信用の創造と、いかにちがうのか。

答一、ユーゴにおける銀行の種類は改革の第一期においては連邦国立銀行(中央銀行)と連邦特殊銀行(連邦投資銀行、連邦農業銀行および連邦外国貿易銀行)のほか六つの共和国銀行と二百以上の地方(自治体)銀行があったが、一九六五年以降は銀行制度改革によって各地方銀行は商業銀行、投資銀行および混合銀行の三種類に専門化されています。これらの地方銀行の数は一九六六年の再編成の結果投資銀行が八つ、商業銀行が六一、混合銀行は三九となつています。連邦国立銀行、連邦特殊銀行および共和国銀行を除いた他

のすべての地方銀行の資金は企業および地方自治体の拠出金と企業および個人の預金とによって調達されています。

二、銀行信用の創造とは、銀行が預金の一定割合を支払準備として手元に残し、あとを貸し出しにまわし、その貸出金を預金として受け入れることを繰り返して預金を創造することですが、ユーゴでは地方銀行は通常その預金額の三〇パーセントを支払準備として中央銀行に預託することをきめられており、あとを短期信用として貸し出すことが認められています。それゆえ、地方銀行が一定額を短期信用として企業および消費者に貸し出すと、その貸出金は預金として受け入れられ、再び貸し出されることになって同じ過程を繰り返すので、銀行信用は短期信用が預金として受け入れられることが早ければ早いほど増大することになります。その限りにおいてユーゴの地方銀行が行なっている信用創造は資本主義国のそれと比較してあまりちがっているとは思えません。

質問五 (東洋大学 阿部 源 一)

ユーゴがなぜソ連とは別の社会主義・共産主義の道を選んだか、その動機・背後を明確にすることが必要だと思います。なぜなら、そこにこそ、その後のユーゴの方向を解明する鍵があると考えられます。ユーゴは、労働者評議会による経済管理の方式こそ、「国家の死滅」を実現する道だと宣言したと伝えられますが (Calvin Hoover, *The Economy, Liberty and The State*, 阿部源一、磯部浩一訳)、その観点から分権化・自由化を強調するのあまり、マクロ的な生産と消費、供給と需要との一致をたて前とする社会主義経済の基本線を崩すことにならないでしょうか。

フランスにおける経済集中化の発展

はじめに

第二次大戦後におけるヨーロッパ経済は、米国とソ連という巨大国にはさまれた、ひじょうに困難な状態から、急速に回復、発展して、現在ではふたたび世界経済における強大な経済圏を形成するにいたっている。

戦後世界経済の変容に対処するための西欧諸国の国際的発展政策としては、EEC、EEFTA等の国際的経済統合運動の推進があるが、また欧州諸国はそれぞれ独自の国民経済発展政策を実施してきた。そのなかでも注目すべきものの一つは、大戦前の大きな経済的弱点を克服するために、フランスがとった経済集中化政策である。

一 フランス経済における国家の役割の増大

戦後のフランス経済は他の先進国に伍して発展するために、まず強力な国家の介入・指導を必要としたが、それは第一に大战直後の産業国有化運動を通じて実現された。この時に銀行、保険、電気、ガス、石炭、自動車等の重要な経済部門の諸企業が国有化された。

(附表第1表および第2表参照)。これら公企業的全経済におけるウエイトは、最近では附加価値で二二―二三%、資本形成で約四〇%

答 ユーゴがなぜソ連とは別の社会主義の道を選んだかの動機・背景は複雑だと思いますが、その主要な背景はスターリン型農業集団化と集権的管理経済とにかんするユーゴ農民および共産主義者の抵抗的・懐疑的態度、およびそれを支持するチトーとスターリンとの間の不和、などにもとめられるだろうと思います。このような背景のなかで、一九四八年にソ連の対ユーゴ経済援助打ち切りがあったわけですが、このことがユーゴをしてソ連から大きく離反させ分権的社会主義経済の途を選ばさせた直接的動機になったものと思えます。

つぎにユーゴの分権化改革がマクロ的な生産と消費、供給と需要との一致をたてまえとする社会主義経済の基本線を崩すことになるか否かということですが、この問題についてはマクロ的需給バランスの意味をどう解釈するかによって異なった回答がでてくると思います。もしマクロ的需給バランスを強制力によるバランスであるとみるならば、かかる強制力を欠く分権的経済ではマクロ的需給のバランスという社会主義経済の基本線は崩れることになるでしょう。しかしマクロ的な需給バランスを強制力でなくて指示的計画および財政・金融制度と結びついた市場規制によるバランスであるとみるならば、ユーゴの分権的経済はこのような意味におけるマクロ的需給バランスを維持できるのではないのでしょうか。

島田悦子

〈東洋大学〉

に達しているといわれている。また労働者数は生産活動に従事する労働者総数の約一三%を占めている。さらにこれら公企業は主要な生産物およびサービスの取引において、しばしば独占的地位を占めているので、フランスの公企業は全経済に対してひじょうに重要な地位を占めるにいたり、大きな影響力を持っているといえる。

それと同時に政府は主として経済近代化計画を通じて、経済に対する強力な指導・助成政策を展開した。終戦直後の時期からモネ・ブランすなわち第一次近代化計画が始まり、現在進行中の第五次計画まで、連続して実施されてきたが、その目標は初期の重工業重点主義的拡大近代化から、しだいに経済全体の国際競争力強化へと発展してきている。

このフランスの経済計画の性格は、経済の統制ではなく誘導であるということが強調されているのであるが、事実上は政府の経済に対する指導力はひじょうに強いものがあると考えられる。まず巨額の政府資金の投下によって政府は強い指導力を発揮している(第3表参照)。すなわちフランス経済の投資総額の約二〇%は政府資金によって賄われている。この政府資金は経済社会開発基金を通じて、産業界に与えられる。さらにこれに公企業および特殊金融機関の活

第1表 フランス公企業部門の重要性
(1956年、%)

	部門別生産における国有企業の割合	全国有部門における産業別割合
食品工業	1.8	0.8
燃料	97.0	17.5
石油	2.4	0.8
電力・ガス	90.9	17.5
建築材料	15.4	1.2
化学・ゴム	2.8	0.8
機械	2.7	2.0
自動車・車両	21.5	4.7
船舶・航空機	38.9	3.4
印刷	1.3	0.2
運輸・通信	63.5	42.5
各種サービス	0.3	0.3
不動産等	23.0	7.8
その他	8.0	0.5
経済全体	9.8	100.0

(DWI, Berichte, No. 23, 1965)

第2表 フランス重要国有企業の従業員数
(1960年末)

	(千人)
国有鉄道 (SNCF)	354
郵便・電信	240
石炭公社	217
電力公社	87
ルノー自動車会社	61
国有航空機工場	41
パリ交通	35
ガス会社	31
フランス航空	23
トランス・アトランティック航空	17
アルゼルス鉄山	13
その他公企業	283
合計	1,402

(DWI, Berichte, No. 23, 1965)

第3表 フランスの投資金融

	1963年		1964年	
	百万フラン	%	百万フラン	%
政府資金	159	20.1	170	19.1
特殊機関、銀行、その他	79	10.0	95	10.8
証券市場	103	13.0	118	13.2
中期信用	83	10.5	97	10.9
その他の源泉 (主として自己金融)	367	46.4	408	46.0
合計	791	100.0	888	100.0

(FDES 理事会報告, 1964—1965年, 堀川「新しい資本主義」による。)

統制も考慮に入れると、政府の支配下に入る資金は全体の六〇%に達するともいわれている。
このほか政府は貸金や物価に対する強い直接的統制、「国土開発計画」による地方分散化投資に対する金融援助、税制等によって、経済に対してひじょうに強い影響力を発揮している。

二 フランス大金融資本の発展

このような政府の経済に対する強い指導性は、単に一方的な強制

動による投資を加えると、国家によって直接規制される投資の割合は五〇%近くになる。このほか政府は、企業の金融市場における資金調達への規制や社債発行の優先順位決定権等の手段によって、間接的な資金の統制も行なっている。こうした間接的

第4表 フランス主要金融グループ内訳
（1961, 1962年、単位100万フラン）

グループ名	支配下にあり資産額		産業部門		金融部門		在外資産		内、旧および現在領土域内にあり資産	
	100万フラン	%	100万フラン	%	100万フラン	%	100万フラン	%	100万フラン	%
1. Banque de Paris et des Pays-Bas	50,134.18	29,001.6	58.5	18,528.3	36.5	18,833.5	35.6	5,947.5	11.1	
2. Les Rothschild	39,578.8	21,164.8	51.5	16,760.4	40.1	23,677.7	59.3	5,347.5	13.4	
3. Les Lazard	36,400.6	14,560.0	40.1	17,852.4	48.5	23,365.6	63.1	1,098.3	3.4	
4. Banque de l'Union Parisienne	27,131.44	11,163.2	41.1	12,080.2	41.3	9,244.3	36.5	3,107.4	11.6	
5. Credit industriel et Commercial	24,114.5	13,557.6	56.2	10,116.9	51.5	2,055.1	8.1	886.1	3.4	
6. Groupe Lorraine	23,310.74	16,034.3	69.3	5,276.4	21.2	1,930.7	8.7	265.1	1.7	
7. Credit commercial de France	18,790.2	12,202.4	64.5	3,950.8	21.2	1,545.3	8.4	645.0	3.7	
8. Les Schneider	14,599.4	10,851.4	71.2	2,839.2	18.5	5,465.5	38.0	780.5	4.1	
9. Banque de l'Indochine	13,062.2	3,318.1	25.4	7,326.2	56.3	6,198.5	47.4	4,673.5	35.9	
10. Credit du Nord	12,412.2	10,128.4	81.5	2,042.5	17.0	299.7	2.5	210.1	1.9	
合計	259,554.26	141,981.8	54.7	96,743.3	37.1	93,315.9	35.9	22,860.0	8.8	

(Tcherikoff, "Les Groupes financiers en France", Economie et Politique, No. 122, 1964.)

第5表 フランス重工業グループ別粗鋼生産

	粗鋼生産 (万トン)	全国に占める割合 (%)
1. ユジノール＝ロレーヌ・エスコ・グループ ユジノール＝ロレーヌ・エスコ ラ・シエール ボンベイ 計	635.2 86.3 33.0 754.5	32.4 4.1 1.7 38.2
2. ド・ヴァンデル＝シデロール・グループ ド・ヴァンデル シデロール ユジヌ 計	285.4 260.6 30.7 576.7	14.5 13.3 1.6 29.4
3. シュナイダー・グループ モーゼル ノルマンジー ル・クルゾー プロヴィダンス ボトール 計	175.9 65.4 24.4 78.5 15.5 359.7	8.9 3.3 1.2 4.0 0.8 18.2
4. CAFL グループ ラ・ロワール ヌーヴ・メゾン・シャティヨン シャティヨン・コマントリイ 計	48.1 53.5 15.8 117.4	2.4 2.7 0.8 5.9

(Usine Nouvelle, No. 16, 1966.)

を意味しているのではなく、民間企業の政府の政策に対する協力をえて行なわれているところの協調経済である、と説明されている。協調経済とはプロック・レネによると、「政府の代表者と企業の代表者とは、それぞれの情報を交換し、おのおのの予測を比較し、また共同で政策を決定し、あるいは政府に対する見解を定めるために、両者が組織的に会合する体制である。」と定義されている。このような政府と民間企業間の協調が可能であるためには、民間企業側にも組織と意志の統一が必要ならばならない。そしてフランスの場合、民間産業部門における組織化は、ひじょうに高度に進んでいるということが出来る。

フランスの重要産業部門における民間企業は、少数の大金融資資本によって支配され、組織化されている。これら大金融資資本には、元来産業資本として発展してきたものと、銀行資本から出てきたものがあるが、産業資本グループも銀行と密接に結びつくようになり、

あるいは自己の銀行を設立することによって、金融グループとしての性格を強く持つようになってきている。フランスのグループは、歴史的には二百家族といわれるものが土台となっている。しかし第二次大戦後、その数は急激に減少し、ますます巨大化する少数のグループに集中化されてきている。代表的に○大グループの支配する資産は約二、六〇〇億フランに達しており、それはフランスにおける民間資産の約四〇%に上る(第4表)。

フランスの企業集中および再編成運動は、第二次大戦直後から政府の指導下にめざましく進展した。その目的は当時中小企業に分散していた産業を国際競争力を具えた近代的大規模工業に発展させるためである。この企業集中運動は、主として近代化計画を通じての国家の集中促進政策に負うところがひじょうに大きいのであるが、同時に民間企業間にもこのような発展方向を積極的に受け入れるような素地ができていたということができる。すなわち大戦直後のフランス経済は、その後の世界経済の発展の中で生き抜くためには、せむひとも大規模な近代的企业に脱皮せねばならないという、せむひつまった状態にあったことと共に、それまでの長い発展の歴史によって培われた企業相互間の密接な資本的、人的結合組織が、すでにある程度存在していたことであった。

三 重工業における企業集中運動と国際的 金融資本の形成

まず企業集中の状態を鉄鋼業を中心とした重工業について考察すると、戦後の集中運動の発展によって、現在鉄鋼業においては上位

一四社がほとんど全生産を占めるにいたっている。そしてこれら一四社は独立した企業ではあるが、資本的に相互に結合して、大別して四つのグループを形成している(第5表参照)。これら鉄鋼業を中心としてさらに多数の重工業企業が連携しており、ここにより広範囲に亘る大重工業グループが構成されている。それを図で示したのが添附の企業連携図であり、主要大企業を中心として各企業が相互に結合して、網の目のような支配関係を形成している。

これらの重工業グループは銀行資本を含む大金融資資本に発展しているが、とくにこの銀行資本間の相互連携によって、フランスにおいては金融資本同士の結合という、より高度の集中化段階にまで達している。しかもその範囲はすでにフランス国内にとどまらず、近隣諸国の大金融資資本との国際的結合組織にまで発展している。たとえばシュナイダー・グループはパリ連合銀行と相互に参与し合っており、またベルギーのアンパン・グループが最近シュナイダーに大きく参加してくるにによって、この三者は相互に密接な関係を持った大金融資資本集団を形成するにいたっている。またシュナイダーは、ボン・タ・ムソン―スエズ金融会社グループとも結びついており、ルクセンブルグのアルベッドに重要な参与を行なっている。ベルギーのソシエテ・ジュネラルもアルベッドの大株主であり、古くからシュナイダーとも直接に緊密な関係を持っている。またソシエテ・ジュネラルはパリ連合銀行にも参与しているから、このフランス、ベルギー、ルクセンブルグの大金融資資本は、ここに集合してさらに大規模な国際的金融資本集団に発展している。

こうして重工業に深い関連のある金融グループは、さらに大きく

第6表 米国直接投資額

(年末現在の累積高) (100万ドル)

	1950	1960	1962	1964	1965
EEC 計	637	2,644	3,722	5,426	6,254
フランス	217	741	1,030	1,446	1,584
ベルギー・ルクセンブルグ	69	231	286	455	585
西ドイツ	204	1,006	1,476	2,082	2,417
イタリア	63	384	554	850	972
オランダ	84	283	376	593	698
イギリス	847	3,231	3,824	4,547	5,119
西ヨーロッパ計	1,733	6,681	8,930	12,109	13,894
全世界計	11,788	32,778	37,226	44,386	49,217

(Survey of Current Business, Aug. 1964, Sept. 1966)

第7表 フランス産業部門別、外国新規投資の割合

(%)

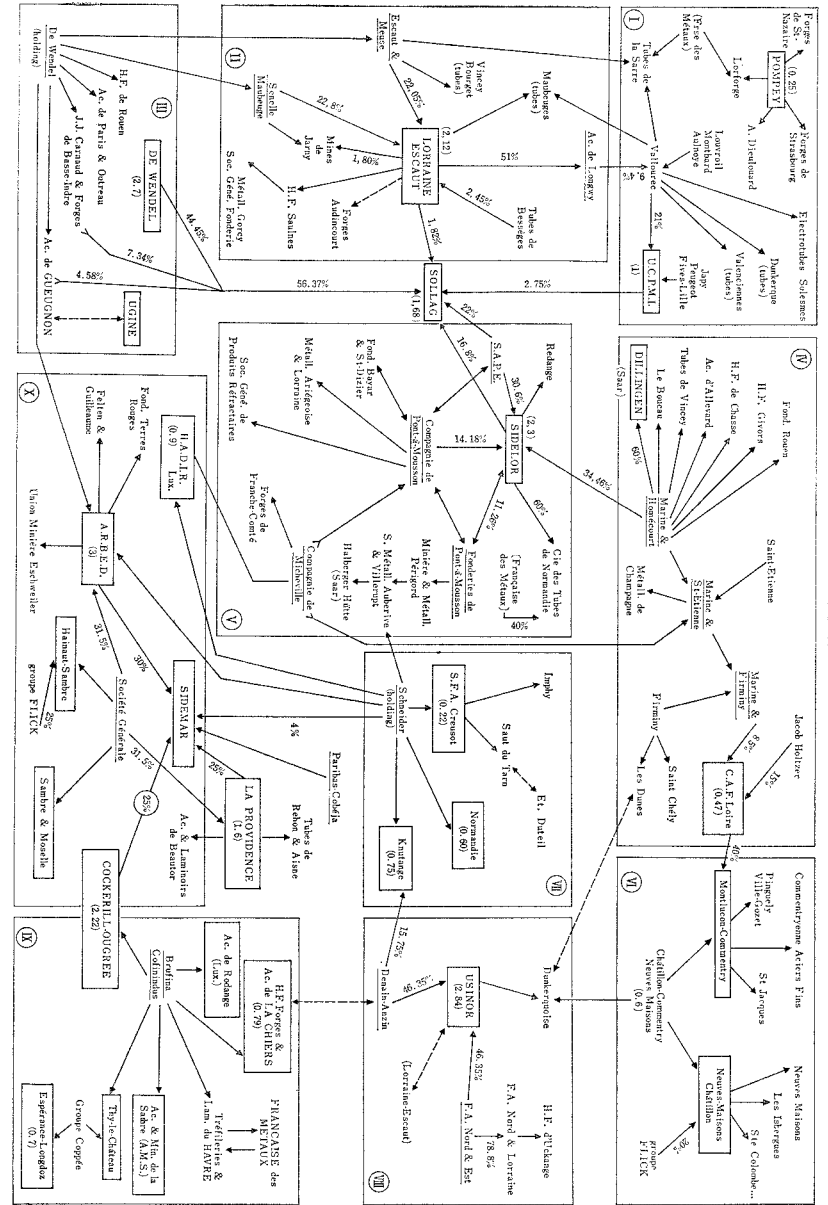
	1961	1962	1963	1964
学 械 機 金 車 械	17.9	9.4	22.6	28.2
電 冶 自 動 農 業 機 械 品 紙	31.0	21.8	16.2	8.4
食 料 製 紙	—	—	—	11.9
木 材 製 紙	—	—	—	2.4
セ ン 工 業	—	0.8	0.9	2.4
燃 料	—	24.4	10.8	12.1
鉄 山	4.5	8.4	5.2	8.7
その 他 の 経 済 部 門	1.5	1.6	4.4	1.8
	3.2	6.3	2.2	2.3
	26.6	9.2	14.3	2.2
	3.2	4.7	3.0	5.9
	3.9	6.8	7.4	6.2

(DWI, Berichte, No. 23, 1965)

二つの集団に集中していることとみることができよう。一つは前述のシュナイダー、パリ連合銀行、スエズ金融会社を中心とした集団であり、もう一つはパリ・オランダ銀行、インドシナ銀行、ラザール銀行の集団である。もちろん個々の大企業間、グループ間には激しい対立、競争関係が存在する。しかしそれにもかかわらず、これらの資本的、人的結合関係を考察すると、かれらは少数の大金融グループに集中しており、さらにこれら大グループ同士は銀行資本および持株会社を中心として相互に深く浸透し合っており、いっそう高度の支配組織を形成するにいたっている。こうしてフラ

フランス・ベルギー・ルクセンブルグの重工業グループ連邦図

(J. F. Besson, Les Groupes industriels et l'Europe)



ンス重工業は全体として複雑な有機的統一体をなしているとみる事ができる。

四 民間産業の独占的集中組織と国家権力との結合

このような高度な資本的組織化を背景として、フランス経済においては企業間の協調がいちじるしく進んでいる。業界の連絡機関として多くの業界団体がつくられており、近代化計画においては、これらが業界の代表機関として参加している。また表面には現れないが、企業間のカルテル的交渉の場としての役割も果たしているといわれる。

たとえば鉄鋼業の場合、業界の中心的団体としてフランス鉄鋼連盟があるが、政府の産業界に対する指導力が一段と強化された第五次経済計画においては、連盟の業界代表機関としての役割もいっそう重要性をもつに至っている。すなわち政府は鉄鋼業に対する巨額の特別金融を確保し、その代りにかれらに経済計画の目的に沿った具体的計画を作成、実施させるために、鉄鋼連盟と共同で「業界計画」を作成した。これに基づいて政府鉄鋼業一般協約といわれる契約が政府と業界間に結ばれ、この協約の趣旨にしたがって政府業界委員会というものが設置されて、計画全体の執行を監督し、毎年政府に報告書を出すことになっている。

こうしてフランスは国家の経済に対する強い介入・指導および民間産業界における高度の独占的集中組織の形成によって、フランス獲得の国家独占資本主義体制を確立している、ということが出来る。

たとえばフランスの大部分の炭坑を吸収してできた石炭公社は、国家資金の投入によって近代化を行なった結果、ヨーロッパ最高の能率をあげるようになりました。またルノー自動車公団をみても、その販売台数、販売額、従業員数等を他の私企業と比較して、能率的に劣っていると思われないう状態です。

(2) たしかにアメリカの対欧投資の重点は、イギリス、次いで西ドイツにあります。趨勢的にみて対英投資よりも対E.C.投資の伸びが大きく、しかもその中で伝統的に米欧投資の多かったドイツに続いて、最近対仏投資が急激に増加していることに注目したわけです。フランスに対する米資の進入は今後のフランス経済の動向を決定する重要な問題になると思いますが、ここではお答えするのに十分な紙面の余裕がありませんので、本報告の後発表しました小論「アメリカ資本の対外進出政策とヨーロッパ経済」とくに米資進出のフランス経済に対する影響とその対応政策」（東洋大学経済経営論集創立八〇周年記念特集号、一九六七年）を参照していただければ幸いです。

質問二（近畿大学 後藤 文利）

フランス鉄鋼業の再編成の動きの背後に、フランス鉄鋼業の利潤率低下の傾向があると思われまします。利潤率が〇に近づき、それを国家財政でカバーしてほしいという企業からの要求がそれを可能にするのではないかと、思われるのですがいかがですか。利潤率はフランスのロレーヌ・エスコート社〇%、シュナイデル社〇・三九%で、日本の八幡六・二%、日本鋼管八%と比較すると、ぐんと低いようです。

結 び

なお、このように高度に集中化され、有機的、統一的組織を形成しているフランス経済に対して、今後その組織に大きな変革を与えることが予想される要因がある。それはE.C.の発展および大規模な外国資本、ことに米欧資本の流入である。

(附記) 紙数の制限のため詳述できませんでしたが、さらに次の拙稿も御参照下さい。

「フランスを中心とした巨大金融資本の発展とその国際的支配網の形成」(世界経済評論 一九六七年三月号)

「フランスにおける企業再編成運動と大重工業グループの発展」(政経研究 一〇号 一九六七年二月)

「フランス第五次近代化計画と鉄鋼業発展政策」(鉄鋼界 一九六六年二月号)

質問一（東洋大学 阿部 源一）

(1) 戦後のフランスのインフレは、国有企業の低能率が原因だといわれているが、現在はその能率はどうなっていますか。

(2) フランスの独占資本とアメリカ資本との結合の脅威を説かれたが、第6表をみると、アメリカ資本の直接投資額はフランスよりも西ドイツのほうが多く、さらにイギリスへの投資ははるかに多い。ドゴール下のフランスは政治的にアメリカと対立的であるのに、資本的に強い結合関係ができるというのは、不可解に思いますが。

答(1) フランスの国有企業はその能率を高めることに努力してきた

答 おっしゃるとおり、最近主要企業はほとんど、あるいはまったく利潤をあげていません。これがフランス鉄鋼業の根本的な困難であって、このように弱体化した企業は、一社で積極的に体質改善のための大規模投資を行う力がなく、多数企業の協力による再編成を通じて、少ない投資によって全体としてより高い合理化の効果をあげることを狙わざるをえないのです。また近代化のための投資金は外部、特に国家資金に依存せざるをえず、そのために近代化計画を通じての国家の業界に対する強力な介入を許したのです。

質問三（八幡製鉄 桑原 季隆）

フランスでは一四の大企業でほとんど全仏の鉄鋼を供給するということですが、日本では中小企業が多く、その対策が問題となつています。フランスの中小企業の状態はどうですか。

答 フランスには約一〇〇社の鉄鋼企業（特殊鋼を含む）が存在しますが、前述のようにその中の一四の大企業で全国粗鋼生産の約九二%を支配しています。残りの僅か八%程を他の企業が生産しているわけで、フランスにおいても、これら中小鉄鋼企業はひじょうに小規模で、分散的に存在しております。そのため経営上の困難も大きいのですが、かれらもまた、資本的、人的に大企業と結びついており、いずれかの金融資本集団に属していることによつて、フランス鉄鋼業の組織の一環を構成し、その統制下におかれています。かれらとのべき方向は、合理化および再編成以外になく、中小企業同士の合併運動がやはり活潑に行なわれております。また大企業への吸収もなされており、こうして「業界プラン」の目標とする鉄鋼業界全体の徹底的な再編成の中に組みこまれていくと考えられます。

最近のフランス鉄鋼業における主要工場の粗鋼年産平均規模はどのくらいでしょうか。

答 主要鉄鋼企業の規模は、粗鋼生産二〇〇—四〇〇万トンですが、工場単位としてみると、約一五〇万トンから二〇〇万トン前後というところですが。なお今後の発展計画をみると、たとえば第五次近代化計画の焦点であるダンケルク工場とガンドランジュ工場においては、前者の一九六五年の実績は一四六万トンですが、一九七〇年までに能力三〇〇万トンに拡大、長期計画の目標は四〇〇万トンです。ガンドランジュ工場は一九七〇年までに稼働することになっており、当初目標一六〇万トン、一九七一年には二六〇万トンに拡大する計画です。

中小企業存続論

問題提起

中小企業は低賃金を基礎とする労働集約的部門を担当している限りにおいて存続するが、社会保障制度が完備して、求人難による賃金の高騰が中小企業の存続をおびやかす、という考えがあるが、それは正しいか。

大企業と中小企業と中小企業の賃金較差の存続する限りにおいて中小企業は存続する。中小企業が低賃金労働の資源が枯渇するときつまり農村が過剰人口の状況でなくなるとき、中小企業の利潤の低下をまねき、やがて存続しえなくなるとする考えがあるが、それは正しいであろうか。

大企業はカルテルを形成することによって独占価格による独占利潤をうるることができる。これに反して中小企業は過当競争、乱売などのために利潤率低下の傾向をきたし、やがて滅亡するのである。という考えがあるが、それで正しいであろうか。

中小企業は労働集約的生産方式をとるかぎり、生産能率が悪く、開放体制における国際競争力をつけなければならない時期においては、近代化した、資本集約的生産方式に切りかえなければならぬ。中小企業の倒産にまかせるか、大企業に吸収するほうが国民経済全

体の見地から能率的であるとの考えがあるが、それは正しいか、中小企業の適正経営規模が、別個に考えられるのではないだろうか。何が適正経営規模であるか、というばあい、何を尺度として判定を下すべきか、労働生産性か、資本生産性か、利潤率か、それらの尺度の選択の仕方によって異なった結論がでる筈である。

後藤 文利

〈近畿大学〉

中小企業没落論を唱える人たちは、大企業との比率で、中小企業の

数とか、生産額が大企業のそれよりも劣位にあることをその論拠とするようであるが、その尺度を絶対数でもってするときには、異なった結論ができるようだが、それで不都合があるかどうか。以上いくつかの通説的なものを挙げて、それになりたい逆説の正しさを証明してゆきたい。

大企業は高能率か

利潤率について 大企業は利潤率が高いと思われる。し

(零細企業経営比較表) (利潤率)

規模	製造業	卸売小売	サービス
1 人	55.1%	24.8	61.2
2 人	41.4	20.7	50.1
3 人	34.9	17.5	43.6
4 人	27.4	16.2	38.2
5 ~ 9 人	21.1	15.5	32.4
10 以上	17.3		

(註) 総理府統計局, 1964.

(大企業経営比較表)

会社名	資本金	利益率	回転率	人件費	支払利息
	億	%	回		
八幡製鋼	1262	6.2	0.33	0.01	0.061
三菱電機	792	4.4	0.2	0.01	0.05
富士通	888	6.2	0.17	0.13	0.09
日立	820	5.8	0.4	0.01	0.06
住友	763	8.0	0.3	0.015	0.04
金沢	617	5.6	0.3	0.013	0.04
東レ	420	4.4	0.5	0.012	0.03
倉敷	40	15.6	0.6	0.018	0.03
日紡	32	5.4	0.3	0.013	0.05
江綿	37.5	2.47	0.6	0.44	0.04
近江	7.5	1.0	7.0	0.1	0.02
神栄	10	8.1	0.3	0.07	0.04
日邦	250	-(9.1)	0.5	0.017	0.05
東厚	33	5.3	0.3	0.17	0.007
白洋舎	7.0	7.0	0.5	0.22	0.02
豊年油	1.5	1.7	0.7	0.01	0.006
キャノン	48	3.7	0.4	0.04	0.033
リコー	35	1.4	0.36	0.08	0.08
ミノルタ	23	0.6	1.0	0.05	0.1
オリパス	12	8.0	0.5	0.074	0.022
ヤシ	12	△2.6	0.1	0.02	0.03
大林組	62	5.2	0.6	0.022	0.017
		純利益 総売上	売上高 総資本	人件費 売上高	利息(支払) 売上高

備考「有価証券報告書」により作成する。

(小企業資本回転率表)

小売 3.0 回	卸 3.5 回	製造 2.0 回
----------	---------	----------

(註)「中小白書」41年度

かもそれは独占利潤であって、下請中小企業とか、消費者の犠牲において高利潤が確保せられているものと思われている。また経済学で利潤率といわれているもの、何を以て利潤率とするかについては必ずしも一致した見解があるとはいえない。マル経におけるPに相当するものを、近代会計学にあてはめようとするのも無理なところがある。だが本稿においては(資本回転率)なる仮定のもとに論を進めよう。

「大企業経営比較表」によると、大企業の利潤率は必ずしも大ではない。例は資本金の比較的小なるオリパス、白洋舎、倉紡など中堅どころの方が、マンモス企業である三菱重工、東レ、東邦レより

も利益率の高いことがわかる。独占企業とされる代表格の三菱重工(資本金七九二億)にして、利益率八・八%であって、その数に関する限り白洋舎(資本金七億)の利益率一四・〇%にはるかに及ばない。

同一業種についても、カメラ産業での資本金の一番大きいキヤノンの利益率七・四%にたいし、資本金の中堅どころのオリパスは一六%の能率をあげている。また鉄鋼界においては、マンモス八幡が一・二・四%にたいし、中堅日鋼は一六・〇%である。繊維界ではマンモス東レが八%にたいし、中堅倉紡が三二・二%である。「零細企業経営比較表」に移ろう。ここでも規模が小さいほど、利潤率が大きいという結果がでており、常識的な理解と異ったものがでている。

さらに「大企業経営比較表」と「零細企業経営比較表」とを比較すると、大企業の方がはるかに低利潤である。もっとも統計資料の出し方に問題があるのかもしれない。大企業の方では税金のことを考えて、利益を小さく見積っているのだ、との疑いもあるし、零細企業の利益の中には、まだ費用として差引かねばならぬものもあるのかもしれないが、いま私の資料蒐集の能力の限度においては、有価証券報告書と内閣府統計局を信ずるほかに方法はない。

回転率について「大企業経営比較表」によると、回転率のよいのは、東レ、倉紡、平田、神栄、東邦レ、白洋舎、豊年油、オリパスで、一回以上である。これに対し、回転率の比較的悪いのは、三菱重工、関電、ヤシカ、である。ヤシカの特許事情を除けば、鉄鋼、電気(発電)は比較的回転率が遅く、繊維産業は比較的的回

転率が早いことがわかる。回転率が早いことは、それだけ資本能率がよいということになる。

豊年油とか、オリパス、白洋舎のような比較的小規模の企業にして回転率が早いということは、中小企業は必ずしも資本能率が悪くもないという例となる。この件について、「中小企業白書」(四二年度)では、小売三・〇回、卸売三・五回、製造二・〇回、となつてはるかに高い、これにたいし、主としてマンモス企業よりなる産業についてみると、電力〇・三四回、ガス〇・七七回、アルミ製錬〇・四八回、板ガラス〇・六二回、セメント〇・五八回、鉄鋼〇・七回、(四〇年下半期)となつている。これにたいし商事部門では、商業二・六九回、百貨店二・七三と回転率は高い。(通商産業省編、わが国企業の経営分析)

また中小企業と大企業の概括的な比較においても、三八年度上・下半期では、中小二・一回、二・一回にたいし、大一・一回、一・二回、三九年度上・下半期では、中小二・一回、二・〇回にたいし、大一・二回、一・一回である。だから中小企業の回転率は大企業の約二倍ということがわかる。

労働生産性との関係についてみると、従来の経済学は経営能率を考へるばあい、労働生産性にウェイトがかかっておつたようだ。資本生産性を中心に考へると、中小企業の方が優位に立つてはいない。

中小企業は低賃金か

ミルは、wagesとcostを区別して、前者は労働者の側から、後者は資本家の側から見た概念であるとのべていたと記憶する。一般的

(零細企業の人員費)

	製造業	卸小売業	サービス業
昭34	58	38.8	
35	58.2	40.5	
36	62.5	40.6	53.8
37	62.6	42.9	52.9
38	62.1	43.2	53.0
39	62.7	43.8	55.0

註 ここに零細企業とは資本金が
製造業40万～75万円
卸小売10万～22万円
サービス業14万～24万円
「個人企業経済調査年報」1964, 総理府統計局による。

に賃金較差が問題となるのは、コストを尺度にするのと逆の関係が成立する。つまり中小企業の方が人件費比率が大である。多くの賃金を支払っていることになる。従って中小企業が存続する

のは、中小企業の賃金が低いからで、大企業なみの賃金を支払わざるを得なくなると中小企業は滅亡するという俗説は成り立たない。「大企業経営比較表」によると、人件費比率の大きい企業は、(四捨五入〇・一以上)平田紡、厚木ナ、神栄、白洋舎、日本フェルト、リコー、オリンパスなど比較的中企業である(但し関電〇・一三は例外)。これに対し、人件費比率の比較的小なのは、マンモス企業が八幡、三菱、富士、日鋼、東レ、倉紡である。零細企業についていうと、別表のごとく、大企業よりもはるかに多くの人件費を投入している。

付加価値の中に占める人件費の割合からみても次のごとくである。

中小企業の資金コスト

を保証しているともいえる。

付表の大企業の部についてみても、八幡、三菱、富士、などマンモス企業は売上高の五～六%の利息を支払っている。関電については九%である。参考までに関電の昭四一年度設備資金計画によると、所要資金一四三〇億円のうち、債務償還が五七九億円(四〇%)をしめている。資金調達方法の構成からみると、外部資金に依存する率が五五%で、内部資金のそれよりも大きい。

さらにこれらの大企業は、特定の銀行から借りるのでなく、多くの銀行から借りているのであって、特定銀行資本に隷従していないことを意味するであろう。参考までに四一年三期末残の大口銀行は次のごとくである。日開(六四〇億円)日興(八八億円)日長信(五九億円)住友信(六二億円)安田信(二二億円)三菱信(二二億円)三井信(一七億円)である。この点富士、八幡、日鋼などについていえる。これらマンモス企業では、既に経営と所有の分離が行われ、経営者革命が達成されているともいえる。そこで次のような結論になる。

経営者革命のできた企業では、利潤率を高めるといよりは、成長率を高めようとする。開拓することに主たる関心が向けられるのであって、利潤率は副次的である。サラリーマン重役としては、自己の任期中に、どのような開拓と成長を遂げたか、に努力するのである。従って大企業においては、最大限利潤の法則は適用しない。

これに反し中小企業では利潤率を高めることに関心があり、開拓とか、成長は副次的である。倒産しないことが最も重大なことだが、大企業では倒産の危険が少ないから、割合に安心して前進できる。

従業者所得の割合(従業員所得/付加価値) パーセント

年度	32	33	34	35	36	37	38	39
大企業	47.8	42.1	40.4	36.6	36.9	38.4	37.9	37.8
中小企業	46.7	48.5	48.4	44.6	43.6	46.5	48.3	48.7

(註) 中小企業白書, 40年度, p. 557. 大蔵省「法人企業統計年表」

利子・割引料の資本所得にしめる割合 (パーセント)

年度	32	33	34	35	36	37	38	39
大企業	21.2	27.2	25.5	23.8	24.9	29.3	29.1	29.9
中小企業	18.8	21.4	21.2	21.2	19.3	20.3	20.3	21.5

(註) 中小企業白書, 40年度, p. 557

を抽出してみると次のごとくである。

このように中小企業の方が利子負担が少ないことは資金調達が困難だ、という事情もあるが、中小企業の近代化がなされていないことにもよる。さらに近代化されないゆえに低コストであり、その存続

開拓というトバク性は中小企業よりも大企業の方がその例が多い。かくて大企業の開拓した領域に、そのあとを追って中小企業が根をはる。大企業に寄生して高利潤を確保しようとする。他方大企業は、開拓に力を注ぐであろう。利潤率低下の傾向があらうとかまわないうで成長に努めるだろう。かくて大企業の社会的所有形態へ進むであろう。損得を度外視した成長も可能である。つまり大企業は利潤追求の行動つまり資本主義的企業たる性格を離れる方向に向くであろう。つまり社会化の方向に向くであろう。かくて資本主義的大企業は滅亡する。それにたいし、中小企業は大企業の開拓した後、いわば落穂を拾いながら、自らのベースを守りながら存続するであろう。だから大企業が中小企業を搾取しているのではなく、中小企業が大企業に寄生し、その血を吸っているのだ、という逆説も真理に近いといえないだろうか。

なお、次の付表は、最近の日本の規模別企業数の統計資料である。中小企業没落論を唱える人は、比率を問題とする。比率でみればたしかに四～九人の小規模企業は四六%から四〇%に減少している。だが絶対数で見ると、八八、四五八から九四、三六八に、約六、〇〇〇増加している。また一〇～二九人の企業では比率も僅かながら増加しているが、絶対数においては、約二万も増加している。三〇～九九人では約一万の増加である。中企業の増加が目立つ状況である。それにもかかわらず大企業優位の論理を貫くために比率だけの側面をとらえて分析することは、片手落ちといわざるをえないであろう。

中小企業の優位性が低賃金コストでないとするならば、それと対照的な資金コストはどうか、ということになるが、中小企業の優位性はまさにその資金コストの低いことにあると思われる。その較差は、さきのべた従業者所得の割合を一〇〇から差引けばでてくるが、さらに資金コストの中から、利子・割引料のみ

規 模 別 企 業 数 ()はパーセント

従業者規模	32	33	34	35	36	37
4 ~ 9人	(46) 88,458	(43) 84,621	(42) 82,659	(42) 91,869	(40) 91,729	(40) 94,368
10 ~ 29人	(40) 78,394	(41) 80,313	(41) 82,268	(40) 88,179	(41) 92,773	(41) 98,204
30 ~ 99人	(11) 22,735	(11) 22,964	(12) 25,388	(12) 27,651	(13) 29,312	(13) 32,927
100 ~ 299人	(22) 4,488	(20) 4,400	(25) 5,102	(25) 5,660	(24) 6,534	(31) 7,543
300 ~ 999人	(0.55) 1,081	(0.58) 1,133	(0.6) 1,299	(0.6) 1,460	(0.8) 1,807	(0.8) 2,060
1,000人以上	(0.2) 409	(0.2) 395	(0.2) 438	(0.2) 498	(0.28) 629	(0.28) 665
合 計	(100) 195,565	(100) 193,826	(100) 197,155	(100) 215,317	(100) 222,784	(100) 235,767

註 「中小企業白書」昭和40年度

数は存続している企業数からすれば微々たるものである。例は、三七年度を例にとると、総数二三五、七六七のうち、倒産は一、七七九だから〇・七パーセントである。絶対数の増加傾向を裏証するには差支えないと思う。

(3)利潤計算は大企業では利潤率ではなく、利潤額でやるべきだとのお説について、私は売上高または成長率が大企業の行動の主たる関心だと思う。このことは本文でも触れておいたが、御説の趣旨に似たところがあるのではなからうか。

なお大企業の利潤は総資本で考えるべきだとの御説であるが、大企業の総資本が問題になるならば、同様に中小企業の総資本が問題になるべきでないかと思う。かの総資本対総労働が問題となると同様の発想ではなからうか。だがこの問題は大きい問題であって、いまの小生の研究段階では明確にお答えできない。

(4)中小企業の低賃金を、通説でやっているようにして大企業との賃金格差を浮彫りにすることも一つの方法であると思うが、私は賃金を浮彫りにしてみた。これは誤りだとか、正しい、とかの問題ではなく、どの概念を抽出することによって、どの関係が明らかになるか、の問題だと思う。

(5)この件について、研究不十分でお答えできません。

(6)事業部制の発展した中小企業の設立こそ、中小経営の優位性を裏づけるものだと思う。

質問二 (関西大学 田 中 充)

(1)中小企業の本質、ことに企業としての中小企業について、生

質問一 (東海大学 吉 沢 栄 蔵)

(1)中小企業の存続の比較を絶対数で出しているが、これは比率でなすべきでないか。

(2)年度比較を特定年度間でなすことは歪みを生みやすい。またここでは新規設立した企業数と廃業した企業数を勘案すべきではないか。

(3)利潤計算は利潤率でなされているが、大企業では利潤額が問題ではないか。また大企業の利潤は個別資本でなく、総資本で考えるべきでないか。

(4)中小企業の存続根拠の一つである低賃金問題を人件費率でとられているのは誤りではないだろうか。

(5)下請企業の取引先の増加は下請企業の専門化という要因からきているのか、また元方企業の下請企業切捨てによるものであるのか。

(6)大企業における事業部制の発展による中小企業設立を考える

と、これを中小企業一般と考えるのは誤りではないか。

答 (1)中小企業の存続の根拠を絶対数で取ったのは、通説の比率によるものとの異った側面を浮彫りにしようとしたからに外ならない。比較の尺度を変えることによって、異なる推論を生み出すとしたからである。

(2)僅か五、六年間で年度比較をしたことは、たしかに資料不足である。だが過去二〇年間をとっても、一〇〇年をとっても、(明治から今日まで)中小企業の絶対数の増加のデータは出しうるものと思う。なお、倒産・新設とを勘案せよとの趣旨はよく分るが、その

業的・内職的なものを例として大企業と比較しうるか。

(2)したがって中小企業問題をどのようにお考えになっておられるか。

以上の二点に関連して

(3)統計数値より、絶対数で中小企業が存続しているという考えについて、存続の形態、その性格に問題があるのではなからうか、ことに出生―死亡の繰返しをどうみられるか。

(4)大企業の下請関係で、中小企業は存続する。大企業が中小企業を排除しない、というのは、大企業が戦略的に中小企業の存続を許容するのであるが、ここに問題があるのではないか。

大企業成長を助けるためにのみ中小企業の存続意義があるのか。

(5)中小企業の存続の意味について

(4)の問題と関連して、スエッティング、ハウスとしてのみ存続しうるか、あるいは中堅企業乃至はオブチマム・ファミリーになりうるか。「あるべき姿」において中小企業の存続をとらえねばならないと思う。

(6)中小企業の方が人件費が高い。すなわち、中小企業の方が低賃金でないという考えについて。

人件費をコストとしてみるか、あるいはウエイジとしてみるか、いわゆるクリーピング・インフレーション等に表現されるように、人件費が高くなったからこそ、中小企業存続条件が一層苛酷になったのではなからうか。

答 (1)大企業と、生業的企業とを同列に比較することができない、

との質問ですが、比較してみることは自由で、その上で著しく常識

に外れた結果がでたようなとき、逆に、生業または大企業の性格などについて、いままで考えられなかったようなものも発見できるかもしれないと思う。本文では、資本の回転率の比較を行っているが、基礎資料のとり方に留意すれば有益だと思う。

(2) 中小企業問題をどう考えるか、について、問題が余りに大きくて答えにくい、その中の一つの問題点としてその存続の根拠を報告した。

(3) 中小企業の存続の形態・性格に問題があるとの御説だが、本文ではその形態とか、性格が通説でいわれるように、劣等なものではないことをのべた。

中小企業の出生・死亡の繰返した、といわれるが、吉沢氏の質問(2)の解答にあるとおり、全中小企業の一パーセントにも満たないものだから、存続する、という主張には差支えないと思う。

(4) 大企業が戦略的に中小企業の存続を許容するにしても、中小企業存続傾向には変りなく、中小企業としても廃業よりはましである。

「大企業の成長を助けるためのみ、中小企業の存続意義があるのか。」の御質問であるが、私はそう思わない。大企業の戦略のベースに乗ったからといって、中小企業自身にもプラスになっているところもあるから参加したのだと思う。本報告では御質問の逆の趣旨であった。「中小企業の存続を助けるためのみ、大企業の成長の意義があるのだ」といった。

(5) 中小企業の存続の意味についての質問ですが、本報告は現実の能力の側面からとらえた。ほかに、人間性とか、政策とか、の視点からも考察する必要がある。「あるべき姿」についての考察につ

いてであるが、私としては研究がまだそこまで進んでいない。例ば業種ごとの適正経営規模は如何にあるべきか、という問題について、将来まとめて発表したいと思っている。

(6) 人件費をウエイジとみないで、コストとみるからこそ、本文のような論理が展開できた。人件費が高くなっても、資金コストの低いことが中小企業のとりえだ、というのが本文の主張である。

クリーピング・インフレーションが賃金コストを高め、それが低資金コストでカバーできるか、どうか、今後検討してみたい。

質問三 (明治学院大学 畑井義隆)

(1) 統計(利潤率と中小企業数)によって中小企業存続論を説くのは、理論的にその存続可能性を論証した上でなすべきで、そういう意味で理論的に補足願いたい。

(2) 参考表の零細企業の利潤率が大企業に比べて著しく高いのは、個人企業と法人企業の計算方法の違い(個人企業の方は家族労賃が利潤に含まれている)があるのではないか。

答 (1) 中小企業の存続の可能性を論証せよ、とのことですが、本文で触れているように、低資金コストが主たる原因だと思えます。それが資本回転率とか、利潤率の優位をもたらすのだと思う。

(2) 個人企業の利益率計算について、御質問に対して、再調査してみますと次のように書いていました。従って家族労賃が利潤に含まれているようです。

「現在の国民所得の推計では、基礎資料の関係で税法上の専従者控除を受けている家族従業者数が明らかでないため、その所得を個人業種所得に含める方式を採用しているので、これに対応して本調

査でも、この項目には専従者控除額を計上しないことにしている。」(個人企業経済調査年報、総理府統計局、一九六四、一五頁) 製造業のばあい一人の零細企業の営業利益率が五五%というべらぼうな高率の理由もこれで理解できました。御指摘有難う存じました。今後厳密な意味の利益率の資料を手に入れるべく調査したいと思えます。

名古屋地方陶磁器工業組織論

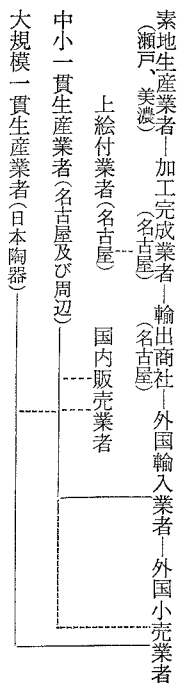
——競争と独占の日本的形態——

中 村 精

（南山大学）

一 型別存立形態

名古屋地方卓上用厨房用陶磁器業者の型別存立形態は次の如くである。



それはわが国特有の産業組織の一つのタイプを代表し、中小企業、及び中小企業と大企業との関係の基本的諸形態と諸問題のいくつかを含んでいる。小論では第一に加工完成業者の性格規定、第二に価格形成における競争と独占の問題、第三に分業組織と一貫生産の意義について述べたい。

二 加工完成業の資本の性格

1 戦前問屋資本

問屋制生産は工業化の初期段階における一つの生産形態である。商人資本が家内工業的小規模生産者に対して、製品販売、原料購入、

金融等の機能を受持ち、そして生産にも外部から介入し、生産者を支配し、有利な交換比率、交換条件を確保する。小生産者は単に生産を担当するだけであり、その所得は賃労働者なみ、ないしはこれを僅かに上回る程度であって、利潤に当る分の大半は問屋の手に帰する。

問屋制生産を以上の様に理解するとき、昭和前期までの愛知岐阜両県の中小陶磁器生産は正にこれに該当した。すなわち素地業者は小零細規模で、これに対して加工完成業者は問屋資本として金融力を背景に圧倒的優位に立った。素地業者は専属下請的關係にあり、最低生産量確保の利点はあったが、反面売買価格において不利で、

生産マーシンの大きな部分を問屋が取得していた。また問屋資本の給付業者把握は、絵柄の販売上の重要性、商業的センスの必要性から、素地業者以上に強力であった。

2 戦後の変化

問屋の自家生産は昭和十年頃から既に進んでいたが、戦後この傾向はつづいた。また素地業者に対する支配力は戦後喪失し、一時は素地業者優位の場合さえ生じ、かつてのように支配従属関係による交換条件不均等の事情はなくなった。では問屋資本から何に変わったか。

(1) 工業資本的側面

第一に、絵付工程は加工生産活動である。第二に給付工程が素地購入—加工—販売の全過程に占める比重は相当高い。組合資料に基づけば、名古屋加工完成業者の転売分を除いた売上原価に占める材料費比率は五四％に止まる。また素地生産費六四％に対して給付加工費三六％と相当高く、これに管理費の半分と荷造費を含めると四五％と更に高くなる。第三に、回転率が低く、労働装備率が低く、商業的特長を示すようだが、それは大工業に対する中小工業の特長でもあり、また転売分を除くと回転率は大体中小工業平均なみになる。

(2) 商業資本的側面

加工完成業者の現在の主要機能は第一に給付の選定であり、第二に集荷である。ところで特定の色艶や形の素地が作れるか、絵の色がよく出るか、堅牢か、等が陶磁器商品の基本機能であって、どんな絵柄がいいかということは、生産の末端に位置していても、販売促進に密着した部分であり、販売機能に属する側面を見逃すことは出来ない。つまり給付は生産活動であるに

しても、極めて商業的要素の強い部分である。

つぎに、自動車等のアセンブル工業においては部品組立は全生産工程の中核であるが、給付は生産工程の副次的部分であって、販売過程に一步足を踏込んでいる。その時素地買入は工業における部品調達というよりも、商業における集荷機能の側面を多分に持っている。更に素地集荷梱包だけで輸出する転売分の比重が組合資料では素地購入費と比べその九四％にも達していること、給付下請依存がなお相当あり、その機能が商業資本的の充用であること、を見逃せない。

すなわち、生産活動に焦点をあてれば商業資本的要素を含む工業資本として規定されようし、機能に視点を向けば、商業的要素の最も混在しており生産の観点からは副次的部分が、集荷機能を通じて流通部分にはみ出たものであり、主要な機能は商業資本といい得よう。筆者はむしろ後の規定が妥当ではないかと考えるものであるが、そこから強うかがえることはわが国中小企業の存立形態の特殊な性格である。

三 大企業と中小企業—価格形成における

競争と独占

1 市場構造

価格形成の前提となる市場構造をはじめを見ると、台所食卓用品（和食器を除く）の昭和四〇年全国生産額二三六億円、うち輸出は七六％に達し、輸出先のなかではアメリカが五二％と最大手市場である。アメリカ市場はいくつかのグループに分れる。

第1表 経営諸比率 (昭和39) (%)

	日本陶器(1)	名古屋(2)		素地業者(2)			製造業平均(3)	
		加工完成	一貫五社	瀬戸陶磁器	輸出	岐阜 滝呂	県 恵那	主要企業 中小企業 (50~299人)
売上高純益率(税込)	10	1.3	△ 7.8	5.2	2.5	7.5	5.2	3.1
黒字企業売上高純益率(税込)		2.0	0.8	6.9	4.2	7.8	—	—
総資本純益率(税込)	5.2	2.9	△ 9.9	6.0	3.2	9.2	4.6	5.1
売上高人件費率	30.4	12.0	29.0	32.6	28.5	24.0	10.9	13.5
売上高外注費率	1.9	8.1	5.3	2.4	6.4	32.2		
1人当人件費(千円)	535	271	353	324	241	249	624	373
自己資本比率	31.6	17.8	36.3	26.5	19.7	29.3	27.6	21.4
剰余金対総資本比率	23	8.9	13.3				10.9	12.8

(資料) (1)有価証券報告書, (2)日本陶磁器工業組合連合会資料, (3)日銀中小企業経営分析, より各々作成。

第一に、日本陶器及び西ドイツ、イギリスの業者によって形成される中級品市場である。そこには国際的な寡占市場が成立している。第二に、日本陶器以外のわが国一貫業者及び加工完成業者を主体とする下級品市場である。第三にイギリス、アメリカ業者による最高級品市場で、これも寡占市場である。第四にアメリカ自体に關しては、厚手陶器の業務用ホテル・ウェアは機械化によってアメリカ製品が主流であるが、薄手高級磁器は機械化に限界があり、高賃金のため外国製品に圧迫されている。

洋飲食器類の国内市場は近年伸長している。

洋飲食器に占める日本陶器の比重は、昭和三九年輸出一六%、内需二六%程度である。日本陶器のみが日本の水準の大企業の種類に入る近代的産業資本であるが、それにしても日本の主要製造企業平均の四分の一位の総資産、売上規模の企業である。

2 市場行動価格形成の態様

価格競争の特長を要点的に列挙しよう。

第一に、輸出市場における日本陶器と他の一貫及び加工完成業との価格の開きが極めて大きいことである。アメリカ向け標準物九三ピース工場出値で、日本陶器平均三〇ドルに対して、他は一七ドルかこれをやや上回る程度である。

第二に、日本陶器のアメリカ市場における主たる競争相手は西ドイツ業者である。アメリカ市場の最高級品小売値五〇〇ドルに対して、日本陶器のノリタケ・チャイナは九〇〜二〇〇ドル、西ドイツ物一〇〇〜二〇〇ドルであり、他の日本製磁器は六〇〜九〇ドルに止まる。ノリタケ・チャイナは九〇〜一五〇ドルクラスを殆んど独占し、西ドイツは一五〇ドル以上クラスに重点がおかれる。外国企業との競争の形態は品質、デザイン、新商品設計に重点がおかれ、価格競争は顕示的には少ないが、しかし競争の底に価格はやはり重要な役割をもっている。外国企業との結託は行われていない。

第三に、わが国内市場では日本陶器と他の一貫業者との価格差はアメリカ市場の様に開いていない。日本陶器及び他の一貫五社、ならびに加工大手二社で六割強を占めながらも、寡占的行動は見られない。そして製品の変化が甚しいところから、大手筋には若干足踏みが見られる。

以上の様な価格競争は企業経営にどの様に反映しているであろうか。

3 市場成果

(1) 型別経営格差 第1表は洋飲食器業の経営諸指標を日本陶器、名古屋地方加工完成業、同一貫生産業、瀬戸洋飲食器業岐阜県陶及び滝呂地方洋飲食器業にグループ分けして算出したものである。瀬戸以下は、一貫及び加工完成業も含むが、主体は素地業者である。

これによれば、最も大きな特長は日本陶器の利益率、資産内容が際立ってすぐれ、これに対して名古屋地方一貫及び加工完成業が対照的に良くないこと、瀬戸及び岐阜の素地洋飲食器業者はその中間にあつて比較的ましな利益率を出していることである。

(2) 経営格差の原因(a) 日本陶器と中小企業 経営格差の原因は何か。第一にコスト差を見よう。前記価格、利益率から推計されるコストは九三ピース日陶二七ドル、中小企業一七・二〇ドルと日

陶の方が高い。しかし品質差を考えねばならない。戦後日陶と他業者との技術差は相当縮小したが、現実の品質差は存在している。日陶の場合二級品の破砕処理、高級原料使用、稀少原料の独占確保、原型の入念さ、形状と絵柄に關するスタッフの充実、完全一貫に基づくセット品の色艶の統一性、連続性等において現実に品質上すぐれた地位にある。この品質差を考慮したコスト比較は出来ないで、他の諸要因を見よう。

生産性に関しては、日本陶器だけが受注態勢と生産態勢とが結びついて量産の条件がとらっている。良品質量産低コストをかなり達成している様にも見える。しかし他方人件費格差と磁器生産における機械化比重が問題になる。第1表の如く日陶人件費は他業者の二倍に及ぶ。他方労働装備率は業界では飛抜けて高いが、しかも主要製造業平均の半分にすぎず、労働集約的産業である。だから売上高人件費率は他業者をしのぎ、特に主要製造業平均よりもはるかに高い(第1表)。この様に機械化に限度があるとき、低賃金中小陶磁器業に比べコスト上有利な立場にあるとはいえない。

そこで経営収益差の主因は価格差とならざるを得ない。価格差の根拠は、第一にノリタケ・チャイナのブランドである。これはまた品質デザインの向上、販売価値向上のための絶えざる努力に基づき、そして両者は相互作用をしている。ブランドを支えるものはまたその販売組織である。

見忘れてならぬことは大規模ということがこの場合一定の役割をもっていることである。海外販売組織確立のためにも、また一貫生産を効果的に実施するためにも大規模を必要とする。そして生産物

差別型寡占であるが、生産物差別に規模が重要な役割を持ち、またある程度の集中がみられる。このタイプは、集中型寡占と生産物差別型寡占とが混合した自動車のようなタイプ、及び「○○の羊かん」の如く、生産物差別はあっても小規模であって、集中度が低いタイプと区別してみる必要がある。生産物差別型を更に区分の意義は参入阻止力独占力の差にある。

(3) 経営格差の原因(b)―一貫、加工完成、素地各生産業 一貫中小企業不振の原因は、第一に、価格が日陶を大きく下回っていること、第二に、生産管理面において素地と絵付と生産工程の性格が異なり、この能率的結合が相当むづかしいこと、第三に人件費が他の中小企業よりも割高であること、第四に管理費が特にその上位層において割高にしていること、第五にデザイナー輸出において、近年バラ物輸出比重が増えているが、これは小回りの利く素地業者に比べ不利なこと、第六に受注不振の際の見込生産が素地業者はある程度出来るが一貫業はこれが困難のこと、があげられる。

加工完成業者は過当競争のただ中にあり、素地業者とは力関係が逆転してこれにいわせ出来なくなっている。

素地業者の場合、その裏に当る訳で、また一貫に見られた様な生産管理上のむづかしさはなく、中小企業の現状においてむしろ適した生産形態であること、等がその収益の基盤にあった。

(4) その他の市場成果、生産、付加価値及び同上一人当りの一九五六―六二年伸び率は一人当り付加価値を除き、製造業平均を下回った。だがこれは高度成長期に圈外にあったという需要目に基づき、市場構造に原因はなかった。一人当り付加価値の伸び率の高いのも、

核の求心力的安定政策とこれを取りまく中小企業の遠心的分裂的政策とのグループ間の抗争の規定は、この場合には極めて適合性のある所説といえる。

中小企業間の過当競争及び国内市場における少数集中企業間の非結託競争の行動はともに日本の特長を示しており、これらタイプの理論的試みは寡占にしてまだ知らない。私見では成長新産業が投資、下資本量等の関係で大企業によって押えられる寡占の経済段階において成長産業に参入の条件を持たない中小企業間の競争が「過当」の性格を持つと考えられるが、仔細は別の機会に譲りたい。

四 産業組織の近代化その日本的形態

冒頭の諸類型について性格、行動、相互関係等を跡づけてきたが、最後に、それらの存立基盤、その意義を産業発展の視点から考察しておきたい。産業発展の指標を品質性能及び生産性の向上におく。

加工完成業者（問屋資本）を核とした分業組織の存立条件は始発的には問屋制自体にあった。だが問屋制解体後も分業組織が装いを新たにして存続している根拠は何か。それは発展の促進的形態か制約的形態か。

一貫生産は分業形態よりも、次の点においてより、発展した産業組織形態である。(1)デザイナー品質の統一性、連続性においてまさる。(2)絵付工程をもつ一貫業者の方が洗練されたスタイル感覚を持てる。(3)総合的な技術革新力は一貫業者の方が大である。

だが現実は一貫業者の方が不利の場合が多い。この点さきにもふれたが、更に分業組織側から指摘すると、(1)白素地業者数は比較的

労働集約産業として賃金上昇の影響の大きいことに基づいた。技術については中小企業間の競争から、新設備が昭和三〇年来相当導入されたが、製造業平均より低かった。フル稼働だったが、それは需要の伸びの弱さ、過当競争を背後にもっていた。

(補論) 特定寡占価格理論について。

こうした特定タイプの行動に関して理論的抽象を試みる上での予備的考察として、関連諸価格理論とのつながりを考えておきたい。勿論一般理論が媒介なしで特定産業タイプの行動を説明し得る訳ではなく、その応用によって説明し得る論理を内蔵しているかが問題である。

生産物差別型寡占論についての一つの疑問は、規模の問題が潜在的には立論の出発点にあるにしても、明示的にはチェンバリン、ロビンソンともに取扱われていないことである。大市場大規模少数の場合と小市場小規模少数の場合とによる、技術、コスト、資本力、販売力等の差は理論の中にもっと組入れなくてはよいものだろうか。J・ペインは規模の問題を随所に導入しているが、一貫した理論化とは必ずしもい切れないようだ。尤も参入阻止価格論自体に規模の問題が内蔵されているといえるかも知れない。マルキシズムでは生産物差別型寡占の論究はみられない。

シロスの技術不連続を基礎とした集中型寡占価格、あるいはマルクス独占価格論の一解釈としての白杉氏の特別剰余価値固定化説はともに今の場合労働集約的産業であって賃金格差を相殺し得る程のコストをたらし得ないことによって適合し得ない。

日本陶器と中小企業との関係については、ヴァッターの寡占の中

少く、技術上の談合が行われ、品質上のちらばりが少くなってきた。(2)加工完成業者の継続的な購入によって不連続性の余地が少い。(3)素地業者の特定品種集中生産によって生産性が高くなる。(4)設備近代化努力が払われている。以上分業組織諸指摘点中には品質、生産性を伸ばす要素が含まれ、またバラ物に見られるような需要の近況に合致した産業組織の側面を持つ。現在分業組織が産業発展の制約的形態とは必ずしもいい難い様に思われる。ここに中小企業の一存立条件があるといえる。

しかしイギリス陶磁器業では皆一貫生産であるのは何故か。わが国では分業組織の存立条件が何故それ程強く、一貫生産のそれが強化され得ないのか。

その理由の一は上述の分業組織自体の適合性である。だが中小一貫業者の仲悩みのもう一つの制約要因としては、第一に直接的にそれ自体に内在する諸点があげられる。(1)技術開発力が現在規模では大きくあり得ない。(2)均衡的産産態勢を持ってない。(3)販売組織がなお十分である。(4)価格における日陶との断層、すなわち一貫生産が産業組織としては技術発展の展望をより持つにも拘らず、その力量を發揮し得る規模と蓄積を持ち得ない所に一根拠がある。

第二に間接的に日本陶器の高い参入障壁がもう一つの決定的制約要因となっている。その生産物差別が確立されてなければ、もっと上記不備弱体諸点を克服し得たであろう。勿論これは日陶が該産業発展の制約者であったというのでなく、その逆である。問題はこのような産業組織確立の所では辛苦の多い経営努力が必要なグループがあることである。

(本稿の詳細はアカデミア五九集及び六一集に載せた。)

質問一 (神戸大学 新野 幸次郎)

(一) 副題になっている「競争と独占の日本的形態」という意味と、そのねらいについて御報告中がかならずしも十分な御説明がなかったように思います。興味あるねらいをおもちのようですのでお教え願います。

(二) 最後の部分で、価格理論との関係をふれられましたが、各理論モデルとの適合性の検討だけでなく、この工業に特有な性格を含んだ構造モデルを仮説的にでもおつくりになり、それに基いて分析なされば、より明示的になったのではないかと思いますか、いかがなものでしょう。

答 (一) 競争と独占の一般的諸問題が日本という特殊風土のなかでどのような特殊形態をとるかを行論の中で明らかにしたかった。御指摘の如くこの点更に追求の要があると思われる。ただ問屋制解体後も分業組織はイギリスなどと異り依然存続し、むしろより発展した形態である筈の一貫生産よりも強味を發揮しているが、これは賃金水準が低く小回りが利くという利点が環境に適合したこと、他方一貫生産は発展性を現実化するにはなお規模、蓄積が足りず、そしてこれは生産物差別型寡占の産業組織が確立していることよって強化されていること、この点に日本の特長が見られるのでなからうか。

(二) 御指摘の通りである。ただ非力一挙にそこまで行けないので、その中間段階で既存価格理論との関係を若干考えて見た。

質問二 (桃山学院大学 竹内 正巳)

(一) 国内における日陶と中小メーカーの製品価格差、価格形成に

おける相違

(二) 日陶製品のアメリカ市場におけるシェア(市場支配力をもつものかどうか?)

答 (一) 日陶、一貫五社、加工完成大手二社で洋食器内需の六割強を占めるにも拘らず、これら間に寡占的行動は見られないし、また日陶の生産物差別型寡占が確立しておらず、価格差の巾は狭い。

(二) アメリカ市場の中級品は、九三ピース九〇〜一五〇ドルクラスを日陶はほぼ独占し、一五〇〜二〇〇ドルクラスを西ドイツ、イギリス業者と競争するが、これに劣る。しかし売上額では日陶がアメリカ市場で最大の比重を占める。中級品市場は相当強い生産物差別型寡占市場だが、結託は見られない。

拠点開発政策と都市形成

一 都市の自然淘汰

わが国の経済は、これまで東京と大阪の二つの拠点を中心として発展を遂げてきたが、とくに戦後においては、東京の地位が圧倒的に上昇し、東京への求心的構造はいっそう強まることになった。昭和三〇年代に経験した高度成長は、三大都市圏の比重を高め、いわゆる東海道メガロポリスを形成しつつある。このような急激な変貌によって、都市の自然淘汰と離農が促進され、いまや日本経済の地図を新しく塗りかえつつある。

ところで、三〇年代の前半と後半とを比べてみると、若干のニエアンスの差があることに気がつく。いずれも都市人口の増加率が都市の規模のちがいに対応し、一定のスケール以下の都市が絶対的に減少していることには変るところがない。しかし三〇年代の前半においては、増加人口の六〇%が一〇〇万以上の都市に吸収されたのに、後半においてはその吸収が三二%に減少し、逆に一〇万ないし一〇〇万未満の都市が人口の大部分を吸収している。これは三大都市圏の外延的拡大の傾向を示すとともに、地方的な中堅都市が育ちつつあることを示すものである(第1表)。

すなわち、昭和三十九年の人口をみると、東京区部と大阪市内では

第1表 都市スケール別人口増加率

人口規模	増加率		寄与率	
	35/30	40/35	30~35	35~40
総数	4.6%	5.2%	100.0%	100.0%
100万以上	17.5	9.1	60.4	31.7
50万~100万未満	26.5	24.6	9.2	13.8
30万~50万 "	13.3	13.9	12.2	14.0
20万~30万 "	8.1	14.8	9.4	17.0
10万~20万 "	9.5	16.8	20.9	32.4
5万~10万 "	4.6	8.4	11.5	18.3
3万~5万 "	1.6	2.3	4.8	4.8
2万~3万 "	△ 1.7	△ 0.8	△ 2.9	△ 1.1
1万~2万 "	△ 3.1	△ 4.2	△ 12.6	△ 12.5
5千~1万 "	△ 4.7	△ 8.3	△ 10.1	△ 16.2
5千未満	△ 5.6	△ 13.4	△ 2.8	△ 0.4

(注) 国勢調査による。基準年次の人口を比較年次の市町村人口に組替えてある。
伊藤善市「中堅都市産業開発論」(中央公論経営問題別冊, 昭和41年9月)

伊藤 善 市

△東京女子大学▽

第2表 3大都市圏およびその他地域の都市スケール別人口増加率

(単位：1,000人)

人口規模	3大都市圏			その他地域		
	35	40	40-35	35	40	40-35
総数	28,082	32,977	4,895	32,812	33,949	1,137
100万以上	16,793	18,363	1,570	—	—	—
50万~100万未満	633	855	222	2,249	2,587	338
40万~50万 "	406	501	95	857	985	128
30万~40万 "	684	825	141	2,408	2,633	225
20万~30万 "	1,299	1,587	288	3,937	4,190	253
15万~20万 "	1,594	2,011	417	3,227	3,453	226
10万~15万 "	1,653	2,146	493	3,172	3,320	148
7万~10万 "	1,382	1,913	531	3,519	3,528	9
5万~7万 "	1,620	2,137	517	4,476	4,485	9
4万~5万 "	1,108	1,449	341	4,015	3,954	61
4万以下	927	1,190	283	4,952	4,812	130
			増加率 %			増加率 %
			7.4	32.1	1.137	3.5
			9.3	32.1	—	—
			35.0	4.5	2,249	15.1
			23.4	1.9	857	14.9
			20.5	2.9	2,408	9.4
			22.1	5.9	3,937	6.4
			26.1	8.5	3,227	7.0
			31.3	10.1	3,172	4.7
			38.4	10.8	3,519	0.3
			32.0	10.6	4,476	0.2
			30.7	7.0	4,015	2.5
			28.4	5.4	4,952	2.5
					4,812	11.4

(注) 3大都市圏とは、東京都区部、大阪市、名古屋市への流遷(通学を含む) 仮定(昭和30年を2%以上、35年3%以上の増加率をみたす行政上の都市人口を採用(科学技術庁 賃金局「都市地域の決定基準に関する調査」による基準)、35年人口数は40年市域基準に照準して算出。「昭和40年度国民生活白書」より算出。

転出超過に転じているし、四一年には名古屋でも同じ傾向がみられるからである。だが3大都市圏についてみると、それは増加人口の八〇%以上を吸収しており、その吸引力はいぜんとして強力であり、それだけ日本経済が高密度社会であることがわかる(第2表)。

都市に向かっての人口集中傾向は世界的な現象であるが、日本の場合は戦前戦後を通じて大都市集中という特性をもち、とくに3大都市圏への集中がはげしかった。明治一三年以後昭和一五年までについて、五年おきに地域別の人口増加率をみると、関東臨海、近畿臨海は増加率が高く、山陽、北九州、近畿内陸、東北等の増加率は上昇ないし横ばいとなっているが、山陰、四国、南九州の人口は、昭和一一一五年に、すでにマイナスを記録しているのである。このような戦前パターンは、昭和一五年以後に根本的な変化をとげた。戦争、戦災、疎開、帰農、敗戦による引揚復員等の要因がからんで、関東臨海、近畿臨海は一五年から二〇年までの間にマイナス二五%という減少ぶりを示したが、逆に関東内陸、東北、北陸、山陰、四国等は一五一一〇%の増大となった。

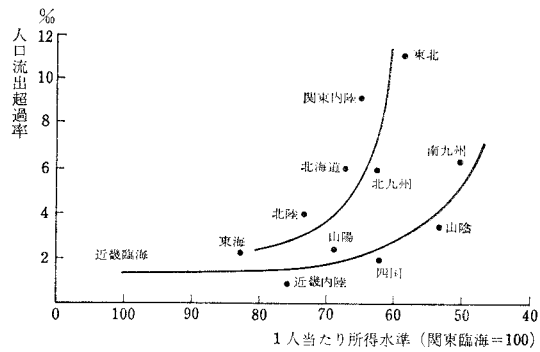
けれども、昭和一一一五年にはこれが逆転し、ふたたび戦前のパターンへと復帰している。戦前パターンへの復帰ということは、次のような意味をもっている。それは、このたびの戦争と敗戦による混乱がなかったならば、なしくずしに都市にむかって流出したはずの農村人口や潜在失業人口を、昭和一五年以後、後進県に滞留させたということである。

ところで三〇年代の変化には、いま一つのちがった側面がある。それは日本経済の急激な工業化と都市化に伴う地域経済の構造変化

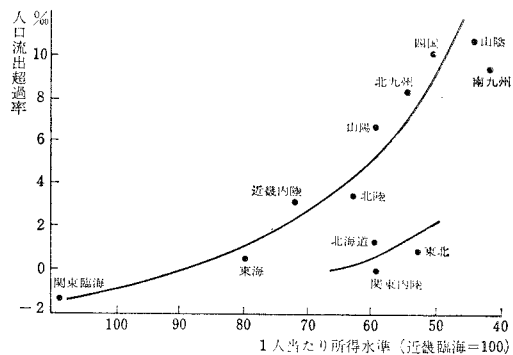
という要因がつけ加わったということである。人口移動の問題に限定すると、戦前の供給圧力型が戦後は需要索引型に転じたということである。したがって、関東臨海の成長率が激しければ激しい程、北関東や東北の人口流出率が高くなっているのである。いずれにしても、三〇年代の動向は戦前パターンへの復帰と、新しい構造変化という二つの要因が混在している。

ここで注目すべきは、この間に地方中堅都市も着実な膨脹をとげたということである。とくに人口一〇万—一〇〇万の都市の増加率と増加寄与率に注目する必要がある。いま横軸に各都道府県の人口増加率をととり、縦軸にその県の人口増加率をとって相関をみると、東京、大阪、名古屋、京都のごとき大都市、および横浜、浦和、神戸のごとき準東京、準大阪の都市、ならびに後進中都市を代表する右上りの回帰線と、札幌、仙台、広島、福岡などの拠点性の高い大規模地方都市群、および一県一都市型の盛岡、松山、鹿児島といった中規模開発都市群を代表する、いま一つの回帰線を得ることができる(第1図)。このことは、中進県や後進県の人口が、既成の大都市に吸収されるだけでなく、それぞれの県の吸引力に対応して、その都市機能の一部または全部を吸収されつゝあることを示している。われわれは都市の人口吸収を規定する力が、人口および所得ではかった都市のスケールに正比例するとともに、隣接大都市からの距離にある種の間接関係があることを確認することができる。われわれのいう中堅都市とは、大都市からの逆流効果を受けることが少なく、各地域の中で拠点性を備え、あるいは備えうる地域をさしている。

第2図 所得格差と関東臨海への人口流出超過率 (昭39)



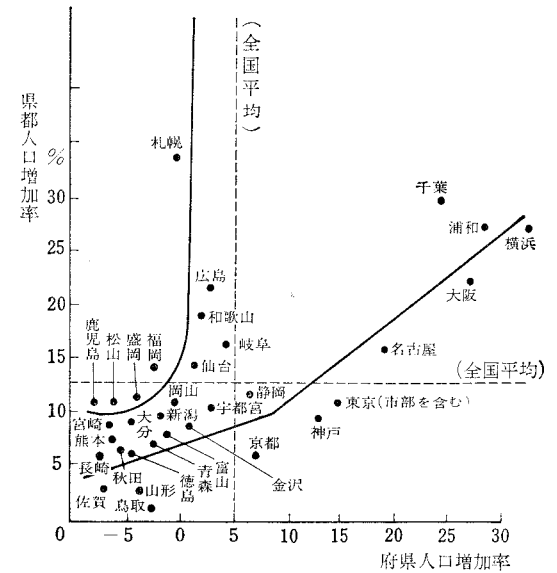
第3図 所得格差と近畿臨海への人口流出超過率 (昭39)



伊藤善市・坂本二郎『都市化時代の日本経済』(昭42), p. 124

すことになりかねない。ただし、生活水準の格差は向都性向を促進する必要条件ではあるが、都市の方で雇用機会がなければ十分条件とはならない。すでに一言したように、戦前の人口移動は過剰人口圧力によるサプライ・プッシュ型であったが、戦後は都市の成長にもとづくデマンド・プル型に変化しつつある。とくに都市においては職種のバラエティが豊富であり、バイタリテイと自由な雰囲気、それに生活の便利さがある。またハイ・タレントとの接触による才能開発のチャンスにめぐまれている。このような文化的な環境をふくむ環境格差の存在が、向都性向に拍車をかけたことはいうまでもない。しかし接触の利益をもっとも強く受けるのは企業の例である。向都性向と婚姻の機会との関係はどうか。第3表は昭和四〇年の国勢調査データをもとにして、男女の結婚年齢差五才とした場合の、年齢階層別男女バランスを示したものである。これによると、男子二〇―二四才層に対応する女子一五―一九才層の比率は、先進県が一〇〇以下、後進県が一〇〇を大きく上回っていることがわかる。したがって、男子の若年労働力の單身型流出があれば、一定のタイム・ラッグを

第1図 府県人口増加率と県都人口増加率との関係 (昭35~40年)



(資料) 北海道東北開発公庫調査役角田修一氏の作図による。

とにしよう。完全自由競争を前提とすれば、労働力の移動が自由に行われるから、地域格差は縮小するはずだが、労働力は同質的ではないし、また労働移動を妨げる制度的・心理的要因が存在するために、完全な移動は行なわれ得ない。しかし、都市の人口規模別にみた人口増減率の傾斜構造から明らかかなように人口の社会移動にはある種の法則性がある。

向都性向を規定する主観的要因として、民主化の進展と教育水準の上昇に伴う職業世襲観の衰退があげられる。また教育水準の一般的上昇に対応して、人間の変化に対する適応能力、移動能力が高まったという事実がある。かつてアダム・スミスは労働の不移動性を指摘したが、ガルブレイスは教育水準と変化に対する適応能力との間に密接な相関関係のあることを強調した。日本のような高密度社会においては、時間距離、経済距離意識距離の短縮に対応して、またテレビの普及率の高水準に対応して、ガルブレイスの仮説があてはまるような条件がそろいつつある、といつてよい。

脱農の進行、職業世襲観の後退、民主化の進展ないし教育水準の上昇と普及という事実は、職業選択に関する経済主体の態度に大きな影響を与える。かりに、都市にむかっての人口集中傾向を、人間の主観的、心理的態度にかかわらずして、これを向都性向とよぶこ

二 向都性向

向都性向を規定する客観的要因としては、高度成長に伴う所得水準の一般的上昇と、それによってひき起こされた地域間の成長率の格差という事実があげられる。地域経済活動の規模と内容を規定するのは、短期においては有効需要の地域的配分の態様と産業連関の姿、および波及の構造であり、長期的には生産力の地域配分と、産業および都市機能、人材の集積の程度である。これに各地域の成長の可能性と、都市集積の可能性といった要因が加わる。第2図は所得格差と人口流出超過率との関係を示したものであ

第3表 結婚年齢差5才とした場合の年齢別男女バランス

(男=100) 昭和40年

(単位: %)

男子の年齢	全国	東京	大阪	愛知	静岡	高知	山形	島根	鹿児島
5~9才	101.1	125.9	127.0	117.9	95.5	94.9	80.7	82.9	76.8
10~14	81.7	94.2	94.1	94.4	84.3	77.3	74.0	73.9	78.2
15~19	82.2	47.7	55.3	60.6	86.8	101.4	109.4	107.3	137.5
20~24	118.5	68.8	85.7	120.2	130.4	165.4	175.0	190.0	205.3
25~29	109.5	106.2	104.3	115.6	110.5	118.5	107.3	108.7	110.4
30~34	102.0	111.3	107.5	104.1	99.5	93.8	93.8	93.3	96.7
35~39	110.3	122.9	118.6	112.1	105.6	104.2	104.1	103.2	109.5
40~44	138.4	141.6	142.1	142.4	137.2	135.9	142.1	132.0	144.0
45~49	144.7	145.0	145.2	146.7	148.4	153.4	150.0	142.9	155.8
50~54	123.9	121.7	120.9	120.4	127.6	133.3	122.6	130.0	138.1

伴って、女子の流出が随伴する。そのため、後進県はいっそうの人口減少に見舞われ、また人口の再生産能力も低下することになる。後進県はこのような戦略的人材に対し、生き甲斐のある職場、快適な住宅、若い人材を評価する態勢をとらなければ、都市の自然淘汰にさらされることになる。

三 拠点形成の必要性

さて三〇年代の後半に顕著な事実として、東京、大阪などの既成工業

言葉に對置してつかわれている。たしかに面積と人口とのバランスを問題にすれば過疎である。けれども経済活動の規模と内容およびそのポテンシャルに照してみても、むしろ人口の相対的に多い地域であり、これを過疎とよぶよりはむしろ過密とよぶべき性質のものである。過疎問題は、山陰、南九州、四国等からはじまってきた。次第に北上の傾向がある。挙家離村がはじまると離村は離村をよび、累積的に進行する。これまで考えられてきた「無医村解消論」や「原型復帰の災害復旧方式」などは再検討されなければならない。住民意識調査の結果では、若い世代が子供の教育を重視していることが注目される(第4表)。

山村振興に対してはいくつかの考え方をあげることができる。現状維持論、積極開発論、拠点形成論、集団移転論、自由放任論等がそれである。われわれは別の機会に、その各々について検討したから、ここではくり返さない(拙稿「過疎地域に拠点をつくれ」中央公論、一九六七年六月号)。われわれは山村の分解と集落の再編成が必至であると考える。われわれは東海道メガロポリスの形成がもつ効率上の優位を認める。しかし、日本列島の発展のエネルギーは、東京メトロポリスの北上エネルギーと、東海道メガロポリスの西進のエネルギーという基本動向の上にあつて、日本海岸や内陸都市をふくめて、地方的な拠点都市を中心に人口の集積を進めるべきものと考える。拠点形成が山村にも必要である。第4図は人口集中地区人口(DID)比率と所得水準との間に相関関係があることを示している。

かくて中堅都市は二重の役割を果たすべきことが要請される。そ

第4表 山形県山村住民の世帯主世代別離村理由

(昭和41年) (単位: %)

	計	30才台	40才台	50才台
1. 経済的理由	47.5	38.1	60.0	44.8
2. 子供の教育	27.5	42.8	20.0	23.7
3. 負債の整理	10.0	9.5	20.0	5.3
4. 労働力不足	6.3	4.8	—	10.5
5. 日常生活不便	5.0	4.8	—	7.9
6. その他	3.8	—	—	7.9
計	100.0	100.0	100.0	100.0

山形県地域経済研究会『山村における人口減少の要因調査』(昭41)、半田次男『辺地の振興』(大塚佐武郎編『都市開発講座』第1巻、昭42)。

地帯から、国道主要沿線に工業が分散立地を開始しているという事実がある。これは分散というよりは大都市圏の外延的拡大ないしは集積の一形態として理解すべきものである。昭和三七—四〇年に分散した大工場一四六について、東京、大阪、名古屋からの距離をみると、全体の四二%が五〇キロ圏内に立地し、一〇〇キロ圏内では六七%に達する。

もっとも多いのが五〇—一〇〇キロ圏内であるが、高速道路や主要国道線が整備されるにしたがつて、しだいに分散距離が拡大の傾向にある。さらにまた最近時の労働力不足に対処するために、地方の拠点都市の周辺に労働力立地型として分散しているケースも目につくようになってきた。

ところで三〇年代の後半に注目されるいま一つの事実は、山林僻地の住民が町にはじめてきたということである。そのため、いわゆる過疎問題が発生した。しばしば過疎とは大都市の過密という

の一つは大都市からオーバー・フローした企業を受け入れること、第二は山から町に降りる人々に対して、生産の場と生活の場を提供するということ、これである。山村の拠点は、山村集落の再編成と集積地区の形成をねらいとすべきである。いずれにしても都市の経済的スケールと内容、およびその配置のあり方が、都市機能と対応した時、その都市は拠点性を高めうることになる。

第4図 DID比率と所得水準

